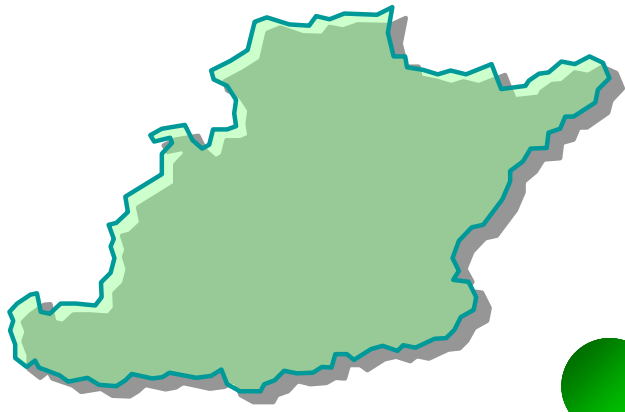


# 新・西脇市誕生までのあゆみ

西脇市・黒田庄町合併の記録

西 脇 市



## 新・西脇市誕生までのあゆみ 西脇市・黒田庄町合併の記録



## 空から見た西脇市





## はじめに

平成17年10月1日、西脇市と黒田庄町が合併し、人口約4万6千人を有する新「西脇市」が誕生しました。

西脇市と黒田庄町は、加古川が貫流し、地理的・歴史的にもつながりが深く、行政面をはじめ経済・文化・日常生活など、さまざまな面で一体的な生活圏を形成してきました。

過去においても幾度か合併について検討されてきましたが、平成13年に西脇市・多可郡4町を枠組みとした合併協議会設置に向けた住民発議がなされ、急速に合併の機運が盛り上がっていきました。以来、合併に向けての具体的な検討と協議を行って行く中で、平成15年11月には西脇市と黒田庄町による合併協議会を立ち上げ、住民・議会・行政が一体となり協議を進め、今回の合併が実現いたしました。

これまで両市町は、長い歴史の中で、豊かな自然の恵みを楽しみながら先人たちが育んできた産業・文化を脈々と受け継ぎ、それぞれが個性のあるまちを築いてきました。全国的な「平成の大合併」という時代の流れの中において、1市1町、合併市町面積では県下最小という小規模な合併ではありますが、西脇市は市制発足以来50有余年、一方、黒田庄町は明治期の市町村制度創設以来の合併という歴史的な決断をいたしました。

ここに刊行します「新・西脇市誕生までのあゆみ」は、西脇市と黒田庄町という2つの自治体の歴史の締めくくりとして、また、新・西脇市の新たな歴史の出発点として、合併に至るまでの背景や経緯を取りまとめ、その軌跡を振り返ったものです。

住民の皆様が合併に託した「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち」の創造に向け、皆様と手を携え、「合併してよかった。」と思えるまちづくりに取り組む決意でありますので、さらなる御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、このたびの合併に際し、深い御理解と並々ならぬ御尽力を賜りました関係各位には心より感謝を申し上げます。

平成18年6月

西脇市長 來住 壽一



合併研究会発足（平成15年8月12日）



◀ 合併協議会設置（平成15年11月7日）



合併協議会 【西脇市生涯学習まちづくりセンター】



合併協議会 【黒田庄町中央公民館】



新市まちづくり計画検討小委員会



◀ 住民説明会（西脇市）

住民説明会（黒田庄町） ▶





合併協定書 ▶

合併協定調印式 【西脇市立音楽ホール】  
(平成16年11月25日)





◀ 廃置分合申請書提出  
【兵庫県北播磨県民局】  
(平成16年12月22日)

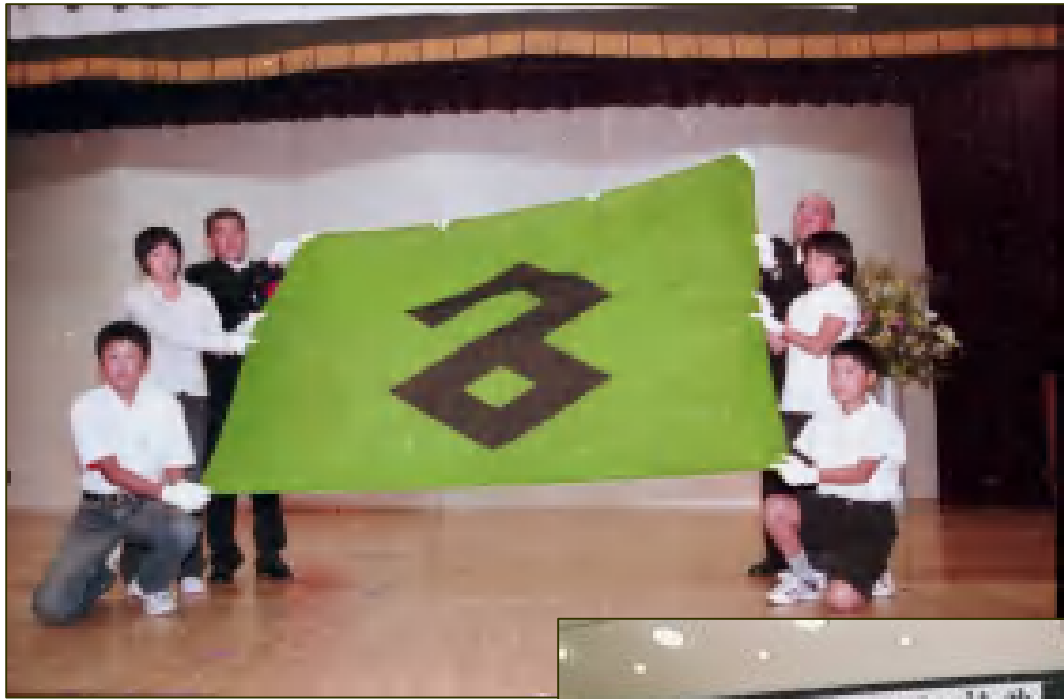


廃置分合処分決定書交付 【兵庫県庁】  
(平成17年3月25日)



◀ 廃置分合処分決定書





▶ 黒田庄町閉町式典  
【黒田庄町中央公民館】  
(平成17年9月3日)



西脇市閉庁式 【西脇市民会館】 (平成17年9月30日)



開市式【西脇市役所】（平成17年10月1日）



▶ 黒田庄地域総合事務所開所式  
【黒田庄地域総合事務所】  
（平成17年10月1日）





▶ 市長初登庁  
(平成17年11月14日)



新市誕生記念式典 【西脇市立音楽ホール】  
(平成18年3月25日)

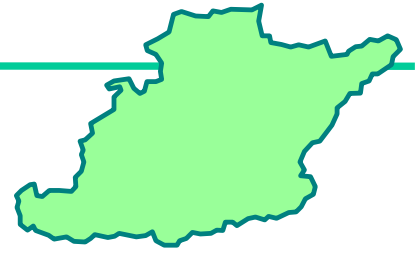
# 目 次

はじめに .....	1
<b>第 1 章 新市のすがた .....</b>	<b>12</b>
1 新市の概要 .....	12
位置と地勢 .....	12
気候 .....	13
人口と世帯 .....	13
2 構成市町の沿革 .....	14
西脇市 .....	14
黒田庄町 .....	14
<b>第 2 章 合併の経緯 .....</b>	<b>16</b>
1 過去における合併機運 .....	16
明治の大合併 .....	16
西脇市の誕生・昭和の大合併 .....	16
2 国・県の合併に向けた動き .....	19
昭和の大合併以降の動き .....	19
平成の大合併に向けた動き .....	20
合併に向けた兵庫県の取組 .....	22
3 1市1町合併の経緯 .....	23
西脇市・多可郡4町の合併協議会設置に向けた動き .....	23
直接請求否決以後の動き .....	26
<b>第 3 章 合併協議・合併への取組 .....</b>	<b>30</b>
1 合併研究会 .....	30
合併研究会の設置 .....	30
合併研究会の協議経過 .....	35
住民への周知 .....	36
2 合併協議会 .....	39
合併協議会の設置 .....	39
合併協議会の体制 .....	48
合併協議会の協議経過 .....	51
3 新市まちづくり計画の策定 .....	70
計画の概要 .....	70
計画の策定体制 .....	71
小委員会の協議経過 .....	80
知事協議 .....	85
4 事務事業の一元化作業 .....	86
一元化作業の概要 .....	86
一元化作業の協議経過 .....	86
5 住民への周知 .....	88
まちづくり講演会 .....	88
住民説明会 .....	89
広報誌 .....	91

	ホームページ	91
6	合併協定調印と議会議決	92
	合併協定調印式	92
	合併関係議案の議決	94
7	廃置分合申請と知事処分決定	96
	廃置分合（合併）の申請	96
	県知事の処分決定と総務大臣告示	96
8	新市発足に向けた準備	98
	合併準備の体制	98
	合併準備の事務調整	101
	その他新市発足に向けた関連事項	113
	合併協議会の協議経過	114
9	閉町式・閉庁式	119
	黒田庄町閉町式典	119
	閉庁式	121
10	協議事項一覧	122
	合併協議会での協議事項	122
	幹事会での協議事項	124
	専門部会・分科会での協議事項	128
<b>第4章</b>	<b>新市の誕生</b>	<b>129</b>
1	新市誕生の日	129
	開市式・地域総合事務所開所式	129
	新市発足時に設置する委員会	131
	事務引継等	133
2	市長・市議会議員選挙	142
	選挙結果	142
	市長初登庁	142
3	新市初議会	143
4	新市誕生記念式典	152
	<b>関係資料</b>	<b>154</b>
1	市町村合併関係年表	155
2	合併協議経過年表	159
3	関係規約等	164
4	合併協定書	186
5	合併研究会・合併協議会決算	196
6	協議会だより（掲載項目）	198
	参考文献	201
	編集後記	202

# 第1章 新市のすがた

## 1 新市の概要



### (1) 位置と地勢

西脇市は、平成17（2005）年10月1日に西脇市と多可郡黒田庄町が新設合併して誕生しました。兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心」に位置しており、北は丹波市、東は篠山市、南は加東市と加西市、西は多可町に隣接しています。阪神都市圏から60～70km圏内にあり、道路交通網としては国道175号、427号などの主要幹線が、鉄道としてはJR加古川線が走っています。

地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に移行する地形の変換点にあり、西光寺山（712.9m）を最高峰に四方を標高200～600mの山地や丘陵に囲まれており、市域の約7割が山林となっています。また、中央部を兵庫県最長の加古川が南流し、南部で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されています。

東西が約19km、南北が約13kmの市域を持ち、面積は132.47km<sup>2</sup>で兵庫県の面積の1.6%を占めています。

【位置図】



## (2) 気候

気候は、瀬戸内式気候に属しており、一年を通して比較的温暖ですが、臨海部と比較して気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を示しています。降水量は、おおむね年間 1,000～1,500mmで、年平均気温は、14℃程度となっています。

## (3) 人口と世帯

平成17（2005）年の国勢調査（速報値）では、本市の人口は43,945人となっており、兵庫県人口の0.8%を占めています。また、世帯数は14,680世帯、人口密度は約331.7人/km<sup>2</sup>となっています。人口の推移をみると、ピークは昭和35（1960）年の51,173人で、これ以降は緩やかな減少傾向にあり、近年は増減を繰り返しながら徐々に減少している傾向がみられます。平成12（2000）年の国勢調査と比較して、兵庫県全体では人口が0.7%増加していますが、本市では1,773人、3.9%減少しています。一方で、高齢化率は、平成12（2000）年国勢調査では20.6%となっており、県平均の16.9%を大きく上回っていることから、少子高齢化が顕著になっているといえます。

世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。1世帯当たりの世帯人員は昭和60（1985）年には3.69人でしたが、平成17年には2.99人にまで減少しており、核家族化・少子化の進行とともに単身世帯が増加していることがうかがえます。

【人口・世帯数の推移】

区 分		昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総人口(人)		46,889	46,220	46,339	45,718	43,945
増減率		1.1%	▲1.4%	0.3%	▲1.3%	▲3.9%
年齢別人口	年少人口(人)	10,240	8,553	7,723	7,224	—
	割合	21.8%	18.5%	16.7%	15.8%	—
	生産年齢人口(人)	30,928	30,906	30,520	29,073	—
	割合	66.0%	66.9%	65.8%	63.6%	—
	老年人口(人)	5,721	6,761	8,096	9,407	—
割合	12.2%	14.6%	17.5%	20.6%	—	
就業人口(人)		23,903	24,058	24,138	22,884	—
就業人口	第1次産業(人)	819	606	506	453	—
	割合	3.4%	2.5%	2.1%	2.0%	—
	第2次産業(人)	11,921	11,695	11,038	9,871	—
	割合	49.9%	48.6%	45.7%	43.1%	—
	第3次産業(人)	11,130	11,736	12,548	12,393	—
割合	46.6%	48.8%	52.0%	54.2%	—	
世帯数(世帯)		12,698	13,007	13,880	14,657	14,680
増減率		3.1%	2.4%	6.7%	5.6%	0.2%
1世帯当たり人員(人)		3.69	3.55	3.34	3.12	2.99

※年齢不詳、労働力不詳を、それぞれ総人口・産業別人口に含まないため、合計は一致しない。

また、平成17年については速報値のため、年齢別人口・就業人口内訳は不明

資料：国勢調査

## 2 構成市町の沿革

### (1) 西脇市

西脇市は、人口37,768人（平成12（2000）年国勢調査）、東西約19km、南北約11km、面積97.13km<sup>2</sup>の市域を有し、県下で14番目に市制を施行しました。

「西脇」の名の由来は、加古川の支流が西の谷に入る山脇の地にあること、あるいは、後に中心市街地を形成する現在の西脇区が、古来この地の呼び名であった都麻（津万）郷の西側であることから名付けられたとの説が有力です。

瀬戸内海から日本海につながる加古川回廊に位置しており、水資源にも恵まれ、交流にも便利な土地であったことから、早くから人が住みやすい条件を整えていたといえます。また、分布する遺跡から、約2千年前の弥生時代中期から人々が集落を営み始めたことがうかがえます。

中世には、荘園として繁栄し、這田庄・富田庄・比延庄などが存在していました。

近世には、農業を中心とした農村集落が点在しており、早くから綿作が行われ、江戸時代には農閑期の副業として綿織物などが作られるようになりました。幕藩体制当初は市域の大部分が姫路藩の領地でしたが、幕府による度重なる分知や転封により、幕末期には、天領（幕府領）、一橋家、三草藩、忍藩、古河藩などの支配領地が混在していました。

明治期に入り、廃藩置県を経て、明治9（1876）年に兵庫県の一部となり、明治22（1889）年の市制町村制施行に伴い多可郡津万村・重春村・日野村・比延庄村、加西郡芳田村が誕生しました。このころから、家内工業的な生産体制であった綿織物は、次第に工場生産へと移り始め大量生産が可能となり、大正期には鉄道が敷設され、輸送力が強化されたことから、都市部での消費が拡大し、「播州織」の名が全国に広がりました。こうした織物産業の成長や鉄道の開通に伴い、耕地整理の終了した西脇区を中心に住宅や商店が立ち並び、市街地が形成されてきたことから、大正6（1917）年11月1日に津万村が町制施行し、西脇町となりました。

昭和期に入って、「播州織」は広く海外にも輸出されるようになり、世界恐慌の影響を受けたものの順調に成長を続けました。戦後「ガチャマン景気」と呼ばれる空前の好況を迎え、その後幾度かの不況はあったものの「播州釣針」とともに、地域の基幹産業となりましたが、昭和48（1973）年のオイルショック以降、円高や国内需要の低迷など社会経済環境の変化により、現在では構造的な不況に見舞われています。

戦後の織物・釣針産業の興隆を背景に、西脇市は播磨内陸地域で最も早い昭和27（1952）年4月1日、西脇町・日野村・重春村・比延庄村の1町3村が合併して誕生しました。その後、昭和29（1954）年には芳田村を編入、昭和49（1974）年には境界変更により中町（現多可町中区）から徳部野地区を編入し、地場産業と商業を基盤に、播磨内陸地域の拠点都市として発展を遂げました。また、東経135度と北緯35度が交差する、日本の中心といえる地点にあることから「日本のへそ」を宣言し、郷土のシンボルとしています。

### (2) 黒田庄町

黒田庄町は、人口7,950人（平成12（2000）年国勢調査）、東西約8km、南北約7km、面積35.34km<sup>2</sup>の町域を有しています。

「黒田庄」の名の由来は、奈良時代の「播磨国風土記」によると、この地の土の色が黒いことから「黒田」と名付けられ、荘園制度の発達後、荘園であることを表す「庄」の字を用いて「黒田庄」と称されるようになりました。また、崩壊地形を意味する「クラ」と地形を表す接尾語で



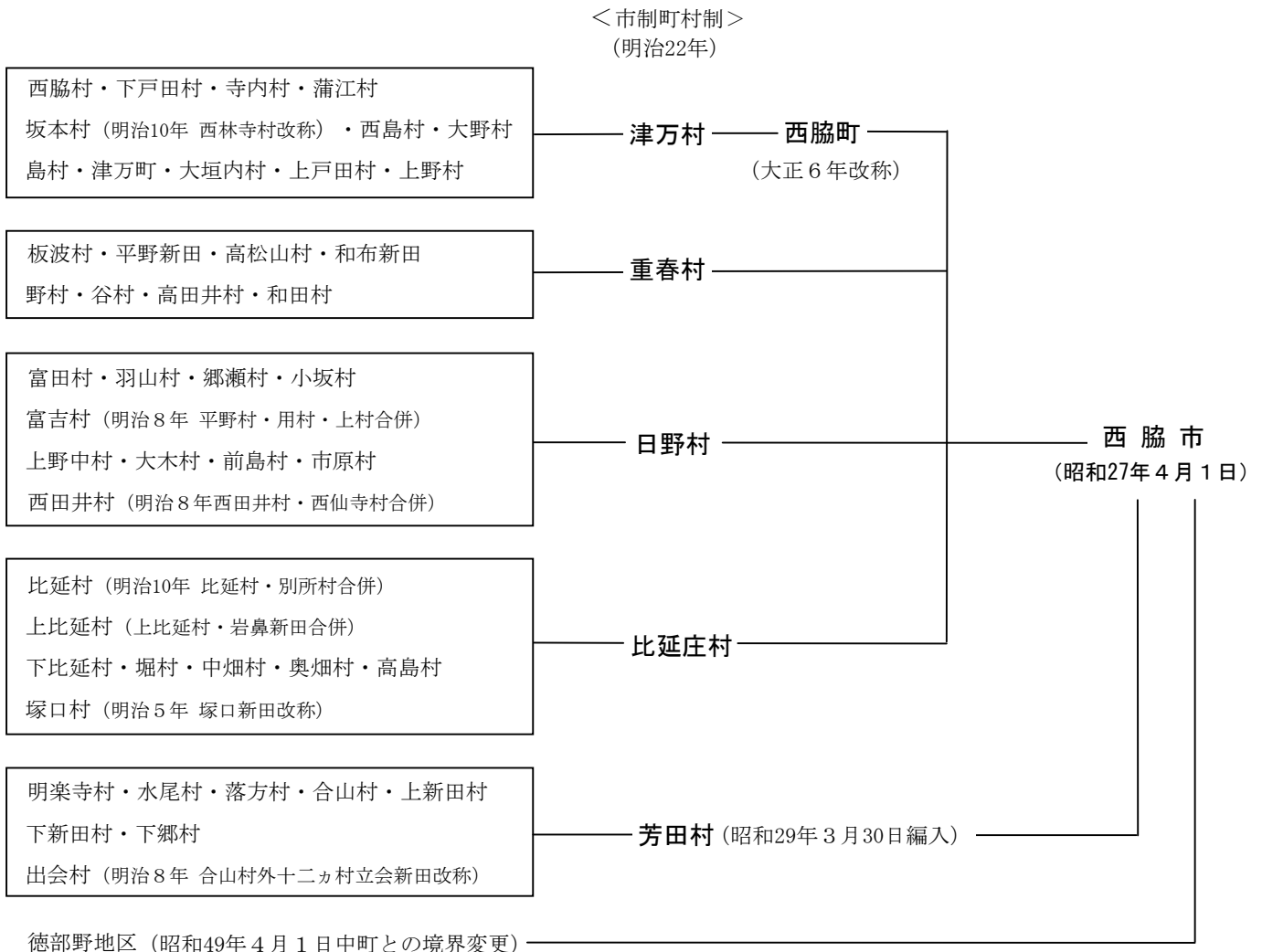
ある「夕」を合わせ、「クロダ（黒田）」となったとの説もあります。

近世には、西脇市と同様、河川沿いの平野部に農村集落が点在していました。また、物資の運搬のため、加古川を利用した舟運の発達にともない、北部の船町や南部の喜多には河港が設けられ、川筋の村々だけでなく、播磨臨海部と山陰地方との物資の運搬にも舟運が利用されたため、中継地として繁栄しました。幕末期には、天領、一橋家、三草藩、尼崎藩の支配領地となっていました。

明治期の市制町村制施行により、兵主神社の官郷であった南部の大志野郷と丹波国との国境にある北部各村が集まり多可郡黒田庄村となり、以来合併することなく、昭和35（1960）年1月1日に町制を施行しました。

近代以降は織物・釣針産業の興隆に伴い、西脇産業圏の一角を担うとともに、水稻の生産をはじめとする農業も行われてきました。近年はその品質が高く評価されている「黒田庄和牛」の生産や有機土壌化の推進など、基幹産業として農業の振興に力を注いでいます。

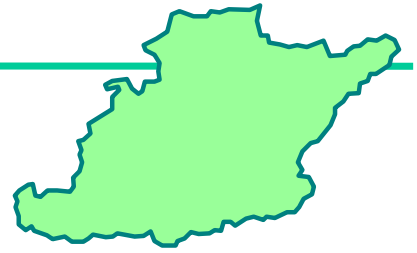
### 【西脇市域の変遷】



### 【黒田庄町域の変遷】



## 第2章 合併の経緯



### 1 過去における合併機運

#### 明治の大合併

西脇市・黒田庄町の区域は明治4（1871）年の廃藩置県を経て、その後の全国的な府県の統廃合により、同年11月には姫路県（後に飾磨県に改称）、明治9（1876）年には兵庫県となりました。その下に大区・小区が設置され、多可郡は播磨国第4大区に、加西郡は播磨国第5大区に編成されました。

明治12（1879）年の「郡区町村編成法」により、大区・小区は廃止され、かつての郡が復活し、郡役場の管轄下、両市町の区域には6つの戸長役場<sup>1</sup>が設置されました。

その後、明治22（1889）年4月に「市制町村制」が施行され、江戸時代以来の行政単位であった全国の7万余りの自然村が約1万5千の行政体に集約され、兵庫県でも3,382を数える自然村が428にまで減少しました。これが後に「明治の大合併」と呼ばれる、わが国最初の合併期です。

当時の時代背景として、封建制から資本制への移行期にある中、明治政府が国家基盤を強化するため、強力な中央集権システムを構築する必要があったことから国策として合併が進められました。政府は町村合併の標準を「おおよそ300戸以上」<sup>2</sup>と示し、国政委任事務として、市町村には税の上納、戸籍、徴兵、義務教育となった小学校の設置、土木事業などの行政事務を遂行することを課しました。

「明治の大合併」により、旧西脇市区域には多可郡津万村・日野村・重春村・比延庄村、加西郡芳田村が、黒田庄町区域には多可郡黒田庄村が成立しました。

#### 西脇市の誕生・昭和の大合併

明治の大合併以降、全国の市町村数は徐々に減っていきましたが、それでも第2次世界大戦後の昭和28（1953）年には、なお1万近くの市町村がありました。終戦直後、日本経済の慢性的なインフレにより地方財政は危機的な状況に陥ったため、税制の抜本の見直しや地方自治の確立に向け、昭和24（1949）年、翌25（1950）年の2回にわたり「シャープ勧告」<sup>3</sup>が出され、その中で小規模町村の合併について取り上げられました。また、市町村には新たに新制中学校の設置管理、市町村消防・警察の創設、社会福祉、保健衛生関係の事務が加えられ、これらの行政事務の効率的な運営には自治体規模の拡大が必要とされたことから、昭和28（1953）年10月1日、3年間の時限立法として「町村合併促進法」が施行されました。この法律では「町村は、おおむね8千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政能力を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによってその適正化を図るように相互に協力しなければならない。」と規定され、合

<sup>1</sup> 明治5（1872）年、大区・小区制下では小区の長として置かれ、従来の庄屋・名主などから選ばれた地方行政区画の区や町村の行政事務をつかさどった役人が事務を取り扱った所をいう。

<sup>2</sup> 「町村合併標準提示」明治21（1888）年6月13日内務大臣訓令第352号

<sup>3</sup> アメリカの経済学者であるカール・シャープ博士を中心とする税制使節団が日本の包括的な税制改革に関する勧告。直接税中心主義の徹底、地方税を独立税とすることなどを主な内容としている。

併の推進に向けたさまざまな特例措置が設けられました。これにより、後に「昭和の大合併」と呼ばれる第2次合併期が始まりました。

一方、明治の大合併以後の両市町に係る合併をめぐる動きとして、「西脇市史」によると、昭和9（1934）年に西脇町・重春村・日野村の間で合併の機運が高まり、西脇町議会では県内合併先進地への視察が行われ、県による熱心な後押しもありましたが、結局合併の実現には至りませんでした。

戦後、大正期以来の交通網の発達等により市街地が形成されたことで、人口が増加し、多可郡の中心的集落として発展した西脇町を中心に合併問題が再燃しました。昭和24（1949）年9月に東播商工会議所の提案によって、西脇町を中心にした合併の調査研究が進められたことを契機に、西脇町から隣接する村に対し、合併協議に向けた働きかけが行われました。その結果、「町村合併促進法」の施行に先立つ昭和26（1951）年8月、西脇町・日野村・重春村・比延庄村の4町村で合併促進協議会が開かれ、市制施行を視野に入れた合併の検討を進めていくこととなりました。同年10月には黒田庄村にも合併協議の申入れを行いました。黒田庄村では賛否両論が巻き起こり、早期の態度決定が困難な状況であったことから、最終的には4町村で町村合併協議会が設置され、昭和27（1952）年3月に各町村議会において合併が議決され、同年4月1日に県下14番目の市として西脇市が誕生しました。

#### 【市町村数の変遷】

年 月	市	町	村	合計	備 考
明治21（1888）年		（71,314）		71,314	
明治22（1889）年	39	（15,820）		15,859	市制町村制施行
大正11（1922）年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和20（1945）年10月	205	1,797	8,518	10,520	
昭和22（1947）年8月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行
昭和28（1953）年10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行
昭和31（1956）年4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行
昭和31（1956）年9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効
昭和36（1961）年6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効
昭和37（1962）年10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行
昭和40（1965）年4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行
昭和50（1975）年4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
昭和60（1985）年4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
平成7（1995）年4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
平成11（1999）年4月	671	1,990	568	3,229	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行
平成14（2002）年4月	675	1,981	562	3,218	地方自治法等の一部を改正する法律
平成17（2005）年4月	739	1,317	339	2,395	市町村の合併の特例等に関する法律施行
平成17（2005）年10月	750	1,178	288	2,216	新「西脇市」誕生
平成18（2006）年4月	779	844	197	1,820	市町村の合併の特例に関する法律経過措置失効

資料：総務省ホームページ掲載データ



市制実施祝賀式と同時に開催された織物まつり  
(昭和27年5月)

合併当時の市の人口は32,126人(昭和26(1951)年12月)、面積は78.26km<sup>2</sup>、西脇町役場を市役所とし、各村役場は支所(後に出張所となり、昭和33(1958)年廃止)となりました。市名「西脇」の選定理由としては、「わが国屈指の織物生産地として全国的に知られ、商工業の対外取引は全国にわたり『織都西脇』として世人にもっとも親しまれている」ことがあげられています。また、合併の必要性については、「西脇町を中心に地理的・交通体系などが密接な関係にあること。」と「時代の要請に応じた自治体の確立」の2つがあげられています。さらに新市建設の基本方針には、主産業である綿織物業の振興政策の立案、農工商の相互発展、神戸電鉄の延伸、支所の設置、加東郡滝野町(現加東市)との合併推進、保育所の増設などが定められています。

このように西脇市では、「昭和の大合併」と呼ばれる全国的な市町村合併の動きよりも一足早く合併が成立しました。一方、「町村合併促進法」では、都道府県が合併の区割り案を設定する規定が盛り込まれていたため、兵庫県でも「町村合併促進基本要綱」を制定し、町村の数をおおむね3分の1とする目標を掲げ、町村合併促進審議会による「町村合併計画」の策定が進められました。

昭和29(1954)年5月、同審議会の答申を受け、県は308町村を4市86町村に集約する「町村合併計画」を決定し、その中の「市と町村との合併」の項目で西脇市と加西郡芳田村の合併の枠組みがあげられました。一方、黒田庄村は、同審議会の答申で、地理的事情等により一応単独とする「合併不可能町村」とされました。

この計画の決定に先立ち、同年3月30日には加西郡芳田村が西脇市に編入され、西脇市の人口は38,230人、面積は96.44km<sup>2</sup>となりました。西脇市では市制施行後の昭和28(1953)年9月に「町村合併促進法」の制定を契機として「隣接町村合併調査特別委員会」が設置され、さらなる合併問題の調査・研究が続けられていました。また、芳田村においても、以前から合併の必要性について論議されており、合併相手として西脇市のほか、同じ加西郡内の町村、多可郡野間谷村・加西郡大和村(現多可町八千代区)が候補としてあげられ、村内の意見が三分されていました。しかし、最終的に地理的条件や社会経済的な結びつきが強い西脇市との合併に意見が一本化されました。この合併に際し、芳田村は支所の設置のほか、幼稚園や診療所の設置などを要望し、合併後従来の村役場はさきに合併した旧村役場と同様、支所(昭和33(1958)年廃止)となりました。

昭和31(1956)年9月30日をもって「町村合併促進法」は失効しましたが、法施行時、全国に9,868あった市町村は、この時点で3,975と約40%にまで減少しました。法の失効に伴い、国は合併市町村の健全な発展を図るとともに、未合併の小規模町村の合併をさらに強力に推進するため、同年10月1日に「新市町村建設促進法」を施行しました。この法律では知事による合併勧告などさらなる合併推進方策が盛り込まれたことから、同法が一部失効となった昭和36(1961)年6月には市町村数は3,472にまで減少しました。

このように全国で町村合併が進む中、さきの町村合併審議会答申で「合併不可能町村」と位置付けられた黒田庄村では、織物業など産業面での結びつきから西脇市との合併や北に隣接す

る氷上郡山南町（現丹波市）との部分的な分離合併なども論議されましたが、町村の標準規模とされた人口8千人を有していたこともあり、明治の大合併以来の単独村制が維持されることになりました。そのような中、昭和35（1955）年に郡内の加美・八千代両村（現多可町）が町制施行することを受け、黒田庄村内にも急速に町制実施に向けた動きが増していきました。昭和34（1954）年11月の臨時村議会において、当時の村長は「本村は適正規模を有した自治体であり、…（中略）…織物その他産業の飛躍的發展に伴い、商業の発展、交通機関の発達等町としての形態を整えている。」との提案説明を行い、村議会の議決を経て知事への申請を行い、さきの両村とともに同年1月1日に町制施行することとなりました。町制施行に当たり、町の名称については「明治以来、黒田庄村の名前で親しまれ、広く知られているので町制施行後も『黒田庄町』とすることに決定した。」とその選定理由が書かれています。

## 2 国・県の合併に向けた動き

### 昭和の大合併以降の動き

「昭和の大合併」により、全国の市町村の平均人口・面積ともにそれ以前の約3倍になりましたが、昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、都市化の進展や交通手段の発達などによる日常生活圏の拡大、さらには大都市圏への人口集中による地域格差の是正など、これまでの社会的背景とは異なる合併の必要性が生じてきました。そのため、昭和37（1962）年には市同士の合併を行った場合の特例措置を規定した「市の合併の特例に関する法律」が施行されるとともに、同年施行された「新産業都市建設促進法」では、地方の中核となる新産業都市の一体的な建設を促進するため、合併による特例措置が規定されました。

このような市町村合併の動きに総合的に対処するため、昭和40（1965）年に「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」）が10年間の時限立法として施行されました。同法では自主的な合併を行う場合の障害となる事項を取り除くため、合併した場合の市町村議会議員の定数・在任特例、地方税の不均一課税、合併後5年間の地方交付税の合併算定替などの特例措置が盛り込まれました。また同法は、昭和50（1975）年、昭和60（1985）年にそれぞれ期間延長されましたが、根幹となる部分については大きな変更はされませんでした。

西脇市では市制施行、続く芳田村の編入合併以降も「北播はひとつ」との見地に立ち、10万人都市を目指した大同合併に向け、昭和38（1963）年に黒田庄町を含めた近隣7町に対し、合併の申入れ<sup>1</sup>を行いました。具体的な進展はありませんでした。その後、国の「広域市町村圏構想<sup>2</sup>」に基づき、両市町と小野市、加西市、多可郡・加東郡各町と「播磨内陸広域行政協議会」を昭和45（1970）年に設置し、広域行政に取り組むとともに、消防・ごみ処理などの事務について共同処理するため、近隣市町と一部事務組合を設立しましたが、合併に向けた具体的な動きはみられませんでした。

なお、昭和49（1974）年4月1日、多可郡中町（現多可町中区）との境界変更により、徳部野地区が西脇市に編入されています。

<sup>1</sup> 昭和38年8月10日発行、黒田庄広報「町のたより」（No.56）より抜粋

<sup>2</sup> 住民の日常生活上、通常必要とされるものが、ほぼ充足される都市と周辺農村地域を一体とした圏域のことであり、おおむね人口10万人以上の規模を有することを標準として、一定の要件を備えた日常生活圏を形成している地域などに設定することとされた。なお、圏域内の市町村は、すべて加入することが求められるとともに、共同して広域行政機構を設置するものとされ、一部事務組合または協議会のいずれかの方式によることとされた。

## 平成の大合併に向けた動き

平成6（1994）年4月に発足した第24次地方制度調査会<sup>1</sup>では地方分権に関する答申とともに、「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」が取りまとめられました。この答申を受け、平成7（1995）年4月、合併特例法は制定以来の大幅な改正が行われ、法の有効期限もさらに10年間延長されました。具体的な改正内容として、法の趣旨に自主的な合併の推進が明示されるとともに、合併協議会設置に係る住民発議制度の創設、議会議員の定数・在任特例の拡充、地方交付税の合併算定替期間の延長などが盛り込まれました。

その後も地方分権の動きが本格化するなど地方行政を取り巻く環境が変化していく中、市町村合併についての論議がさまざまなところで活発化してきました。平成9（1997）年7月には地方分権推進委員会による第2次勧告、続く平成10（1998）年4月には、第25次地方制度調査会による自主的な市町村合併に向けた国・県による積極的支援を求めた「市町村の合併に関する答申」、さらに同年5月の「地方分権計画」などを踏まえ、平成11（1999）年4月に同法は改正され、市となるべき要件の特例（市の区域の全部を含む合併については、人口要件等にかかわらず市となる要件を備えているとみなす。）、地域審議会制度の創設、財政措置の拡充などが追加されました。特に財政措置の拡充では、市町村建設計画に基づく事業経費に対する地方債の特例（いわゆる合併特例債<sup>2</sup>の創設）や地方交付税の合併算定替期間の再延長（従来の合併年度及びこれに続く5年度であったものを10年度に延長）といった手厚い支援制度が盛り込まれました。また、同年8月には自治省（現総務省）から「市町村の合併の推進についての指針」が出され、各都道府県に対し、合併区割り案などを盛り込んだ「市町村の合併の推進についての要綱」の策定を要請しました。

平成13（2001）年3月に政府は「市町合併支援本部」を設置し、各種合併支援措置を講じた「市町村合併支援プラン」を策定するとともに、「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」が総務省から出され、合併を推進するための各種支援策を受けることができる合併重点地域の指定制度などが設けられました。さらに、翌平成14（2002）年3月に出された「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」では、合併重点地域を対象に合併前から関係市町村が一体的に実施する基盤整備事業などについても地方債の発行（いわゆる合併推進債の創設）を可能とするなど、さらなる財政措置の拡充を図るとともに、都道府県に対しても財政支援を含めた一層の合併支援を要請しました。同月には、第26次地方制度調査会の答申（平成12（2000）年10月「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」）や「行政改革大綱」（同年12月）などを踏まえて、合併特例法が改正され、合併協議会設置に係る住民発議制度のさらなる拡充と住民投票制度の導入、一部事務組合等に関する特例、税制上の特例措置の拡充などが盛り込まれました。



総務省の市町村合併啓発ポスター

<sup>1</sup> 首相の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため法に基づき設置される委員会。委員は、国会議員・地方公共団体の長及び議会議員、地方制度に関する学識経験者（大学教授など）で構成される。

<sup>2</sup> 市町村建設計画に基づき行う事業（合併後おおむね10年間）に対して、事業費の95%に充当でき、返済金の70%を後年度に交付税措置するもの。

総務省は、平成15（2003）年5月に「市町村合併促進プラン」（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）を公表し、合併特例法の期限である平成17（2005）年3月末が迫る中、引き続き合併を強力に推進する方針を打ち出し、現行法の経過措置の制定と法失効後も引き続き合併を推進するため、新たな法の整備について言及しました。6月には「市町村の合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」を策定し、都道府県に対し、合併の枠組み未定地域に対する積極的な支援などを要請しました。そして11月には第27次地方制度調査会から「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」が行われ、合併特例法失効後も新法を制定し、引き続き一定期間合併を推進すること、知事が市町村合併に関する構想を策定し、合併のあっ旋や勧告を実施すること、さらに現行法の失効期限（平成17（2005）年3月末日）までに市町村議会で合併議決を経て、知事への合併申請が行われ、平成18（2006）年3月末までに合併する市町村については、現行法の規定を適用する経過措置を設けることが盛り込まれました。その他にも住民自治の強化などを目的とした地域自治組織の設置や都道府県の合併・道州制についても言及した内容となっています。これを受け、翌平成16（2004）年5月に合併特例法は改正され、合併特例区<sup>1</sup>・地域自治区<sup>2</sup>制度の創設、先に述べた現行法の経過措置などが規定されました。

平成17（2005）年3月末日に合併特例法は失効しましたが、この時点で2,521市町村となり、同法が大幅に改正された平成7（1995）年4月時点の市町村数と比べ10年間で約20%減少し、また、同法適用の経過措置が終了する平成18（2006）年3月末日には1,821市町村と40%以上減少しました。平成17年4月1日には「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）が5年間の時限立法として施行され、合併推進の起爆剤となった合併特例債が廃止される一方で、合併特例区などの地域自治組織に関する制度、市となるべき要件の特例や地方交付税の合併算定替の期間（合併時期により段階的に期間を縮小）などの措置は残されることになりました。また、同法では、都道府県による合併推進構想の策定について定められるなど、合併推進に向けた都道府県の役割の拡充が盛り込まれました。この合併推進構想の策定に向け、5月には総務大臣から「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」が告示され、生活圏域を同じくする市町村や人口1万人未満を目安とする小規模な市町村など構想の対象となる市町村が例示されました。一方、平成16（2004）年3月に設置された第28次地方制度調査会では、道州制や大都市制度のあり方について検討が行なわれるなど、国は都道府県を含めた地方自治制度を抜本的に見直す方針を示しており、今後も合併を通じて住民に最も身近な市町村の規模拡大、基盤強化を図っていくことが予想されます。

国が市町村合併を推進する背景としては、本格的な分権型行政システムへの移行に伴う市町村の自立的・主体的な行政運営の展開、急速に進行する少子高齢化への取組、効率的な行政運営による行財政基盤の強化など市町村を取り巻く今日的な課題が挙げられます。これらの課題に適切に対応していくためには、住民に最も身近な総合行政体としてふさわしい規模と能力を持つ自治体の構築が必要であり、合併はそのための効果的な手段であるとしています。

「平成の大合併」に際して合併市町村の人口要件や合併後の全国の市町村数は具体的に示されませんでした。平成12（2000）年12月に閣議決定された「行政改革大綱」では、与党財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする。」との方針を踏ま

<sup>1</sup> 合併前の旧市町村区域の自治を確保し、地域の振興を図ることを目的とした自治組織で、法人格を有し、合併後5年間を限度に設置することができる。特別職の区長・協議会・事務所を置き旧市町村が実施していた事務のうち、地域振興に関する事務など一定の事務を処理することができる。また、区域に係る重要事項については協議会で協議することができる。また、住所の表示には区の名称を冠することができる。

<sup>2</sup> 地方自治法に規定され、住民自治の強化等を目的として設置する自治組織。法人格を有しないが、区長・協議会・事務所をおくことができ、区域に係る一定の事務を処理することができる。また、合併時の特例として、特別職の区長を置くことができるとともに、住所の表示には区の名称を冠することができる。

えた合併促進のための行財政措置の拡充について言及されるとともに、自治体規模に応じた事務配分や逆に一定の人口規模に満たない小規模団体の権限の縮小についても意見が出されるなど、市町村の適正規模について広く論議されました。また、先に述べたとおり「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」では合併構想の対象として「人口1万人未満の小規模な市町村」とすることが具体的に明示されました。

一方で、先行きが不透明な社会経済情勢や国の財政状況が厳しさを増す中、平成14(2002)年度より3箇年にわたり、小規模団体の地方交付税の段階補正<sup>1</sup>が縮小されるなど「三位一体改革<sup>2</sup>」による地方財政制度の見直しや合併特例債などの時限的な手厚い財政支援措置が財政力の脆弱な小規模市町村を中心に合併を加速させていくこととなりました。

### 合併に向けた兵庫県の取組

兵庫県では国の「市町村の合併の推進についての指針」を踏まえ、平成13(2001)年1月に「今後の市町経営のあり方に関する検討指針」が策定されました。この中で、市町経営の基本的方向として、参画と協働のシステムづくり、コミュニティに根ざした地域づくり、自立した市町経営、補完型行政システムの実現、広域的な連携・補完の5つが示されており、市町合併に対する考え方として「それぞれの地域において、成熟社会にふさわしい市町経営のあり方を考える中で地域住民に対して十分かつ安定的に行政サービスを提供できる市町の体制をいかに作り上げていくかという視点が重要である。」としているものの、他府県のように明確な合併区割り案は提示されませんでした。しかし、この指針の中の地域における議論の素材となる「中山間地域についてのケーススタディー」<sup>3</sup>として、「西脇市・多可郡」が1つの枠組みとして示されています。同年7月には、検討指針を具体的にし、市町合併など広域行政の将来的なあり方を検討するため、「市町経営のあり方検討支援会議」が設置され、法定合併協議会を設置した市町については、国の市町村合併支援プランの活用や合併市町の一体性の確保などに必要な県事業が優先的・重点的に行われる支援地域として指定されることとなりました。

平成14(2002)年3月には検討指針を踏まえ、中山間地域における合併の効果や課題を検討した「将来の市町経営から見た合併の課題と対応に関する調査研究」報告書がまとめられ、合併に際してのコミュニティ行政の重要性が指摘されています。その後、同年12月には合併による市町区域の広域化にともなう住民の不安や懸念を軽減するため、「合併後の旧市町の自立的運営の保証システム」が提案され、合併を検討する地域において住民自治を保証する仕組みとして、現地解決型の地域総合事務所や地域の行政施策を包括的に協議するための住民会議を設置する「多核的ネットワーク型」システムと、住民による地域活動を支援する地域事務所の設置や住民の主体的活動を取り組む場として住民会議を設置・運営する「機能集約型」システムの2つが示されています。

<sup>1</sup> 地方交付税の算定指標のひとつで、規模の小さな団体ほど割高になる行政経費の実態にあわせて地方交付税を割増して配分する仕組み。標準団体(市町村は人口10万人)より大きい団体は減額し、小さい団体には割増して交付税を交付する。3か年で8千人規模の団体で約5,200万円、3万人規模の団体で約3,000万円の減額とされた。

<sup>2</sup> 国と地方を通じた税財政改革のことで、国庫補助金の廃止・削減、国から地方への税財源委譲、地方交付税制度の改革(税財源委譲に伴う交付税依存体質の見直し)の3つを一体的に進めようとするもの。

<sup>3</sup> 人口規模が小さく、将来的にも人口が大きく減少し、高齢化比率も高くなる地域を特定中山間地域と想定し、その地域における住民の日常生活の結びつきなどを考慮した周辺市町との組み合わせ例を示した。「西脇市・多可郡」の枠組みでは、加美町・八千代町(現多可町)が特定中山間地域に位置付けられている。



### 3 1市1町合併の経緯

#### 西脇市・多可郡4町の合併協議会設置に向けた動き

隣接する多可郡4町が合併し、「平成の大合併」第1号となる篠山市が誕生するなど市町村合併の動きが活発化する中、平成13(2001)年8月、西脇市・多可郡4町の枠組みでの合併協議会設立に向けて活動を続けていた西脇青年会議所が中心となって「西脇・多可の法定合併協議会を創る会」が設立されました。

同会議所では平成11(1999)年7月、西脇市・多可郡4町の首長をパネリストに招き、広域的なまちづくりをテーマにした「加杉野サミット」を開催するとともに、市町合併について広く議論することが重要であるとの立場から、住民や議員に対して合併の是非を問うアンケート調査を実施するなどさまざまな活動を行っていました。

平成11(1999)年の合併特例法の改正により、合併協議会設置に係る住民発議制度が拡充<sup>1</sup>されたこともあり、同会は平成13(2001)年8月に県知事に対し合併協議会設置請求書の同一内容確認(合併協議会の構成市町村の範囲など関係市町村に提出されるすべての合併協議会設置請求書の内容が同じであることの確認)の申請を行い、確認を得た後、署名活動を実施し、11月には関係市町の有権者総数の50分の1以上である法定署名数を大きく上回る有効署名(告示数6,566 対有権者割合11.6%)を添えて、関係市町長に合併協議会設置の直接請求を行いました。同法改正後の合併協議会設置の直接請求は、県内では氷上郡6町、養父郡4町に次ぐ3例目となるものでした。

合併協議会設置の直接請求(「市町村の合併の特例に関する法律」第4条の2の規定による合併協議会設置の請求)を受け、各市町長は議会に合併協議会設置議案を付議しました。西脇市長は「合併問題については住民の間での機運を醸成することが重要」とする従来の立場から、同法の規定に基づき「今後は、合併協議会を設置し、合併の是非を含めた調査研究等を行う必要がある。」との意見書を、多可郡4町長も同様の趣旨の意見書をそれぞれ議案に添付しました。各市町議会では議案を専門的に審査するため特別委員会を設置し、継続審議とするとともに、直接請求者の母体である西脇青年会議所との意見交換会や各市町議長と特別委員会代表が一堂に会した意見交換会(3回)を開催しました。また、一部の議会では、先進地視察や合併した篠山市の周辺部の実態を調査するなど合併問題全般についての調査・研究を行いました。

平成14(2002)年2月22日には「西脇・多可の法定合併協議会を創る会」と西脇青年会議所が主催する「まちづくりフォーラム～加杉野サミット・パート～」が西脇市民会館で開催され、住民約500人が出席する中、合併問題について総務省市町村合併推進室長による基調講演と西脇市・多可郡4町長らによるパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、各首長とも合併論議は緒についたばかりであり、将来的な地方財政制度に対する国の方針が不透明なことから、積極的な合併の推進といった意見はなかったものの、合併論議の必要性については認識しているとの発言が相次ぎました。

西脇市議会では「合併協議会の設置に関する特別委員会」(委員9名)が平成14(2002)年1月から6月にかけて計4回開催され、最終の6月17日の委員会において合併協議会設置議案を賛成多数(賛成6、反対2)で可決しました。委員会では「合併ありきではなく、合併の是非

<sup>1</sup> 従来有権者総数の50分の1以上の連署で市町村長に合併協議会設置の直接請求が可能であったが、あらかじめすべての関係市町村で同一内容の直接請求することについて知事の確認を得て直接請求が行われた場合は、合併協議会設置について議会への付議することが規定された。

について議論する場が必要である。」との認識でおおむね一致するものの、その場を法定合併協議会とするのか、あるいは任意の合併協議会、研究会とするのかで意見が分かれ、合併の枠組みについても西脇市・多可郡4町だけでなく、より広域での合併を模索するべきであるといった意見も出されました。一方、黒田庄町議会では「広域合併調査特別委員会」（委員6名）が、2月から6月にかけて5回開催され、委員会において審議を続けるとともに、協議会設置を可決した五色町議会と否決した養父町議会への視察を行いました。委員会では最終的に賛成多数で合併協議会設置議案を可決しましたが、「合併協議会の基本は合併の是非を含めた議論の場である。」とする推進論と「協議会が設置されれば、合併に向かって進むこととなる。」とする慎重論の双方の意見が出されました。

約半年間にわたる各市町議会の特別委員会での審査を経て、平成14（2002）年6月25日、各市町議会で一齐に合併協議会設置議案の採決が行われました。西脇市議会では可決した旨の委員長報告を受けて、賛成・反対の立場から討論された後、賛成14、反対5で原案どおり可決されました。主な賛成の意見として「合併の是非を含めてまず議論をすることが必要」、「行政改革、市民サービスの充実には合併が必要」、「直接請求という市民の意思を尊重することが重要」などが挙げられました。一方、反対の意見としては「合併は国の強力な推進によるもの」、「もっと大きな枠組みでの合併協議が必要」、「合併論議は任意の協議会で進めるべき。」、「合併すると財政的に立ち行かない。」といったことが挙げられました。また、議員提出議案により「加東郡を含めた広域合併に関する決議」が可決（賛成11、反対8）され、市長に対して「多可郡4町との合併協議会設置の可否に関わらず、合併の規模・財政能力を考え、加東郡を含めたより大きな合併の模索についても積極的に対応すべき」との要望がなされました。一方、黒田庄町議会では、「賛成多数で可決すべきもの」とした委員長報告を受けて、本会議で討論が行なわれ、「有権者の4分の1の署名の重みを考慮すべきである。」、「法定合併協議会を設置し、住民の声を聴きながら進めるべきだ。」との賛成意見がある一方、「合併は住民投票で決めるべきだ。」、「合併ありきの協議会である。」との反対意見も出ましたが、賛成7、反対6の僅差で可決されました。両市町と同様、中町でも可決（賛成10、反対5）されましたが、加美・八千代両町では、時代の要請として合併については理解できるものの、「合併を前提とする法定合併協議会設置には慎重にならざるを得ない。」といった意見が大勢を占め、賛成少数で否決（加美町＝賛成4、反対9 八千代町＝賛成3、反対10）されたため、住民発議による法定合併協議会の設置は白紙<sup>1</sup>となりました。しかし、各市町長とも合併問題については今後も議論していく必要があるとの共通認識を持っており、引き続き検討を重ねていくこととなりました。また、各市町議会においても特別委員会を新たに設置し、検討を続けていくこととしました。

<sup>1</sup> 平成14年（2002）3月31日「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同日以後に議会に付議された直接請求による合併協議会設置議案が議会で否決された場合、長または有権者からの直接請求により、合併協議会設置について住民投票を実施することができる制度が規定された。

## 住民発議の経緯

平成13(2001)年

- 8月10日 「西脇・多可の法定合併協議会を創る会」代表者から県知事に対し、合併協議会設置請求書の同一内容確認申請書提出
- 8月28日 県知事から代表者に対し、上記請求書が同一内容であることを確認した旨の通知
- 9月4日 代表者から西脇市長・多可郡4町長に対し、同一請求代表者証明書の交付申請
- 9月25日 各市町長から代表者に対し、同一請求代表者証明書の交付。交付した旨の告示
- 9月27日～10月26日 署名の収集活動
- 10月29日 代表者から各市町選挙管理委員会に対し、署名簿を提出
- 11月中旬 署名簿の縦覧期間
- 11月下旬 代表者から各市町長に対し、署名簿を添えて合併協議会設置請求書を提出

有効署名総数	6,566人	(対有権者	11.6%)
西脇市	2,736人	( "	9.0%)
黒田庄町	1,606人	( "	25.0%)
中町	1,130人	( "	12.2%)
加美町	410人	( "	6.9%)
八千代町	684人	( "	14.3%)

12月

各市町議会に合併協議会設置議案を付議  
(各市町議会では議案を審議するため特別委員会を設置)

平成14(2002)年

- 6月25日 各市町議会で合併協議会設置議案を採決。西脇市・中町・黒田庄町で可決。加美町・八千代町で否決

	<賛成>	<反対>
西脇市	14	5
黒田庄町	7	6
中町	10	5
加美町	4	9
八千代町	3	10

## 直接請求否決以後の動き

### 直接請求否決～1市4町合併研究会の設立に向けた動き

多可郡4町では住民発議による合併協議会設置議案が否決になって以降、住民説明会や懇談会を開催するとともに、今後の方向性を話し合う場として町長・議長による合同会議を設け、既に法定合併協議会を設置していた山東町（現朝来市）への視察や全国町村会で広域合併について調査するため加美町に訪訪していた大森彌東京大学名誉教授と宮口侗迪早稲田大学教授による「広域合併問題にかかる懇談会」を行いました。合同会議では、直接請求による西脇市・多可郡4町の枠組みを基本に置きながら、多可郡4町での合併や加東郡を含めた合併についても意見が出されましたが、7回にわたる協議を経て11月15日の合同会議では、歴史的経緯や生活圏、さらには消防やごみ処理などの広域行政の取組からも西脇市・多可郡4町の枠組みで合併の検討を進めていく方針を最終的に確認しました。

多可郡4町による協議と並行して黒田庄町では、合併協議会設置議案が白紙となって以降の8月から9月にかけて各集落単位で住民懇談会（出席者 453人）を行い、合併問題の基本的な考え方と国の動向について説明しました。

また、10月から11月にかけて職員への研修会を実施するとともに、商工会など町内の6団体を対象にした懇談会も開催（出席者 108名）しました。さらに、11月24日には、合併に対する住民の判断材料とすることを目的に、「黒田庄町の将来を考える市町村合併問題講演会」を開催し、合併推進の立場である林宜嗣関西学院大学教授と合併慎重の立場である保母武彦島根大学教授を招き、見解が異なる両者の講演を行いました。



黒田庄町の将来を考える市町村合併問題講演会  
（黒田庄中央公民館）

一方、西脇市では8月中旬に多可郡町長会に対して合併問題の研究会設置を呼びかけるとともに、9月議会での市町合併についての一般質問に対して市長は「時代の主流から合併問題の研究は避けて通れないと考えている。多可郡4町では住民懇談会が開催されており、その終了を待って西脇市と多可郡4町による合同の研究会又は任意の協議会の設置に向けて意見調整をしたい。また、人口規模については10万人がひとつの合併のメリットであると思うが、加東郡との広域合併に関する決議を十分に認識しながら研究を重ねたい。」との答弁を行い、「まずは多可郡4町の方向性を見極めたい。」との意向を示しました。

このような中、第27次地方制度調査会副会長である西尾勝国際基督教大学教授が、一定人口に満たない小規模市町村の権限縮小などについて言及した「今後の基礎的な自治体のあり方について（いわゆる西尾私案）<sup>1</sup>」が明らかになり、町村を中心に激震が走り、折からの政府の三位一体改革による国庫補助金や地方交付税の見直しとともに「合併は避けられない」との思いが広がり、全国的に市町村合併の動きが加速していくこととなりました。

<sup>1</sup> 「市町村の合併の特例に関する法律」失効後、解消すべき市町村の人口規模（一般市程度）を明示し、一定期間は強力で合併を推進することとし、なお一定の人口規模に満たない市町村については、事務を窓口サービスに限定し、他の事務は都道府県に処理を義務づける方式（事務配分特例方式）あるいは近隣の基礎的な自治体に編入され、その内部団体となる方式（内部団体特例方式）が提示された。

合同会議での結論を踏まえ、11月17日に多可郡4町は西脇市長に対し、西脇市・多可郡1市4町での合併協議の再開を申し入れました。その後、1市4町による合同会議を開催し、新設合併、地域特性を盛り込んだ計画づくりをすることを念頭に、合併に向けた研究会を設置することで合意しました。12月10日には首長・議長9人（西脇市議会議長を除く。）が出席して「第1回西脇市・多可郡合併研究会」を中町稲荷コミュニティセンターで開催し、合併に関する共通認識を持ち、法定合併協議会の設立準備に向けた協議を行っていくことを確認しました。

第1回研究会が開催された翌日の12月11日、西脇市では議員協議会が開かれ、市長から研究会設置についての報告を行いました。市議会では6月議会で採択された「加東郡との広域合併に関する決議」や住民発議による合併協議会設置議案の否決以降、多可郡4町での協議が先行してきたことに対する思いなどから、1市4町での合併協議の再開への異論が噴出しました。その結果、12月下旬に予定されていた第2回研究会に市議会議長の出席を見合わせる一方、「合併調査特別委員会」を設置し、市議会としての方針を協議していくこととしました。これを受け、第2回研究会は延期となりました。

翌平成15（2003）年1月8日、市議会合併調査特別委員会が開かれ、市長は「多可郡4町に加東郡を含めた枠組みでの合併論議をするよう申し入れ、受け入れられない場合は研究会への不参加も含め、重大な決意で対応する。」との考えを明らかにしました。同日、市長から多可郡4町長に対し、加東郡を含めた枠組みでの合併協議を申し入れましたが、4町は町長・議長合同会議で協議した結果、「1市4町の枠組みは検討を重ねた結果であり、加東郡を含めた議論はできない。」と回答しました。この回答を受け、市長は研究会への不参加を表明し、今後の方針については議会と協議する姿勢を示しました。1月20日の市議会合併調査特別委員会で、市長は加東郡3町に対して正式に合併協議の申し入れを行うことを表明し、同委員会で了承され、申し入れには市議会議長も同席することとなりました。同月31日、市長と市議会議長は、既に合併準備に向け3町で設立していた加東郡合併研究会の会長である社町長を訪問し、「加東郡の法定合併協議会の中で西脇市を含む枠組みについて検討してほしい。」との申し入れを行いました。社町長から「加東郡3町の枠組みで法定合併協議会の設置に向けた準備を進めており、現段階で積極的には取り上げることはできない。」との回答がありました。

合併協議の行方が不透明な中、黒田庄町では12月に20歳以上の住民1,000人を対象に、合併に対する意見や合併の枠組みなどについて「市町村合併に関する住民意識調査」を実施しました。主な調査結果については、別掲のとおりですが、その他の調査項目として、「合併により効果があること」について約40%が「経費削減等の行政の効率化が図れる。」と回答した一方、「効果は期待できない。」とした回答が約30%ありました。逆に合併により心配されることについては、「住民の意見が行政に反映されにくくなる。」、「中心部だけがよくなり、自分たちの地域が取り残される。」といった意見が、それぞれ30%近くを占め、「心配はない。」とする回答（約10%）を大きく上回りました。そのような中、1月には、合併問題についての協議と住民への周知を図ることを目的に、町議会議員や区長会など各種団体の代表者で構成する「黒田庄町まちづくり住民会議」（委員47名）を設置、同月18日には第1回会議を開催し、これまでの広域合併協議の動きについて経過説明を行い、住民代表と継続的に協議していくこととしました。

## 【黒田庄町の市町村合併に関する住民意識調査結果】

回答数 471 (回答率 47.1%)

市町村合併について

関心がある	どちらかといえば 関心がある	関心がない	無回答
50.7 %	36.1 %	12.1 %	1.1 %

黒田庄町の合併について

合併すべき	合併するの やむを得ない	合併は反対	わからない	無回答
25.7 %	48.6 %	15.1 %	8.7 %	1.9 %

合併する場合の適当な範囲について

多可郡4町	多可郡・西脇市	多可郡・西脇市・ 加東郡	その他 わからない	無回答
18.0 %	58.1 %	11.9 %	7.6 %	4.4 %

## 1市4町での協議の再開～協議の終了

西脇市の研究会への不参加表明後、1月21日に多可郡4町は合同会議を開き、西脇市が不参加の状況でも合併に向けた調査研究を継続していくことで基本的に合意し、2月1日には広域合併研究会事務局を中町稲荷コミュニティセンターに設置し、職員1名を派遣しました。その後も4町での協議を重ねるとともに、兵庫県を交え、1市4町での折衝を行う中で、西脇市を除く合併は難しいとの判断から、4町長は3月12日に「新たな合併協議の場を早急に立ち上げたい。」との申入れを西脇市長に行いました。これに対し西脇市長は「議会と協議し、結果を報告する。」と回答しました。

多可郡4町から新たな合併協議の申入れがあったことについて市長からの報告を受け、西脇市議会では合併調査特別委員会を開きましたが、財政状況への懸念などから単独論や4町との編入合併案などが出されましたが、結論には至りませんでした。一方、4町の広域合併研究会に参加していた黒田庄町は、従来西脇市を含めた枠組みでの合併協議を前提としていたため、西脇市の動向が定まらない状況での4町による協議は継続できないとの判断から4月末日に広域合併研究会を離脱しました。

難航する事態を打開するため、5月に入り1市4町の助役による調整会を開き、事務レベルでの課題について協議を行うことを提案するとともに、西脇市は市議会の意向も踏まえ、編入合併についての検討も打診しましたが、4町は地域特性を生かしたまちづくりが難しくなるとの理由から、従来どおり新設合併での協議を要請しました。

調整会での協議を踏まえ、6月2日、西脇市長は市議会議員協議会において「1市4町による新設合併」の方針を表明しました。市長は、新設合併とする理由について、

編入合併にこだわれば4町との具体的な合併協議もないまま終了する。

多くの市民の合併協議会設置要求にこたえることが必要である。

地域特性を守りながら将来の新市の姿を考えた結果である。

との3点を示し、その上で新市の名称や事務所の位置、施策や制度については西脇市を軸に考えることを表明しました。

西脇市長の市議会での表明を受け、6月12日に4町は合同会議を開き、

1市4町による新設合併

新市の名称など合併協定の重要項目については住民代表が参画する法定合併協議会で議論する。

各町の地域特性を新市に継承されるよう十分に議論する。

法定合併協議会等の委員数については県下の市町の新設合併の例に拠ること(ただし、黒田庄町は西脇市の意向を踏まえ十分議論したい。 )。

1日も早く議論できる法定合併協議会の設置に向けた最大限の努力を。

という5点の合意事項を確認し、同月19日に西脇市長に申し入れました。

西脇市では、市議会での市長表明後、1市4町で新設合併に臨む市長の方針や合併の効果などを掲載した「広報にしわき合併問題特集号」を6月10日に全戸配布し、住民への周知、情報提供を図るとともに、市の合併に対する考え方を直接説明するため、同月17日から28日にかけて市内7箇所で地区役員などを対象にした合併説明会(出席者279名)を実施しました。説明会終了後に出席者に対して実施したアンケートでは、合併に対する賛成意見が9割以上を占め、多可郡4町との合併についても85.7%が賛成を占めました。また同月23、24日の両日には職員を対象に合併に対する



合併説明会(センティア西脇)

市の考え方や取組経過についての説明会を実施しました。一方、市議会においても合併調査特別委員会が市と町の枠組みの新設と編入の合併協議先進地への視察を実施しました。

7月4日、兵庫県北播磨県民局長の同席の下、1市4町の首長会議が開かれ、西脇市長は先の4町の合意事項に対し、新設合併など4項目については同様の考え方であるが、法定合併協議会の委員数の構成比については「対等の観点から人口規模による算定」を主張しました。この市長の回答について4町では合同会議と各町議会での協議を行いました。統一見解は見い出せず、7月10日の1市4町の首長会議では、各町の見解で臨むこととし、黒田庄町を除く多可郡3町は従来の主張どおり各市町同数の協議会委員数を求め、西脇市は前回の会議と同様の主張を行い、黒田庄町は西脇市案に一定の理解を示しました。県民局からは西脇市の人口割案を踏まえた折衷案が示されましたが、合意には至りませんでした。

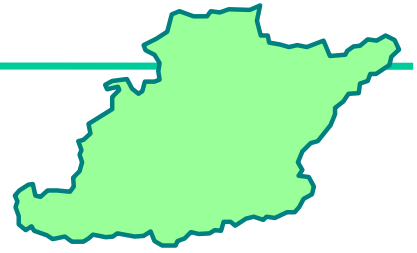
同日、黒田庄町を除く多可郡3町は、1市4町の枠組みによる合併協議会設立は不調に終わったとの判断から、多可郡4町による合併を模索しましたが、西脇市との合併を前提としていた黒田庄町は町議会とも協議した結果、

現在の段階では、黒田庄町として、多可郡3町の呼びかけには応じられません。

黒田庄町も、新たな道を探るべく、早急に検討していきます。

と町長・町議会議長連名で多可郡3町側に回答を行いました。これを受け多可郡3町は、3町の枠組みによる合併協議を開始することを表明しました。

## 第3章 合併協議・合併への取組



### 1 合併研究会

#### 合併研究会の設置

多可郡3町による法定合併協議会設置の表明を受け、黒田庄町では最終的には8月中に開催する住民懇談会を経て合併についての方向性を決定するとしていましたが、平成15(2003)年7月14日に町長と助役が西脇市長を訪問し、「地理的・歴史的経緯から1市4町の枠組みによる合併が望ましい。」としながらも、「黒田庄町と西脇市は国道175号西脇北バイパスや県道黒田庄滝野線、JR加古川線などの交通網の整備や加古川の河川改修といった共通課題がある。そのため、当初から一貫して西脇市を除いた枠組みでの合併は考えられず、西脇市との1市1町での合併に向けた研究、協議を始めたい。」との要請を行いました。市長は同月22日の市議会合併調査特別委員会でこれまでの経過説明とともに黒田庄町から合併研究の要請を受けたことを報告し、「1市4町の枠組みが望ましいが、多可郡3町が独自で合併研究を始める判断をされたことから、結果的に1市1町になった。1市4町で協議してきた考え方を基盤に、そのままの条件で協議に臨み、さらに詳細な項目について調整を進めていきたい。」との考えを表明しました。また、同日、1市4町の首長会議が開催され、多可郡3町長から3町の枠組みで法定合併協議会を設置する方針が正式に表明され、8月1日に3町による合併研究会が設置されました。

7月25日の議員協議会で西脇市長は改めて黒田庄町との合併協議に向けた研究を開始する意向を表明しました。その後両市町で調整会を重ね、8月12日に「西脇市・黒田庄町合併研究会」を設置、西脇市勤労福祉センターで発足式を開催しました。発足式で西脇市長は「合併特例法適用の期限まで時間が少ないが、新しい枠組み、新しい発想で住民とともに協議を進めたい。」、また、黒田庄町長は「共通課題が多く、歴史、文化的なつながりが深い西脇市と住民の負託に応える協議を重ねていきたい。」とあいさつしました。発足式終了後、事務局職員への辞令交付式、続いて第1回合併研究会を開催しました。



合併研究会発足式  
(西脇市勤労福祉センター)

合併研究会では、今後の検討体制の整備をはじめ、合併協議に向けた両市町間の調整、規約案の作成など早期の法定合併協議会への移行に向けた調査研究等の諸準備<sup>1</sup>を行うこととし、両市町助役、関係部課長から構成する幹事会を設置して会議の議案についての事前調整を行いました。

また、事務局を西脇市生涯学習まちづくりセンターに設置し、両市町の職員6名(西脇市4名、黒田庄町2名)がこれらの事務に従事しました。9月1日から1名増員(黒田庄町)され、7名体制となりました。

<sup>1</sup> 総務省作成の「合併協議会運営の手引き」では、合併協議期間は準備から合併まで22箇月が必要とされていた。



- 西脇市・黒田庄町合併研究会発足式次第 -

日 時	平成15年 8月12日（火） 午後4時～午後5時
場 所	西脇市勤労福祉センター 2階ホール
出席者	西脇市長・助役・収入役・教育長 黒田庄町長・助役・収入役・教育長 兵庫県北播磨県民局企画調整部市町・防災担当参事 研究会事務局職員・両市町関係職員
内 容	1 開会 2 西脇市長あいさつ 3 黒田庄町長あいさつ 4 設置規約に関する協議書調印 5 従事職員の取扱いに関する協定書調印 6 閉会

西脇市・黒田庄町合併研究会設置規約に関する協議書

西脇市及び黒田庄町（以下「1市1町」という。）は、西脇市・黒田庄町合併研究会（以下「研究会」という。）の設置については、別紙のとおりその規約を定める。

この研究会の設置規約の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年 8月12日

西 脇 市  
西 脇 市 長 内 橋 直 昭  
黒田庄町  
黒 田 庄 町 長 東 野 敏 弘

西脇市・黒田庄町合併研究会設置規約

（設置）

第1条 西脇市及び黒田庄町（以下「1市1町」という。）は、合併問題に関する調査研究組織として、西脇市・黒田庄町合併研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 研究会は、合併問題に関し、共通の認識をし、意見及び見解の統一を図りながら、合併についての調査研究を進めることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

1市1町間の調整に関すること。

法定合併協議会設置に向けた諸準備に関すること。

調査研究その他研究会の目的達成に必要な事項

(期間)

第4条 研究会の設置期間は、法定合併協議会設置の日までとする。

(事務所の位置)

第5条 研究会の事務所は、西脇市生涯学習まちづくりセンターに置く。

(組織)

第6条 研究会は、1市1町の長、助役、収入役及び教育長並びに兵庫県職員1名の計9名をもって組織する。

(役員)

第7条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、西脇市長をもって充て、副会長は、黒田庄町長をもって充てる。

3 会長は研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 研究会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の進行は、会長が行う。

(幹事会)

第9条 会議の議案の協議、調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、1市1町の助役、企画及び総務担当部課長をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長は黒田庄町助役をもって充て、副幹事長は西脇市助役をもって充てる。

(部会)

第10条 研究会は、合併に関し必要な事項を専門的に協議、調整するため、部会を設けることができる。

(関係職員等の出席)

第11条 研究会及び幹事会は、必要に応じて、1市1町の関係職員、兵庫県職員等に会議の出席を要請し、説明、意見又は助言を求めることができる。

(事務局)

第12条 研究会の事務を処理するため、研究会に事務局を置く。

2 事務局は、幹事会の事務も併せて処理するものとする。

3 事務局は、事務局長、事務局長補佐及びその他の職員で構成し、1市1町の事務従事職員をもって充てる。

4 事務局長は西脇市の事務従事職員をもって充て、事務局長補佐は黒田庄町の事務従事職員をもって充てる。

(経費)

第13条 研究会に係る経費は、1市1町で協議し、それぞれの予算内において支出する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成15年8月12日から施行する。

## 西脇市・黒田庄町合併研究会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書

西脇市及び黒田庄町は、西脇市・黒田庄町合併研究会（以下「研究会」という。）の設置に伴い、研究会に従事する職員（以下「従事職員」という。）の身分の取扱い等に関し、次の条項により協定する。

（従事職員）

第1条 西脇市長及び黒田庄町長は、研究会設置規約第12条第3項の規定に基づき、それぞれ次の者に事務従事を命ずるものとする。

略

（従事期間）

第2条 従事職員が従事する期間は、平成15年8月12日から法定合併協議会設置の日までとする。

（従事場所）

第3条 従事職員の従事する場所は、西脇市生涯学習まちづくりセンターとする。

（身分）

第4条 従事職員は、当該職員の属する市又は町（以下「所属市町」という。）の職員の身分を有したまま、人事異動通知書をもって事務従事を命ずるものとする。

（給与等）

第5条 従事職員の給与及び旅費は、当該職員の所属市町が支給するものとする。

（服務等）

第6条 服務等に関しては、所属市町の関係規程を適用するものとする。

（公務災害補償）

第7条 従事職員に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金は、所属市町が負担し、従事職員が業務上又は通勤により災害を受けた場合は、所属市町がその責任において補償を行う。

（共済組合）

第8条 従事職員に係る共済組合負担金は、所属市町が負担する。

（退職手当組合及び職員互助会等）

第9条 所属職員に係る退職手当組合及び職員互助会等負担金は、所属市町が負担する。

（疑義等の決定）

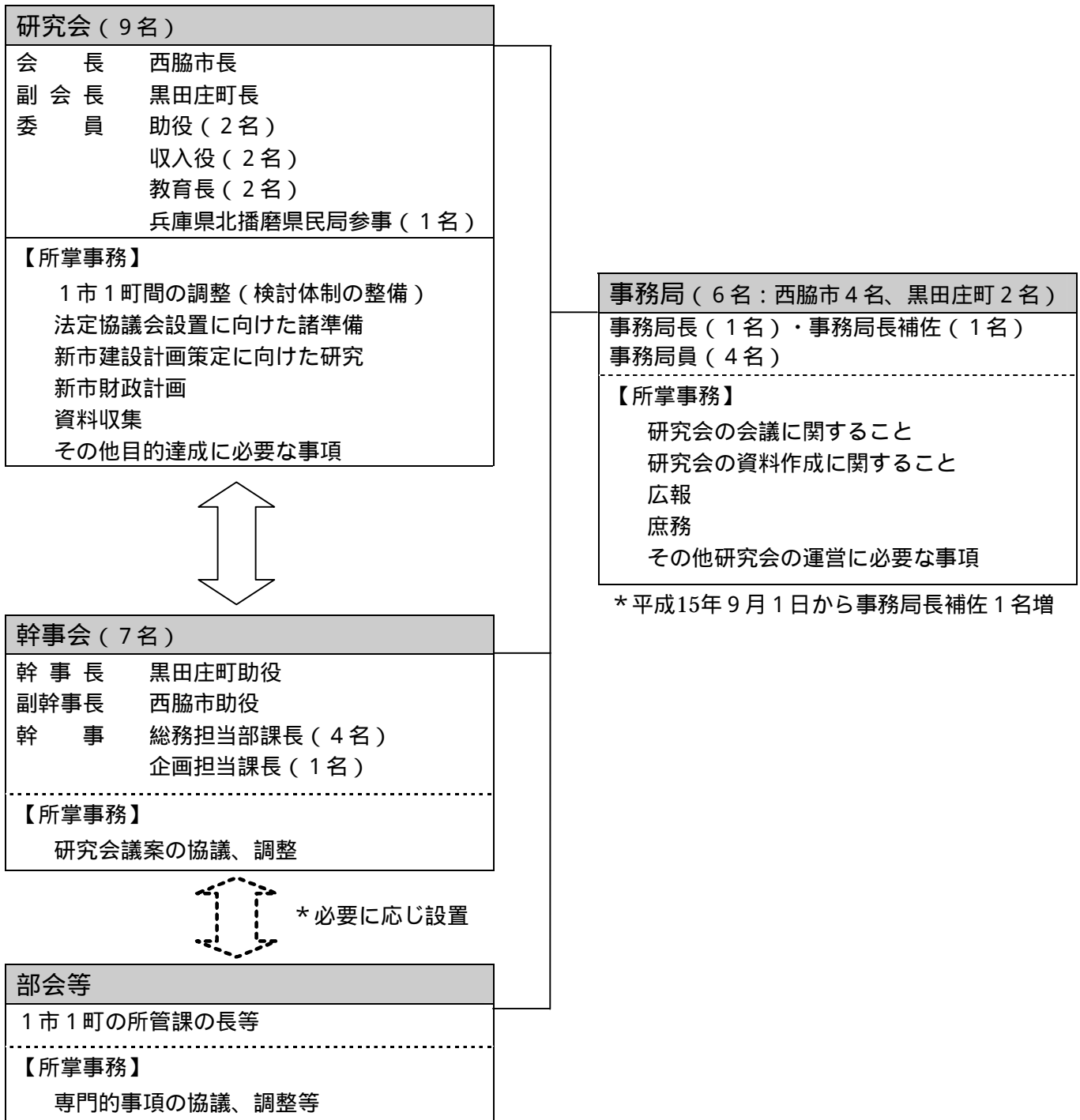
第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、所属市町長が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、所属市町長記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成15年8月12日

西脇市  
西脇市長 内橋直昭  
黒田庄町  
黒田庄町長 東野敏弘

西脇市・黒田庄町合併研究会組織図



西脇市・黒田庄町合併研究会・幹事会構成員

【研究会】

役 職 等	構 成 員
会 長	西脇市長
副 会 長	黒田庄町長
委 員	両市町助役・収入役・教育長 兵庫県北播磨県民局企画調整部市町・防災担当参事

【幹事会】

役 職 等	構 成 員
幹 事 長	黒田庄町助役
副幹事長	西脇市助役
幹 事	< 西脇市 > 企画総務部長兼企画課長・企画総務部総務担当次長兼総務課長・財政課長 < 黒田庄町 > 総務課長・企画振興課長

合併研究会の協議経過

第1回合併研究会

平成15（2003）年8月12日、発足式に続き、第1回合併研究会を西脇市勤労福祉センターで開催しました。会議では研究会の業務内容や今後のスケジュールなどについて協議を行い、できるだけ早期に法定合併協議会を立ち上げ、合併特例法の適用期限である平成17（2005）年3月末日までの合併を目指す方針を確認しました。

第2回合併研究会

日 時	平成15年10月23日（木） 午後5時～午後6時30分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内 容	1 開会 2 報告事項 専門部会長・分科会長等の報告について 新市建設計画策定支援業務委託業者の選定結果について 住民意向調査の実施について 新市建設計画「（仮称）新市まちづくり計画」策定方針について 平成15年度合併協議会開催日程について 西脇市・黒田庄町の合併基本条件について 3 協議事項 西脇市・黒田庄町合併協議会規約について 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について 西脇市・黒田庄町合併協議会の各種規程について

- 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について  
合併協定項目について  
平成15年度西脇市・黒田庄町合併研究会予算の承認について
- 4 その他
  - 5 閉会

第2回研究会では、これまでの3回にわたる幹事会での協議を踏まえ、合併協議会については原則として月1回開催すること、新市建設計画策定に向けた住民意向調査の実施内容などを報告しました。また、合併研究会で調整を行ってきた合併協議に当たっての基本事項として、

合併の方式は「新設合併」とする。

合併の期日は、平成17年3月31日までとする。

新市名は「西脇市」とし、「黒田庄町」の名称は残すこととする。

地方自治法第4条に規定する新市の事務所は現西脇市役所とし、黒田庄町役場については、当分の間「総合事務所」とする。

の4項目を両市町長の意向として取りまとめ、合併協議に当たっての基本姿勢としました。

協議事項では、法定合併協議会設置に向けた協議会規約、各種規程など6項目について協議しました。

#### その他研究会での取組

事務局では1市1町の合併協議先進地である洲本市・五色町合併協議会や隣接する加東郡合併協議会への視察を行うとともに、法定合併協議会への移行を念頭に置き、専門部会・分科会といった行政内部の検討体制の整備を行うなどの準備を進めました。また、合併協議会設置後の円滑な協議に資するため、合併協定項目の選定や協議会予算案の作成を行うとともに、特に調整に時間を要することが予想される事務事業一元化と新市建設計画策定については、研究会の段階から専門業者に業務委託をすることとし、必要な予算措置を行いました。

#### 住民への周知

研究会設置に前後して、両市町では、次のとおり住民説明会を実施しました。

##### 西脇市

平成15(2003)年8月30日から9月16日にかけて市内7地区で「合併問題地区別懇談会」を開催し、参加者は370人を数えました。説明会には市長、特別職、合併担当部課長等が出席し、住民発議以降1市1町での研究会設置に至る合併問題の経緯について説明するとともに、市の将来人口の予測や単独で行政運営を行った場合の財政予測などを交えながら、法定合併協議会を設置する方針について説明しました。この中で西脇市が合併を目指す理由として、行政基盤の強化、行政の構造改革、広域的なまちづくりの推進、の3点をあげ、合併とは地域の将来を見据えた上で、現状の市民サービスを維持していくための「自治体の生き残りの手段」であると位置付け、合併問題に対して積極的に取り組む決意を表明しました。その後、参加住民との意見交換に入り、合併の枠組みやメリット、新市の将来像、合併後に実施する予定の事業などについての質疑が出され、説明会終了後には参加者を対象にアンケート調査を実施しました。一方、広報紙でも6月の合併問題特集号発行以降、毎月号で記事を掲載し、住民への情

報提供を図りました。

【説明会の開催状況】（平成15年）

月 日	時 間	地 区 名	場 所	出席者数
8月30日（土）	午後7時30分～ 午後9時	津 万	大野隣保館	97人
9月1日（月）		重 春	板波町公民館	66人
9月3日（水）		芳 田	合山町公民館	44人
9月9日（火）		比 延	鹿野町公民館	23人
9月11日（木）		野 村	野村町公民館	43人
9月12日（金）		日 野	サンパル日野	45人
9月16日（火）		西 脇	センティア西脇	52人

10月17日に区長の要望により、別途1箇所の説明会を実施

<説明会でのアンケート結果>

西脇市が合併することについて

回答数 241（参加者に対する回答率 65%）

賛 成	どちらかといえば 賛成	どちらかといえば 反対	反 対	わからない
58.5 %	32.3 %	2.1 %	2.5 %	4.6 %

黒田庄町との合併について

回答数 231（参加者に対する回答率 65%）

賛 成	反 対	わからない
90.0 %	4.8 %	5.2 %

黒田庄町

黒田庄町では毎年夏期に住民から意見や要望を聴く場として「住民懇談会」を実施しており、平成15（2003）年度は合併研究会設立の時期と重なったことから、前年度に引き続き、合併問題をテーマに8月1日から29日にかけて各種団体（10団体）と町内14集落の住民を対象に、懇談会をあわせて25回開催し、参加者は805名を数えました。懇談会には町長、特別職、管理職、合併担当課長等が出席し、住民発議以降の合併問題の経緯や西脇市との合併を目指す方針、さらには市町村合併を巡る県内外の動向を踏まえ、単独で行政運営した場合の財政予測などを説明し、参加者との意見交換を行いました。意見交換では「広域的な行政課題等を考えた場合、1市4町の枠組みが困難であるのなら西脇



黒田庄まちづくり住民会議  
（黒田庄町中央公民館）

市との合併協議が望ましい。」との意見が大半を占める一方で、「1市1町の枠組みになれば、西脇市と対等な合併協議ができるのか不安である。」という意見も出されました。

また、1月に設立された「黒田庄町まちづくり住民会議」を9月までに5回開催し、合併協議の経過説明や意見交換を行う中、住民懇談会と同様、西脇市との対等合併についておおむね肯定的な意見が大半を占めることとなり、合併した場合、黒田庄町の地域特性として残していきたいものについて検討を進めていくなど、合併後の新市のまちづくりを見据えた意見を取りまとめていきました。

#### 【住民懇談会の開催状況】（平成15年）

##### 住民対象

月 日	時 間	地 区 名	場 所	参加者数
8月1日(金)	午後8時～ 午後10時	喜 多	喜多公民館	48人
8月2日(土)		門 柳	門柳分館	37人
8月4日(月)		大 門	大門公会堂	30人
8月5日(火)		津万井	津万井公会堂	21人
8月7日(木)		福 地	福地集会所	21人
8月18日(月)		大 伏	大伏公会堂	34人
8月19日(火)		西 澤	西澤会館	34人
8月21日(水)		石 原	石原公民館	53人
8月23日(土)		田 高	田高公会堂	41人
8月25日(月)		船 町	船町公民館	53人
8月26日(火)		小 苗	小苗公民館	42人
8月28日(木)		黒 田	黒田公民館	73人
8月29日(金)		前 坂	前坂集会所	43人
8月30日(土)		岡	岡公民館	73人

##### 団体対象

月 日	対象団体	場 所	参加者数
8月4日(月)	子育て学習グループ	地域福祉コミュニティ創造センター	17人
8月5日(火)	区長会長会	町役場第1会議室	14人
8月6日(水)	愛育班	保健センター	16人
8月22日(金)	老人クラブ連合会	地域福祉コミュニティ創造センター	24人
8月22日(金)	町商工会	商工会館	25人
8月26日(火)	銭太鼓クラブ	中央公民館	49人
8月27日(水)	婦人会・いずみ会・ JAみのり女性部会	中央公民館	42人

上記のほか町職員を対象にした説明会を7月28日、30日の両日に実施（参加者 100人）



## 2 合併協議会

### 合併協議会の設置

合併研究会の設置以降、両市町では合併協議に向けた事務調整を着々と進めていました。このような中、早期の法定合併協議会設置に向け、西脇市長は平成15(2003)年10月7日の市議会議員協議会において改めて新設合併で臨む方針を表明するとともに、同月内の臨時議会招集の意向を示しました。黒田庄町では9月定例会を期間延長しており、両市町では11月5日に合併協議会設置議案の採決を行いました。

一方、10月29日には、西脇商工会議所会頭から両市町の合併の推進についての要望書が市長と市議会議長に対し、提出されました。

平成15年10月29日

西脇市議会議長 清瀬英也様  
西脇市長 内橋直昭様

西脇商工会議所  
会頭 藤井良己

### 要 望 書

日ごろは、本市経済界の発展に御理解、御支援をいただき、誠にありがとうございます。また、市行政におかれましては、厳しい社会経済環境の中、市長並びに市議会が一丸となって、市政運営に取り組まれている事に対しまして、深く敬意を表する次第です。

さて、昨今、市民最大の関心事は市町の合併問題であります。今、御承知のとおり、長引く経済不況下にあつて、企業では、生き残りをかけ、必死に努力をいたしております。申し上げるまでもなく、こうした社会情勢や国の進める地方分権を背景に、自治体においては、構造改革や行財政改革によって体質の改善を図ることが求められております。

このような中、幾多のうよ曲折を経て、西脇市は、黒田庄町との1市1町の合併を目指し取り組まれております。

この現状に基づき、西脇商工会議所は、経済界としての立場から、黒田庄町商工会と協議を行い、地域経済の活性化を図るためには、西脇市と黒田庄町の合併を積極的に推進すべきであり、両市町が進めておられる合併を全力をあげて支援するとの結論に達したことであります。

私ども経済界といたしましては、西脇市と黒田庄町が合併に向け、厚い相互と信頼と連携のもと、法定協議会を一日も早く設立し、人口の多少に関わらず、対等な立場で協議を進め、活力ある理想都市の実現に向けて取り組まれることを要望いたします。

西脇市では11月4日に臨時会を招集し、合併協議会設置議案を上程しました。市長は「近隣でも合併が進む中、単独での行政運営は厳しくなる。財政支援措置がある期間内に合併し、行財政改革を推進することにより、将来を見据えた体制づくりを進めていく。黒田庄町との合併は今後も進むであろう市町再編の流れの第一歩である。」とその提案理由を述べました。同議案は同日の合併調査特別委員会に付託され、審議の結果、賛成多数で可決されました。翌日の本会議では委員長報告に続き討論が行われ、「協議会の設置は時期尚早である。」、「国の財政危機を打開するための強制合併である。」といった反対意見はありましたが、「小さな合併であるが行財政改革につながる。」、「合併を避けることができないのなら、特例措置のある間に取り組む方がよい。」などの肯定的な意見が出され、賛成多数（賛成14、反対5）で可決しました。黒田庄町では、11月5日に本会議を開催し、議員からは「自立してやっていけないのではないか。」といった意見も出ましたが、賛成多数（賛成12、退席1）で可決しました。

両市町議会での議決を受け、両市町長が合併協議会規約に関する協議書に調印を行い、11月7日に「西脇市・黒田庄町合併協議会」設置の告示を行うとともに、両市町連名で兵庫県知事に対して合併協議会設置を届け出ました。

議案第 号

#### 西脇市・黒田庄町合併協議会の設置について

西脇市及び多可郡黒田庄町の合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、西脇市・黒田庄町合併協議会を設置することについて地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成15年11月 日

西脇市長（黒田庄町長）

## 西脇市・黒田庄町合併協議会規約

### (設置)

第1条 西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (名称)

第2条 協議会は、西脇市・黒田庄町合併協議会と称する。

### (事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

関係市町の合併に関する協議

法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成

前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、西脇市に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係市町の長

関係市町の議会の議長及び議会が選出する議員1名

関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者14名以内

2 委員は、非常勤とする。

### (会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

### (会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

### (会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

## (小委員会)

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査及び審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

## (幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## (事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (経費)

第14条 協議会に要する経費は、関係市町が負担する。

## (監査)

第15条 協議会の出納の監査は、会長の属する市町の監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

## (財務)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

## (報酬及び費用弁償)

第17条 会長、副会長、委員及び監査委員には、その職務を行うために要する報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 第9条第4項の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができる。

3 前2項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

## (協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

## (補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

## 附 則

この規約の施行期日は、関係市町の長が協議して定める。

## 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書

西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項、第14条及び第15条第1項に規定する内容について次のとおり定める。

（事務所）

第1条 規約第4条に規定する事務所は、西脇市生涯学習まちづくりセンター内に置く。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表第1のとおりとする。

（委員）

第3条 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表第2のとおりとする。

第4条 規約第7条第1項に規定する委員の代理出席は認めないものとする。ただし、同条第1項第1号及び第2号（議長に限る。）に規定する委員（事故あるとき又は欠けたときに限る。）並びに第3号に規定する委員のうち北播磨県民局長については、この限りでない。

（経費）

第5条 規約第14条に規定する協議会に要する経費は、関係市町の負担とし、その割合は均等とする。

2 毎年度の負担金の額については、その都度協議を行う。

（監査委員）

第6条 規約第15条第1項に規定する監査委員は、別表第3のとおりとする。

（規約の施行）

第7条 規約附則に規定する規約の施行日は、平成15年11月7日とする。

（内容変更）

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

（定めのない事項）

第9条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

（協議の失効）

第10条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年11月6日

西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 内橋直昭

多可郡黒田庄町喜多 165番地の1

黒田庄町

黒田庄町長 東野敏弘

別表第1（第2条関係）

区 分	氏 名
会 長	内 橋 直 昭（西脇市長）
副 会 長	東 野 敏 弘（黒田庄町長）

別表第2（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考	
関係市町の 長が協議し て定めた学 識経験を有 する者	西 脇 市	神 部 良 夫	
		小 林 茂 夫	
		浅 田 康 子	
		岩 崎 貞 典	
		生 田 弘 之	
	黒 田 庄 町	長谷川 俊 雄	
		三 谷 康	
		西 村 萬 里 子	
		宮 崎 正 則	
		東 野 一 彦	
	共 通 枠	藤 井 良 己	
		西 山 孝 彦	
		小 畑 則 幸	

別表第3（第6条関係）

氏 名	所 属 団 体
依 藤 諭 弘	西 脇 市
藤 原 信 子	西 脇 市

市振第 2 3 9 3 号

平成15年11月26日

西脇市長 内橋直昭 様  
黒田庄町長 東野敏弘

兵庫県知事 井戸敏三

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

平成15年11月17日付けう～001及び黒甲第3150号により提出のありました標記のことについて、下記のとおり指定することとします。

記

- 1 指定する地域 西脇市及び多可郡黒田庄町
- 2 指 定 日 平成15年11月26日

う～001

黒甲第3051号

平成15年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三 様

西脇市長 内橋直昭

黒田庄町長 東野敏弘

西脇市・黒田庄町合併協議会の設置について（届出）

西脇市及び多可郡黒田庄町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成、その他合併に関し必要な事項を協議するため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会を設置したいので地方自治法第252条の2第2項の規定により別添書類とともに届出いたします。

添付種類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約
- 3 西脇市と多可郡黒田庄町の告示書（写し）
- 4 西脇市と多可郡黒田庄町の議決書（写し）
- 5 西脇市と多可郡黒田庄町の会議録（写し）
- 6 西脇市・黒田庄町合併協議会平成15年度予算書

11月7日、西脇市生涯学習まちづくりセンターで西脇市・黒田庄町合併協議会設置式と事務局発足式を開催し、合併に向け、本格的な協議を開始することとしました。また、合併協議会の発足に伴い合併研究会は解散、同事務局はそのまま協議会事務局に移行し、2名増員の9名体制となりました。

設置式では、両市町職員約80人が見守る中、協議会会長となった内橋直昭西脇市長と副会長の東野敏弘黒田庄町長による合併協議会事務局の看板の掲示を行いました。続く事務局発足式では、事務局職員への辞令交付の後、会長から「本格的に新しいまちづくりに向けた合併の協議が始まるが、限られた時間の中で協議を円滑に進めていくためには、研究会の中で重ねてきた調査・研究を十分に生かし、



合併協議会設置式  
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)

職員一丸となって押し進めていくことが大切である。」、副会長から「市町の違いを超え、住民の期待に応えてください。」とそれぞれ訓示がありました。

1市1町による合併協議会の設置が円滑に進んだ背景として、一体的な生活圏を形成する西脇市・多可郡の中でも、両市町は加古川が貫流するなど地形的につながっており、国道175号、JR加古川線といった広域交通網によるつながりが深く、これらに付随した共通の地域課題を抱えていることがあげられます。さらに黒田庄町では、当初から一貫して西脇市を含む合併の方針を掲げていたことが大きな要因としてあげられます。また、西脇市は合併による新しいまちづくりへの基本方針として新設合併で臨むこととし、これを受けて黒田庄町が市の名称、市役所の位置といった合併基本項目については、西脇市の意向を尊重するとしたことも法定合併協議会設置に向けて加速する条件が整ったといえます。

- 合併協議会設置式・事務局発足式次第 -

日時	平成15年11月7日(金) 午前9時～10時
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 玄関前 / 3階ホール
出席者	西脇市 市長・助役・収入役・企画総務部長兼企画課長 黒田庄町 町長・助役・企画振興課長 合併協議会事務局職員・両市町関係職員
内容	1 合併協議会設置式 2 合併協議会事務局発足式 事務従事辞令交付 「事務局職員の事務従事に関する協定書」の交換 職員辞令交付 会長訓示 副会長訓示



## 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局職員の事務従事に関する協定書

西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）は、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に伴い、協議会に従事する職員（以下「従事職員」という。）の身分の取扱い等に関し、次の条項により協定する。

### （事務従事）

第1条 従事職員は、関係市町それぞれの市町の身分を有し、その身分を有する市町（以下「当該市町」という。）の事務従事命令により、協議会事務局の事務に従事する。

2 従事職員の事務従事期間は、協議会解散の日までとする。ただし、必要が生じたときは、関係市町の長の協議により変更する。

### （給与）

第2条 従事職員の給料及び諸手当は、関係市町それぞれの規定に基づき、当該市町がすべての事務及び負担を行い従事職員に支給する。

### （旅費）

第3条 従事職員の旅費は、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

### （服務）

第4条 従事職員の服務及び勤務時間その他勤務条件は、会長の属する市町の関係規程を適用する。

### （分限及び懲戒）

第5条 従事職員について、分限及び懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、当該市町が処分を行う。

### （公務災害補償）

第6条 従事職員に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく事務及びその負担は、当該市町において行う。

### （共済組合等）

第7条 従事職員は、関係市町それぞれの団体が加入する共済組合等の組合員とし、当該市町がすべての事務及び負担を行う。

### （報告）

第8条 当該市町は、次の事項をその必要の都度、協議会の会長に報告する。

従事職員の昇格、昇給等給与の異動

その他必要と認める事項

2 協議会の会長は、次の事項をその必要の都度、当該市町に報告する。

勤務状況等

その他必要と認める事項

### （協定の失効）

第9条 この協定は、協議会が解散したときにその効力を失う。ただし、給与等の支給に関しては、その支給が完了するまでその効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年11月7日

西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 内橋直昭

多可郡黒田庄町喜多 165番地の1

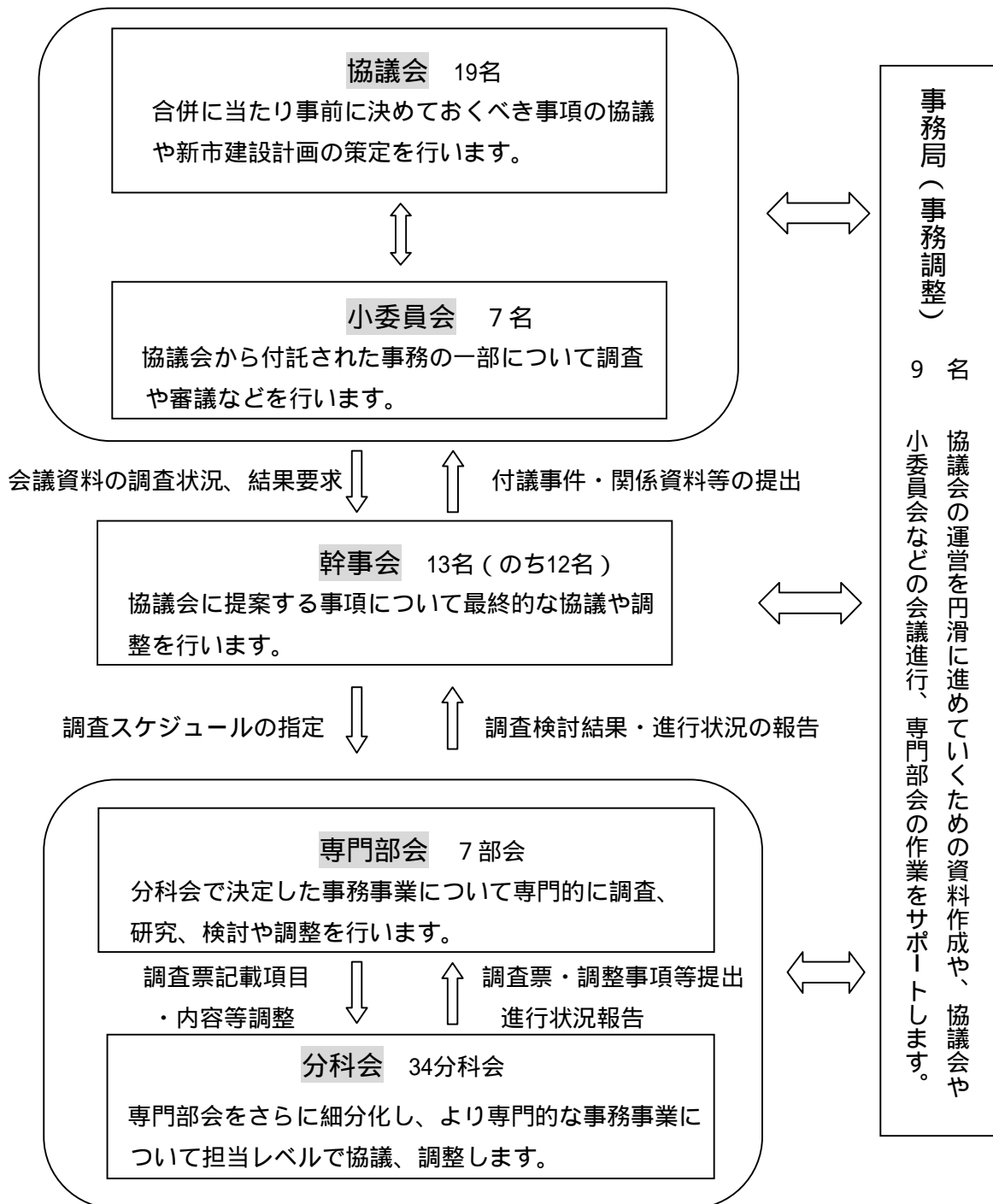
黒田庄町

黒田庄町長 東野敏弘

## 合併協議会の体制

合併協議に当たっては、規約に定める委員で構成され、合併に係る重要事項についての協議を行う合併協議会、そして協議会の担任する事務の一部について専門的に調査や審議を行うために設置される小委員会のほか、両市町職員で構成される行政内部の組織として、協議会に提案する事項等について調整及び協議を行う幹事会、分野別の所掌事務に関する専門的な調整を行う7つの専門部会、専門部会の所掌事務のうち、さらに細かな事務に関する調整を行う34の分科会を設置し、協議を行いました。

西脇市・黒田庄町合併協議会組織図



西脇市・黒田庄町合併協議会委員名簿

区 分	氏 名	職 名 等	備 考	任 期（全期間以外のものを記載）
1号委員 (市長・町長)	内橋 直昭	西脇市長	会 長	
	東野 敏弘	黒田庄町長	副 会 長	
2号委員 (議長・議員)	清瀬 英也	西脇市議会議長		平成15年11月14日～平成16年4月29日
	藤原 正嗣	西脇市議会議長		平成16年5月7日～平成17年5月9日
		西脇市議会議員		平成17年5月9日～平成17年9月30日
	村井 公平	西脇市議会議員		平成16年5月11日～平成17年5月9日
		西脇市議会議長		平成17年5月9日～平成17年9月30日
	西山 勝敏	西脇市議会議員		平成15年11月14日～平成16年4月29日
	北脇 敏敬	黒田庄町議会議長		
宮崎 好史	黒田庄町議会議員		平成16年11月14日～平成16年7月14日	
上田 平八	黒田庄町議会議員		平成16年7月21日～平成17年9月30日	
3号委員 (学識経験者)	神部 良夫	学識経験者	西 脇 市	
	小林 茂夫	学識経験者	西 脇 市	
	浅田 康子	学識経験者	西 脇 市	
	岩崎 貞典	学識経験者	西 脇 市	
	生田 弘之	学識経験者	西 脇 市	
	長谷川俊雄	学識経験者	黒田庄町	
	三谷 康	学識経験者	黒田庄町	
	西村萬里子	学識経験者	黒田庄町	
	宮崎 正則	学識経験者	黒田庄町	
	東野 一彦	学識経験者	黒田庄町	
	藤井 良己	学識経験者	共通委員	
	西山 孝彦	学識経験者	共通委員	
	小畑 則幸	北播磨県民局長	共通委員	平成15年11月14日～平成16年3月31日
	櫛笥 享夫	北播磨県民局長	共通委員	平成16年4月1日～平成17年9月30日
監査委員	依藤 論弘	西脇市監査委員		
	藤原 信子	西脇市監査委員		平成15年11月7日～平成16年4月29日
	田村 慎悟	西脇市監査委員		平成16年5月11日～平成17年9月30日

## 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会・専門部会・分科会委員構成

## 【幹事会】

役 職 等	構 成 員
幹 事 長	黒田庄町助役
副幹事長	西脇市助役（のちに西脇市収入役）
幹 事	<p>&lt; 西脇市 &gt;</p> <p>収入役・教育長・企画総務部長兼企画課長・ 企画総務部総務担当次長兼総務課長・財政課長・企画課主幹</p> <p>&lt; 黒田庄町 &gt;</p> <p>収入役・教育長・総務課長・企画振興課長・総務課長補佐</p>

## 【専門部会・分科会】（7部会 34分科会）

専門部会名	部会長、 副部会長	担当分科会名
総務・企画部会 （9分科会）	西脇市総務課長 黒田庄町総務課長	財政、管財、総務、人事、電算、 企画、秘書・広報、広域行政、出納
税 務 部 会 （1分科会）	西脇市税務課長 黒田庄町税務課長	税務
住民・福祉部会 （9分科会）	黒田庄町保健福祉課長 西脇市生活環境課長	住民、国保・老健、消防団、環境、 交通・防犯、福祉、健康・病院、 介護・高年、社協
産業・建設部会 （7分科会）	西脇市建築課長 黒田庄町産業課長	農林水産、農業委員会、農地、 商工観光、建設、住宅、都市計画
上下水道部会 （2分科会）	西脇市管理課長 黒田庄町企業課長	水道、下水道
教 育 部 会 （3分科会）	西脇市教育総務課長 黒田庄町管理課長	教育総務、学校教育、生涯学習
議会・選管・ 監査・公平部会 （3分科会）	西脇市監査・公平委員会事務局長 黒田庄町議会事務局長	議会、選挙、監査公平

「専門部会」は両市町の課長級職員で構成

「分科会」は主査級（一部は主幹）・担当職員で構成し、分科会長・副分科会長を選出

## 合併協議会の協議経過

### 第1回合併協議会

日 時	平成15年11月14日（金） 午前 9 時15分～午前11時24分
場 所	西脇市民会館 中ホール
傍聴者数	0名
内 容	1 開会 2 報告事項 西脇市・黒田庄町合併協議会規約について 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について 西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について 合併協定項目及び協議の方針について 住民意向調査について 西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて 3 協議事項 西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について 西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について 4 事前提案事項 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について 合併の方式について 合併の期日について 新市の名称について 5 その他 6 閉会

第1回協議会では、報告事項12件、協議事項3件、事前提案事項4件がありました。

冒頭、合併協議に当たってのあいさつで、内橋会長は「紆余曲折はあったが、歴史的な一歩を踏み出す新しいまちづくりに向けた協議が始まることとなった。両市町が対等に協議し、住民から『やってよかった。』といわれる合併を目指したい。」と述べ、東野副会長は「合併協議という新たな一歩を踏み出す中で、子どもや孫たちに本当に住みやすくなったな、合併をし



内橋会長から委員への委嘱状交付

てよかったと言われるようなまちをぜひつくりあげていきたい。」と述べました。続いて会長から協議会委員へ委嘱状の交付と委員の自己紹介が行われました。

会議に入り、報告事項として協議会規約をはじめ協議会の運営に係る規程や予算、また協議会において協議し、合併協定書に記載される合併協定項目、新市まちづくり計画（市町村建設計画）の策定のための基礎資料とする住民意向調査の内容、平成17（2005）年3月末日までの合併を想定した今後の協議スケジュールについて報告しました。

協議事項では、協議会の運営、傍聴や会議録の閲覧に関する規程について審議され、いずれも原案どおり承認されました。また、次回協議会で協議する事前提案事項4件を提案しました。



第1回合併協議会  
（西脇市民会館）

合併協定項目一覧

区 分	番 号	項 目	
基本項目	1	合併の方式	
	2	合併の期日	
	3	新市の名称	
	4	新市の事務所の位置	
	5	財産の取扱い	
合併特例法に規定されている項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
	8	地方税の取扱い	
	9	一般職の職員の身分の取扱い	
その他の必要な協定項目	10	特別職の身分の取扱い	
	11	条例・規則等の取扱い	
	12	事務組織及び機構の取扱い	
	13	一部事務組合等の取扱い	
	14	使用料・手数料等の取扱い	
	15	公共的団体等の取扱い	
	16	補助金・交付金等の取扱い	
	17	町・字の区域及び名称の取扱い	
	18	慣行の取扱い	
	19	国民健康保険事業の取扱い	
	20	介護保険事業の取扱い	
	21	消防団の取扱い	
	22	各種事業の取扱い	
		1	都市交流事業
		2	電算システム事業
		3	広報広聴関係事業
		4	納税関係事業
		5	防災関係事業
		6	交通関係事業
		7	人権政策推進事業(女性施策含む。)
		8	保健衛生事業
		9	各種福祉事業
		10	保育事業
		11	生活保護事業
		12	健康づくり事業
		13	農林水産関係事業
		14	商工・観光関係事業
		15	勤労者・消費者関連事業
		16	建設関係事業
		17	上・下水道事業
		18	学校教育事業
		19	文化振興事業
	20	社会教育事業	
	21	社会福祉協議会	
	22	その他事業	
新市建設計画に関する項目	23	新市建設計画	

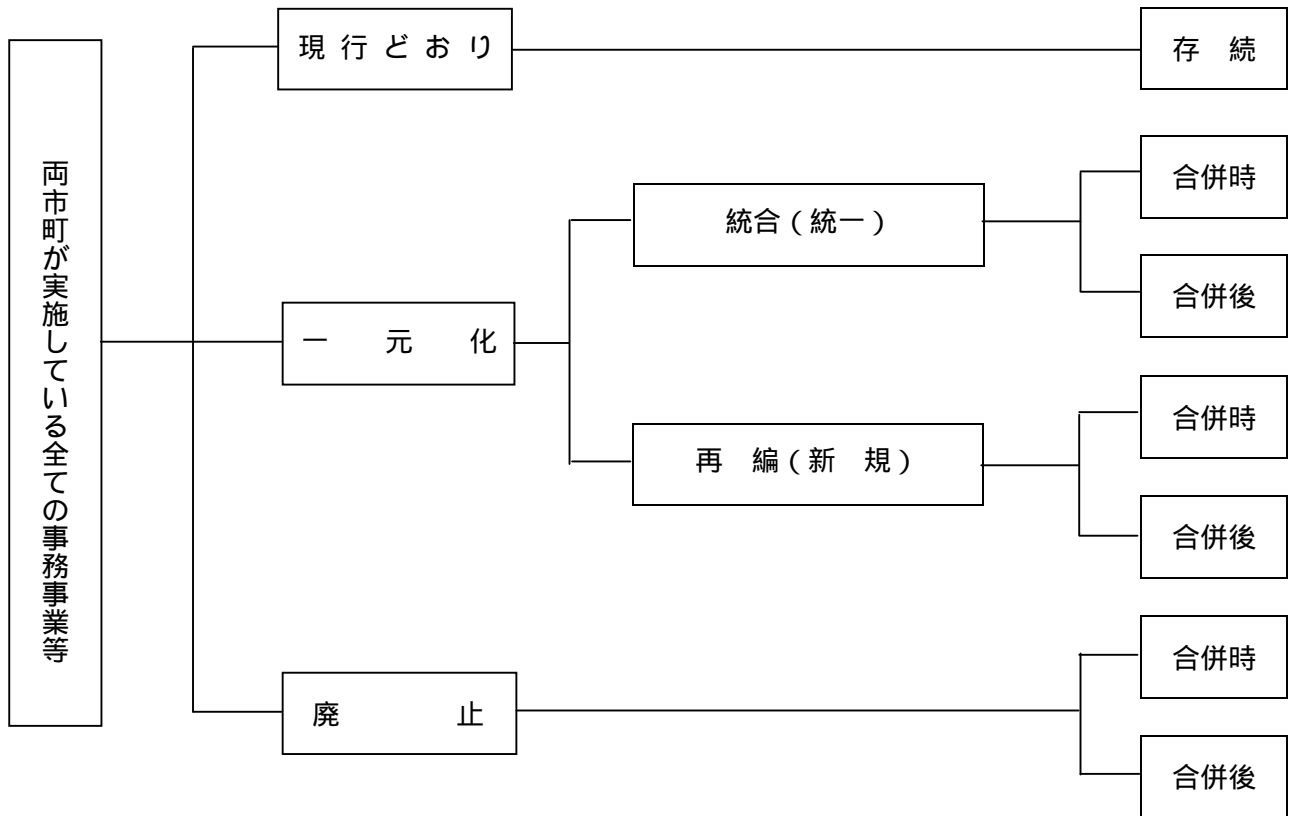
協議の方針

基本的な協定項目、合併特例法に定める協定項目、その他必要な協定項目及び新市建設計画に関する協定項目の協議に当たっては、一般的に次の6原則を踏まえて行うことが必要とされています。

協議における基本6原則

- 一体性確保の原則・・・新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- 住民福祉向上の原則・・・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 負担公平の原則・・・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 健全な財政運営の原則・・・新市において健全な財政運営に努める。
- 行政改革推進の原則・・・行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努める。
- 適正規模準拠の原則・・・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

協定項目ほか事務事業のすり合わせの基本的区分



・現行どおり	新市においても特段の調整を要せず、現行どおりに執行する。
・一元化	新市においても、統一的な考え方のもとに執行する。
・統合	いずれかの市町の制度や仕組みを新市全体に適用する。
・再編	それぞれの制度や仕組みを改変し、新市として新たな制度や仕組みにする。
・廃止	新市において執行する目的、役割がないと判断し、廃止する。



## 第2回合併協議会

日 時	平成15年12月19日（金） 午後 1 時30分～午後 3 時55分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	10名
内 容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 報告事項 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について 「住民意向調査」の結果（中間報告）について</li><li>3 協議事項 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について 合併の方式について 合併の期日について 新市の名称について 新市まちづくり計画検討小委員会の設置について</li><li>4 事前提案事項 新市の事務所の位置について 財産の取扱いについて 一般職の職員の身分の取扱いについて 条例・規則等の取扱いについて 町・字の区域及び名称の取扱いについて 慣行の取扱いについて 各種事業（都市交流事業）の取扱いについて 各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて</li><li>5 その他</li><li>6 閉会</li></ol>

第2回協議会では、報告事項2件、協議事項5件、事前提案事項8件がありました。

まず、報告事項として、兵庫県から11月26日付けで、今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」（合併重点支援地域）の指定を受けたことの報告と住民意向調査の集計結果についての中間報告を行いました。

続いて、協議事項では、「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」といった合併基本項目のうち3項目について協議され、合併研究会での協議経過を踏まえた提案を行い、いずれも原案どおり全員一致で確認されました。「合併の方式」については、両市町が対等の立場で議論をしていくことが、互いのまちの地域特性を生かしながら新市の将来像をつくり上げる上で不可欠であるとの判断から、両市町を廃し、新たに市を設置する新設合併の方法を提案しました。「合併の期日」については、合併特例法の有効期限内である平成17（2005）年3月末までとすることを提案しましたが、同法の適用期限について経過措置を設ける旨の改正が検討されていることから、現時点での提案であるとの説明を行いました。「約1年半の短い期間で十分な協議ができるのか。」との意見が出されました。「新市の名称」については、「西脇市」とすることを提案説明を行い、委員からは「西脇市という名称に異論はないが、住民の合意を得るため名称を公募してはどうか。」との意見が出ましたが、副会長から「黒田庄町という名称を残すことを前提におおむね住民にも了解されている。」との説明があり、提案どおり確認されました。委員からは「新市の名称についての提案は十分に調整を行ってきた結果であ

るので、そのことを住民に十分周知しておいてほしい。」との発言がありました。その他には「新市まちづくり計画の策定方針」が確認され、計画策定に関し、専門的に審議するため小委員会を設置することとし、委員には学識経験者選出の合併協議会委員のうち7名を会長から指名しました。

### 第3回合併協議会

日 時	平成16年1月20日（火） 午後1時30分～午後4時50分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	12名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>「住民意向調査」の結果について</li> <li>新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>新市の事務所の位置について</li> <li>財産の取扱いについて</li> <li>一般職の職員の身分の取扱いについて</li> <li>条例・規則等の取扱いについて</li> <li>町・字の区域及び名称の取扱いについて</li> <li>慣行の取扱いについて</li> <li>各種事業（都市交流事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>4 事前提案事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて</li> <li>地方税の取扱いについて</li> <li>特別職の身分の取扱いについて</li> <li>使用料・手数料等の取扱いについて</li> <li>国民健康保険事業の取扱いについて</li> <li>介護保険事業の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

第3回協議会では、報告事項2件、協議事項8件、事前提案事項6件がありました。

はじめに、報告事項として、住民意向調査の集計結果と第1回新市まちづくり計画検討小委員会の内容について長谷川委員長から報告がありました。

次に協議事項では、基本5項目のうち残りの2項目である「新市の事務所の位置」、「財産の取扱い」について協議されました。「新市の事務所の位置」については、西脇市役所を新市の事務所（本庁）とし、黒田庄町役場を当分の間、支所（地域総合事務所）<sup>1</sup>とする本庁方式を

<sup>1</sup> 兵庫県作成の「合併後の旧市町の自立的運営の保障システム」において「多核的ネットワーク型」として提案されているシステムで、合併後、急激な行政機能低下を回避するため、旧市町役場を現地解決型の総合事務所とし、住民意見の集約や住民による地域活動の支援を行う機関として位置付けたものをいう。

提案しました。委員からは「地域総合事務所は地域振興の確固たる拠点とするべき。」、「事務所の位置が西脇市役所と黒田庄町役場の2箇所だけではなく、地域活動の拠点となる出先機関を各地区に設置してほしい。」など支所の機能や増設に対する意見が出されたほか、「総合事務所とする『当分の間』の目途を教えてください。」との意見もありましたが、事務所の位置についての異論はなく、「財産の取扱い」とともに原案どおり確認され、すべての合併基本項目の協議を終えました。「一般職の職員の身分の取扱い」については、両市町の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐとの提案に対して「リストラや希望退職者を募集する考えはあるのか。」との意見が出されました。「慣行の取扱い」については、新市発足までに調整すると提案した市章について、「公募や小委員会を設置しての検討」、「現在の西脇市章を新市の市章として継承してはどうか。」などさまざま意見が出されました。また「町・字名の取扱い」については、新市の名称の決定を踏まえ、西脇市は現行どおりの町・字名とし、黒田庄町については、現行の大字名の前に黒田庄町を付すことを提案し、長年慣れ親しんだ黒田庄町の名前を大字名として残すことが確認されました。

#### 第4回合併協議会

日 時	平成16年2月19日(木) 午後1時30分～午後4時30分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	20名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> <li>3 協議事項 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 地方税の取扱いについて 特別職の身分の取扱いについて 使用料・手数料等の取扱いについて 国民健康保険事業の取扱いについて 介護保険事業の取扱いについて</li> <li>4 事前提案事項 消防団の取扱いについて 各種事業(納税関係事業)の取扱いについて 各種事業(生活保護事業)の取扱いについて 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱いについて</li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

第4回協議会では、報告事項1件、協議事項6件、事前提案事項4件がありました。

新市まちづくり計画検討小委員会の活動報告に続き、協議事項では、まず、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について協議されました。選挙による委員の定数を20名とする提案については、全員一致で原案どおり決定しましたが、両市町の選挙による委員については、農地行政に空白期間を生じさせないように新市発足日から1年以内の選挙を行う日までの期間、在任特例を適用するとの提案に対して、委員からは「両市町の委員報酬の額に大きな差がある

ことから在任特例を適用した場合についての報酬額の取扱いが不明な段階では可否を決定できない。」との意見が相次ぎ、任期の取扱いについては継続協議となりました。また、「特別職の身分の取扱い」については、給料及び報酬の額を西脇市の例により新市発足までに調整するとの提案に対し、「具体的にどのように調整を行うのが不明である。」との意見が出され、事務局長から「協議会では調整に向けた方向性を確認いただき、それに基づき詳細な調整を行い、調整結果については協議会で報告する。」と回答しました。また、議会議員の報酬額については、両市町で約2倍の差があり、任期の取扱いとも関連することから、農業委員会委員の取扱いとともに継続協議となりました。その他の協議事項については、原案どおり確認されました。

協議会の最後に委員から新市の市章の選定について公募や新市まちづくり計画検討小委員会への付託を求める意見が出されましたが、会長は「時期的な心配もあるかと思うが、本日は意見として聞かせていただき、今後対応していきたい。」と答えました。



協議会の傍聴者

#### 第5回合併協議会

日 時	平成16年3月19日(金) 午後1時30分～午後4時40分
場 所	西脇市コミュニティセンター 西脇区会館
傍聴者数	10名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> <li>3 協議事項 消防団の取扱いについて 各種事業(納税関係事業)の取扱いについて 各種事業(生活保護事業)の取扱いについて 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱いについて 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について</li> <li>4 事前提案事項 公共的団体等の取扱いについて 補助金・交付金等の取扱いについて 各種事業(防災関係事業)の取扱いについて 新市まちづくり計画(将来像)について</li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

第5回協議会では、報告事項1件、協議事項5件、事前提案事項4件がありました。新市まちづくり計画検討小委員会の活動報告では、小委員会の活動とともに計画素案のうち、

新市の将来構想の内容の報告が行われました。

協議事項では、「消防団の取扱い」について、団員定数や消防協力員の体制などに対してさまざまな意見が出され、「西脇市の例により新市発足時に統合する。」と提案していた消防協力員の体制等については、人数や作業内容が両市町で異なることから、「新市発足時に統合整備する。」と修正の上、確認されました。なお、新市において適正化を図るとされた団員定数や黒田庄町の特設分団を新市においても設置することなどについては原案どおり確認されました。また、平成16年度合併協議会予算などその他の協議事項についても原案どおり確認されました。

#### 第6回合併協議会

日 時	平成16年4月15日(木) 午後1時30分～午後4時3分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	11名
内 容	1 開会 2 報告事項 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協議書について 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程について 新市まちづくり計画検討小委員会活動について 3 協議事項 公共的団体等の取扱いについて 補助金・交付金等の取扱いについて 各種事業(防災関係事業)の取扱いについて 新市まちづくり計画(将来像)について 4 事前提案事項 各種事業(電算システム事業)の取扱いについて 各種事業(交通関係事業)の取扱いについて 各種事業(保育事業)の取扱いについて 5 その他 6 閉会

第6回協議会では、報告事項3件、協議事項4件、事前提案事項3件がありました。

まず、報告事項として、新年度の人事異動及び組織改変に伴う規程等の変更について報告した後、新市まちづくり計画検討小委員会の活動報告が行われました。

次に協議事項では、「公共的団体等の取扱い」について、新市の速やかな一体性を確保するため、団体等の統合・再編の調整に努めるとの方針を提案し、委員からは「行政主導で各団体の方向性を決めているようである。」、「ある程度行政から団体間で調整に向けて検討するよう促す方向性は必要である。」といった意見が出されました。これに対し、事務局から「あくまでも団体等の統合・再編は行政で強制するものではなく、団体同士が主体性をもって協議を進め、行政は側面から支援することが原則である。」との説明をしました。「補助金・交付金

等の取扱い」については、合併翌年度以降、従来からの経緯、実情を踏まえ調整するとの提案に対し、「補助金の必要性や内容を精査し、行財政改革の一環として見直すべき。」、「すべての補助金について期限を設けて見直すシステムづくりが必要」などの意見が出されました。また「新市まちづくり計画（将来像）」については、小委員会から提案された4つの候補の中から委員全員の投票により「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」が過半数を獲得し、新市の将来像に選定されました。



新市の将来像の投票

### 第7回合併協議会

日 時	平成16年5月26日（水） 午後1時30分～午後4時44分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	8名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協議書について</li> <li>新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業（電算システム事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（交通関係事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（保育事業）の取扱いについて</li> <li>平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について</li> </ul> </li> <li>4 事前提案事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合等の取扱いについて</li> <li>各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について</li> <li>各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について</li> <li>各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

第7回協議会では、報告事項2件、協議事項4件、事前提案事項5件がありました。

まず、報告事項として、監査委員の更迭に伴う規約に関する協議の一部変更と新市まちづくり計画検討小委員会の活動報告が行われました。

協議事項では、「各種事業（交通関係事業）の取扱い」について、西脇市で運行しているコミュニティバス、黒田庄町で運行している福祉送迎車とともに新市に引き継ぎ、運行形態等は新市において検討するとの提案に対して、委員からは「利用者の利便性を重視した調整をすべき。」、「総合的な公共交通体系を検討すべき。」などの意見が出されました。「各種事業

（保育関係）の取扱い」については、幼保一元化に対する意見が出されたほか、公立・私立の保育環境の格差についての質問が出され、担当部会から「国の保育指針があるので差異はない。」と回答しました。協議事項の提案内容については、いずれも原案どおり確認されました。また、平成15年度合併協議会歳入、歳出決算について報告、承認されました。

#### 第8回合併協議会

日 時	平成16年 6月30日（水） 午後 1時30分～午後 4時53分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	15名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> <li>合併の期日の検討内容について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合等の取扱いについて</li> <li>各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について</li> <li>各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について</li> <li>各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>4 事前提案事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>事務組織及び機構の取扱いについて</li> <li>各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて</li> <li>各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（学校教育事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（文化振興事業）の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>5 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民説明会の日程について</li> </ul> </li> <li>6 閉会</li> </ol>

第8回協議会では、報告事項2件、協議事項5件、事前提案事項6件がありました。

報告事項として、はじめに、新市まちづくり計画検討小委員会の活動報告が行われました。次に合併期日について、藤原幹事長から合併特例法の改正により平成17（2005）年度中に知事へ合併申請した場合には現行法を適用する経過措置が設けられたことから、合併に向けて十分な調整、協議を行うため、合併の期日を平成17年秋に延長することについて、現在幹事会で検討しているとの報告を行いました。これに対し委員からは「新市になって混乱するのであれば延長も仕方がない。」との肯定的な意見も一部にはありましたが、「法改正があったからといって延長するのは安易すぎる。」、「短期間での協議は当初からわかっていたことであるので、全力で予定どおり進めるべき。」など合併期日の延長に対する厳しい意見が相次ぎ、再度幹事会で検討することとなりました。

協議事項では、「一部事務組合等の取扱い」や「各種事務事業の取扱い」について協議され、

各種事務事業のうち「商工・観光事業の取扱い」については「企業誘致は、門戸を広げる努力や他の地域にない特色ある施策を実施すべき。」などの意見がありました。また、「上下水道事業の取扱い」については、両市町の水道料金には大きく格差があるため、当分の間現行どおりとし、新市において段階的に調整することが確認されました。

その他では、7月から8月にかけて両市町で実施する住民説明会の日程と新市まちづくり計画の策定に関連して、新市の財政シミュレーションについての説明を行いました。

### 第9回合併協議会

日 時	平成16年7月29日（木） 午後1時30分～午後4時17分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	24名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</li> <li>3 協議事項 事務組織及び機構の取扱いについて 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて 各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて 各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて 各種事業（学校教育事業）の取扱いについて 各種事業（文化振興事業）の取扱いについて</li> <li>4 事前提案事項 各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について 各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について 各種事業（その他事業）の取扱いについて 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて</li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

第9回協議会では、報告事項1件、協議事項6件、事前提案事項4件がありました。

報告事項では、新市まちづくり計画小委員会から財政計画を除く計画素案が報告されました。

協議事項では、「事務組織及び機構の取扱い」について、新市における組織・機構の整備方針を提案し、黒田庄地域総合事務所を黒田庄町区域の住民サービスと地域振興の拠点としての業務を担う支所として位置付け、4つの課を設置することを提案しました。委員からは「合併に伴う住民の不安や混乱を避けるため、現地解決型の事務所を求める。」、「予算要求や執行の権限はどうなるのか。」といった地域総合



内橋会長の開会あいさつ



事務所の機能や権限に対する意見や質問が相次ぎました。また、「各種事務事業の取扱い」のうち「人権政策推進事業（女性施策含む。）の取扱い」については、事業内容や協議機関のあり方など両市町で差異があることから、新市において調整・再編するという方針を提案し、賛成多数で確認されました。黒田庄町の委員からは「もう少し協議して、新市ではどうなるのかの方向付けをしてほしい。」、「各市町の経緯を踏まえ、新市において慎重に検討していただくことでよい。」などの意見が出されました。また、副会長から「人権施策は黒田庄町にとっては大変敏感な問題である。」との発言があり、これまでの取組、経緯についての説明がありました。

その他として、会長から前回協議会での合併期日の延長について委員からの意見を受け、未提案の協定項目について早期に協議を行うため、協議会の開催日程の追加を提案し、了承されました。

### 新市における組織・機構の整備方針

新市の組織及び機構は、本庁及び支所（支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する。）の事務の円滑で効率的な執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。

#### 総括方針

- ア 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない組織・機構
- イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- エ 簡素で効率的な組織・機構
- オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- キ 緊急時に即応できる組織・機構

#### 個別整備方針

- ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。
- イ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。
- ウ 本庁は、部課制を採用する。
- エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。
- オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。
- カ 黒田庄地域総合事務所の業務等  
所管する地域振興施策の企画立案及び調整、住民サービスにかかわる直接的事務の執行、住民の地域活動の支援、市の施策及び事業に関する調整及び推進
- キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務（骨格案であり今後変更もあり得る。）  
地域振興、公金の収納、社会福祉、介護保険、戸籍、住民基本台帳その他の窓口、国保、老人医療及び福祉医療、保健衛生、道路、橋りょう及び河川その他の土木、農林業、農林土木、商工業、労働及び観光、下水道、農業集落排水、上水道

## 第10回合併協議会

日 時	平成16年 8月26日（金） 午後 1 時30分～午後 4 時41分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	23名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について</li> <li>各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について</li> <li>各種事業（その他事業）の取扱いについて</li> <li>議会の議員の定数及び任期の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>3 事前提案事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて</li> <li>各種事業（社会教育事業）の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>

第10回協議会では、協議事項4件、事前提案事項3件がありました。

協議事項では、「各種事務事業の取扱い」のうち、前回協議会で事前提案のあった3件がいずれも全員一致で原案のとおり確認されました。続いて「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、事前提案の「新市の議会議員の定数は22名。合併特例法の在任特例を合併から7か月以内の期間適用。在任特例期間の議員報酬は両市町現行の報酬額を適用」との内容について事務局長から「定数については合併という特殊事情を考慮したものであり、在任特例期間の報酬については行財政改革の観点から検討した。」との補足説明を行い、前回協議会時に委員から要請のあった在任特例を適用した場合の報酬シミュレーションの資料を提出し、説明を行いました。説明終了後、会長は各委員に対して意見を求め、委員からは次のような意見が出されました。



協議事項の採決

- ・先進地事例から在任特例を使わなくても支障がないのではないか。
- ・選挙の経費も大きな負担となるので在任特例は認められない。
- ・近隣の市町の状況から20名が妥当である。
- ・財政危機の中、少数精鋭の20人で十分であり、将来的には18人も検討すべき。
- ・合併については職員も市民も痛みを伴う。議員も同じであり、みんなの協力が必要
- ・健全な議会運営に必要な議員数を検討すべき。新市発足時の体制を考慮して在任特例を判断すべきではないか。
- ・新市のまちづくりの方向性を決める大切な時期であるので、在任特例も検討すべき。

会長は「さまざまな意見があったが、合併の期日とも関連することでもあり、併せて協議することとしたい。」との提案を行い、継続協議となりました。

## 第11回合併協議会

日 時	平成16年 9月 6日(月) 午後 6時30分～午後 9時 7分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	10名
内 容	1 開会 2 報告事項 「住民説明会」の結果について 新市まちづくり計画検討小委員会活動について 3 協議事項 各種事業(各種福祉事業)の取扱いについて 各種事業(農林水産関係事業)の取扱いについて 各種事業(社会教育事業)の取扱いについて 4 事前提案事項 合併の期日について(再協議) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) 特別職の身分の取扱いについて(継続協議) 新市建設計画について 5 その他 6 閉会

第11回協議会では、報告事項2件、協議事項3件、事前提案事項5件がありました。

まず、報告事項として、両市町で実施された住民説明会の結果について、参加人数や住民からの意見や質疑の概要を報告しました。次に、新市まちづくり計画検討小委員会から財政計画を含めた計画素案の最終報告と新市のまちづくりに向けた提言が行われました。

協議事項では、「各種事務事業の取扱い」のうち、3件について協議され、市町単独事業である福祉年金や福祉医療などに係る「各種福祉事業の取扱い」の提言内容に対して、委員から「額の低い市町の方にあわせるのは福祉の後退である。」、「弱者に対する厳しい調整で、合併のイメージがマイナスとなり納得できない。」、「もっと他の分野で歳出を削減するべき。」といった慎重な意見が噴出し、再調整を行うため継続協議となりました。また、「社会教育事業」については、子育て支援に関する意見や要望が相次ぎましたが、「農林水産関係事業」とともに、原案どおり確認されました。

事前提案事項では、「合併の期日(再協議)」について、平成17(2005)年10月1日に変更する提案内容と変更理由を事務局から説明しました。委員からは、3箇月前倒しして7月1日に合併した場合との財政的な影響額などが比較できる資料を提出するよう要請がありました。また、新市まちづくり計画検討小委員会から報告のあった計画素案が「新市建設計画」として事前提案され、すべての協定項目が出揃いました。



長谷川委員長から新市まちづくり計画素案の最終報告

## 合併の期日について(変更の理由及び検討事項)

## 1 合併の期日を平成17年3月末日までとした理由

合併特例法が平成17年3月末日までの時限立法であることから、合併特例債等さまざまな財政支援措置を受けるため、適用期限内に合併する必要がある。

## 2 現状における平成17年3月末日までに合併する場合の日程

平成17年3月末日の合併を法的な手続期間を踏まえて検討すると、合併協定書の調印を平成16年9月、県議会議決を平成16年12月に得なければならないが、今後、新市まちづくり計画について県との事前協議等を要し、最短の期間で県との協議が進んだとしても、合併協定書の調印時期は11月以降になることが予測され、日程的に不可能である。

## 3 合併期日の再検討

現状から考えられる最短のスケジュール

項 目	日 程
協 定 項 目 審 議 終 了	平成16年10月
合 併 協 定 書 調 印	平成16年11月下旬
両 市 町 合 併 関 連 議 案 議 決	平成16年12月
県 知 事 へ の 廃 置 分 合 申 請	平成16年12月下旬
総 務 大 臣 協 議 ・ 回 答	平成16年1月中旬
県 議 会 議 決	平成16年3月
県知事による合併の決定及び届出	平成16年3月
総 務 大 臣 告 示	平成16年4月
県 条 例 等 改 正 議 決 及 び 規 程 整 備	平成16年6月
合 併 期 日	平成16年7月

県議会の開催月の関係もあり、平成17年7月1日以降に合併の期日を変更せざるを得ない。

## 4 合併の期日の検討に関するポイント

合併期日の検討に関する基本的事項

住民との意見交換及び合意形成に要する期間

新市発足時の事務処理を円滑に行うための調整・準備期間

新市発足までに必要な法的な手続期間

旧市町の平成16年度決算の認定や平成18年度の予算編成に要する期間

合併の期日延長に伴う財政負担

具体的期日の検討に関する事項

具体的な期日の設定に当たっては以下の理由により「月の初日であり、かつ、休日又は休日後日」を設定することが望ましい。

ア 合併に伴う各制度の切り替え、とりわけ住民生活に直結した制度の切り替え時の混乱を考慮すると、月の途中での合併は避けるべきであること。

イ 予算、決算、合併前の市町事務及び契約等の日割り計算等、新市への事務引継ぎを考慮した場合、月途中の合併は避けるべきであること。

ウ 区切りのよさ、住民の認識、対外的な周知等を考慮すれば月の初日が望ましいこと。

エ 庁舎移転作業を行う必要があるため、合併当日又は前日が休日であることが望ましい。

## 5 合併の期日を10月1日(土)とする理由

### < 具体的検討項目 >

議会定例会の開催時期と選挙の時期が重なった場合、議会運営に支障を来たすため、議会定例会の翌月が望ましいと判断した。また、4年後の選挙期日についても考慮した。

両市町での決算認定が可能な時期について考慮した。

両市町の議会における合併関連議案の議決から新市発足までの合併準備期間については、以下のような業務があるため、必要期間について考慮した。

庁舎移転調整

組織・体制調整

条例・規則等調整

予算・決算等調整

事務事業帳簿等準備及び移転調整

各種式典調整(閉庁・開庁等)

施設名等変更調整

他の1市1町の合併協議についても、協議会等設置から新市発足までに22~30箇月を要していること及び現在の事務調整等の進捗状況から検討して、合併まで標準期間であるおおむね22箇月程度の期間は必要であると判断した。

以上のことから、平成17年10月1日(土)の合併は、事務調整及び合併準備に必要な期間を確保することができるため、住民サービスへの影響を最小限にし、かつ、合併の期日設定に関する検討事項についても条件を満たす期日であり、最も望ましい期日であると結論付けることができる。

## 第12回合併協議会

日 時	平成16年9月30日（木） 午後1時30分～午後3時53分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	22名
内 容	1 開会 2 協議事項 合併の期日について（再協議） 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） 特別職の身分の取扱いについて（継続協議） 新市建設計画について 各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続協議） 3 その他 4 閉会

第12回議会では、協議事項6件がありました。

はじめに「合併の期日（再協議）」について、前回委員から要請のあった財政的な影響額などを取りまとめた資料の説明を行うとともに、第2回協議会で平成17（2005）年3月末日までと確認されていた合併の期日を再検討し、平成17年10月1日とすることについて協議されました。会長から各委員に順次意見を求め、委員からは次のような意見が出されました。

- ・10月1日合併でやむを得ない。延期した期間を価値のあるものにしてほしい。
- ・混乱を来たさないため、10月1日合併に賛成する。
- ・住民生活に迷惑がかからないよう調整するため、10月1日合併に賛成するが、調整には住民意見を十分反映してほしい。
- ・財政的な影響を考慮し、合併期日は7月1日とするべき。

これらの意見を踏まえ、会長は「両市町で調整すべき項目が多くあるので、十分理解が得られるよう調整し、しっかりした合併を行うことを確約する」と述べ、賛成多数で合併期日を平成17年10月1日することが確認されました。

次に「議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議）」について、合併の期日が正式に確認されたことから、事前提案時と同様、会長から各委員の意見を改めて聴きました。合併の期日が延長されたため、在任特例を適用しない意見では一致しましたが、定数については合併という特殊事情を考慮した事前提案の定数22名と近隣市や行財政改革の観点から現行の西脇市の定数である20名を主張する意見に分かれました。多くの委員が定数20名を主張した意見を踏まえ、事前提案の内容を「新市の議会議員の定数は20名。合併特例法の在任特例を適用せず、合併から50日以内に設置選挙を実施する。」と修正し、賛成多数で確認されました。

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（継続協議）」のうち、継続協議となっていた任期の取扱いについては、空白期間による農地行政への影響を考慮するとともに合併の期日が延長されたことを受け、「合併の日から1年以内の在任特例」を「平成18（2006）年7月19日までの在任特例」と修正を行うとともに、「在任特例期間中の委員報酬は、両市町現行の報酬額を適用する。」と追加して、確認されました。

「特別職の身分の取扱い（継続協議）」のうち第4回協議会で継続協議となっていた議会議員と農業委員会委員の報酬額については、任期の取扱いの確認を受け、西脇市の例により調整する方針が確認され、これらの報酬額を含めた具体的な特別職の給料及び報酬については、新

市発足までに第三者による委員会を設置し、決定していくことを副幹事長が報告しました。

「各種福祉事業の取扱い（継続協議）」については、委員から「サービスが低い市町の方に調整する内容になっている。」、「社会的弱者に厳しい内容である。」などの意見が相次いだことから事業内容に応じて「各市町の例により調整する。」となっていた提案について、市町単独事業である母子等年金と障害者年金の支給については「現行のまま引き継ぎ、新市において調整する。」、また、幼児と母子家庭等への福祉医療費の助成については「新市発足までに調整する。」と修正のうえ、確認されました。

「新市建設計画」については、県との事前協議による修正箇所を報告しましたが、合併の期日の変更などに伴う財政計画の修正の必要が生じたため、継続協議となりました。

### 第13回合併協議会

日 時	平成16年11月5日（金） 午後6時30分～午後7時29分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	5名
内 容	1 開会 2 協議事項 新市建設計画について(継続協議) 合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について 3 その他 住民説明会について 合併協定調印式について 4 閉会

第13回議会では、協議事項3件、その他の報告事項2件がありました。なお、台風被害の影響により、当初の予定を延期して開催しました。

協議事項では、「新市建設計画（継続協議）」について、財政計画の変更点や新市で実施する予定の主要事業の概要について事務局から報告した後、計画全体が確認され、すべての協定項目に係る協議が終了しました。また、「合併協定項目に係る調整内容の変更・修正」について、合併の期日の変更に伴い、これまでの確認内容を修正する必要が生じた協定項目について協議を行い、「合併年度は現行のとおりとする。」などの修正内容が確認されました。

その他として、すべての協定項目の協議が終了したことを受けて実施する住民説明会の開催予定と合併協定調印式について報告しました。また、八千代町で実施される合併の枠組



協定項目の協議終了に伴う会長・副会長からの謝辞

みを問う住民投票<sup>1</sup>に関して、委員から「西脇市を含めた合併という選択が出てきた場合、どう対応するのか。」との質問があり、会長は「結果が出ていない段階ではコメントできない部分もあるが、今は1市1町での新生西脇市の誕生に向け取り組んでおり、それに対して最大の努力をするという事に尽きる。」と述べ、副会長からも同様の趣旨の発言がありました。

#### 第14回合併協議会

日 時	平成16年11月25日（木） 午後1時00分～午後1時22分
場 所	西脇市立音楽ホール 3階控室
傍聴者数	0名
内 容	1 開会 2 報告事項 新市建設計画に係る県との協議結果について 「住民説明会」の結果について 3 その他 4 閉会

第14回協議会は、合併協定調印式に先立ち開催し、報告事項2件がありました。

「新市建設計画に係る県との協議結果」について、合併特例法の規定に基づき兵庫県知事との正式協議を行い、異議がない旨の回答があり、協議が整ったことを報告しました。また、両市町3箇所で開催された合併協議に係る「住民説明会の結果」について報告しました。

### 3 新市まちづくり計画の策定

#### 計画の概要

新市まちづくり計画<sup>2</sup>とは、合併後の新市のマスタープランとしての役割を担うとともに、新市がどのようなまちづくりを進めていくのかという地域住民の将来にビジョンを示す大切な計画であり、合併協議会が策定主体となります。合併特例法第5条第1項では、計画に定める基本的な事項として、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画が示されています。また、同条第2項では「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と定められています。

なお、合併特例債など国の財政支援措置や県の合併支援を受けるためには、この計画の中で施策や事業として位置付けておく必要があります。

<sup>1</sup> 八千代町では町議会の解散請求運動が進む中、議員提案により住民投票条例が制定され、平成16(2004)年11月23日に合併の枠組みを問う住民投票が行われた。投票は「多可郡3町による合併」、「合併しない」、「西脇市を含めた合併」から選択する形式で行われ、投票の結果「多可郡3町による合併」が最多得票となった。

<sup>2</sup> 当協議会では、第24次地方制度調査会の「市町村建設計画という名称についてはソフト・ハード両面を含む内容を表すよう適切なものとすべき」との答申を踏まえ、市町村建設計画の別称とした。



## 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、専門的なノウハウを持つコンサルタントを活用することとし、研究会設立後、プロポーザル方式により策定支援業務を行う委託業者の選定を行いました。また、合併協議会設置直後から速やかに策定業務に取り組むため、住民意向調査の実施準備を進め、協議会設置日の平成15（2003）年11月7日に両市町の住民 4,000人を対象とした住民意向調査（アンケート）を発送しました。

第2回合併協議会において「新市まちづくり計画策定方針」が確認された後、協議会委員のうち学識経験者から選出された代表7名による「新市まちづくり計画検討小委員会」を設置し、新市が目指すべき姿やまちづくりの方向性について専門的に協議していくこととしました。一方、幹事会においても必要な協議を行うとともに、各専門部会で新市において実施予定の主要事業について洗い出しを行いました。また、両市町の企画・まちづくり担当課長等で組織された計画担当者会において、全体的な方針の検討を進めました。

### 新市まちづくり計画（新市建設計画）の策定方針について

合併協議会で策定する新市まちづくり計画については、おおむね次のような方針で臨むものとします。

新市まちづくり計画は、西脇市及び黒田庄町の合併後の新市におけるマスタープランとしての役割を担うものであることから、両市町の既存の総合計画をはじめとする各種計画、住民意向調査等を十分に踏まえ、両市町の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に資するものとなるように策定するものとする。

合併後の新市の将来目標を定め、新市のまちづくりを行っていくための基本方針、また、それを実現するための主要事業及び公共施設の統合整備については、将来を展望した長期的視野に立って策定するものとする。

計画の内容については、単にハード面の整備だけでなく、ソフト事業にも配慮するとともに、実現可能で、かつ、真に新市のまちづくりに資する事業を選び、健全な行財政運営に裏付けられた着実なものとする。

計画策定期間については、合併後からおおむね10年間について定めるものとする。ただし、財政計画については、合併後15年間を見据えたものを作成するものとする。

財政計画については、作成に当たっては、今後の経済情勢等の見通しを踏まえるとともに、地方交付税、補助金及び地方債（合併特例債）などの依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分配慮したものとする。

新市の進むべき方向について、より具体的かつ詳細な内容は、合併後の新市において策定する総合計画に委ねるものとする。

## 住民意向調査の実施について

## 目 的

西脇市・黒田庄町の住民の生活実態、現状の行政サービスに対する満足度及び新市の将来像について住民意識を把握するとともに、住民の意向を反映した新市まちづくり（建設）計画を策定する基礎データとして活用することを目的に調査を実施する。

## 対象者

平成15年10月1日現在、西脇市・黒田庄町に在住する昭和63年4月1日以前に生まれた者（高校1年生相当年齢以上）から4,000人を無作為抽出（全対象者の10.3%）する。なお、配分については次のとおり行う。

- ・定数割20%（両市町に各400人、計800人）
- ・人口割80%（西脇市2,640人、黒田庄町560人、計3,200人）

この結果、調査対象者数は、西脇市3,040人、黒田庄町960人となる。

また、男女比率は同率、同一世帯からは複数の抽出は避けるように設定した上で、年代別に応じて下記の表のとおり抽出する。

誕生年月日	西脇市	黒田庄町	合計
昭和9年4月1日以前（70歳以上）	280	90	370
～昭和19年4月1日（60歳代）	280	90	370
～昭和29年4月1日（50歳代）	550	170	720
～昭和39年4月1日（40歳代）	550	170	720
～昭和49年4月1日（30歳代）	550	170	720
～昭和59年4月1日（20歳代）	550	170	720
～昭和63年4月1日（16歳以上）	280	100	380
合計	3,040	960	4,000

## 調査期間と方法

## 調査期間

平成15年11月7日に発送、11月21日投函締切り

## 調査方法

住民意向調査票の送付及び回収は、郵送による。

# 西脇市・黒田庄町の合併に関する住民アンケート調査結果概要

## 回収結果

	配布数	回収数	回収率
西脇市	3,040	1,284	42.2%
黒田庄町	960	537	55.9%
不明		26	
合計	4,000	1,847	46.2%

## 生活行動範囲について

通勤・通学、買い物、飲食店、医療福祉施設の利用など、日常生活においては、両市町とも自市町内での行動が見られるほか、黒田庄町では西脇市への行動が多く見られます。

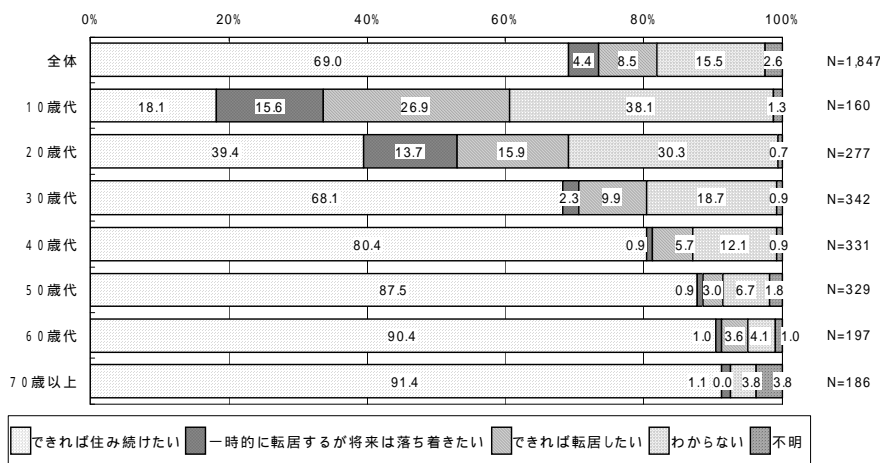
また、阪神都市圏へのアクセスが比較的に容易な地域であることから、コンサートなどの文化鑑賞やスポーツ観戦の場、身近な行楽地として、神戸市・大阪市への行動が最も多くなっています。

## 定住意識について

全体集計では、「できればこれからもずっと両市町内に住み続けたい」が 69.0%で最も多く、定住意向が高いことがうかがえます。また、「両市町外に一時的に転居すると思うが、できれば将来は両市町内に落ち着きたい」が 4.4%となっていることから、定住を希望する人は7割を超えています。

年齢別では、年齢が若くなるにしたがって定住意向が低くなっており、その反面、「できれば両市町外に転居したい」の割合が多くなっています。また、一方で「わからない」の割合も若年層に多いことから、定住意向が不確定であることもうかがえます。

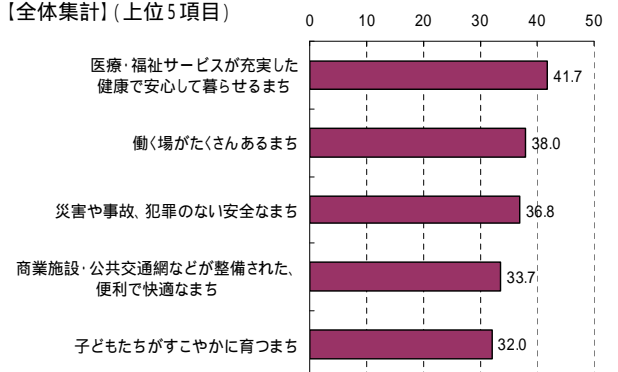
このことから、若年層の定住を促す施策が重要課題であるといえます。



## まちの将来像（イメージ）について

「保健・医療や福祉サービスが充実した、健康で安心して暮らせるまち」が 41.7%と最も多く、続いて「商業や工業の活力があふれ、働く場がたくさんあるまち」が 38.0%、「災害や事故、犯罪のない安全なまち」が 36.8%、「道路・公園、商業施設、公共交通網などが整備された、便利で快適なまち」が 33.7%、「子育て・教育環境が充実し、子どもたちがすこやかに育つまち」が 32.0%となっています。これらの上位5項目は、他の項目と比べ割合が高く、強く望まれている将来像であることがうかがえます。

【全体集計】(上位5項目)



## まちの現状に対する満足度

全体として満足度が低い傾向がみられます。

満足度が高い項目を順にあげると「上水道・下水道の整備」、「保健サービスの充実（検診、健康づくり活動、健康相談等）」、「幼稚園・小中学校の施設の充実」などとなっており、現在の行政サービスに対して一定の満足が得られていることがうかがえます。

一方、満足度が低い項目を順にあげると、「鉄道や路線バスなどの公共交通の利便性」、「地域内で働く場所（雇用）の確保、中小企業の育成・起業支援などの労働対策の充実」、「新規企業（工場）誘致・新産業の創出」などとなっており、公共交通に対する満足度が顕著に低くなっているほか、産業分野全般に対する満足度も低くなっており、利便性の低い公共交通基盤と、低迷する経済・雇用状況が反映された結果となっていることがうかがえます。

### \* 満足度の指標化

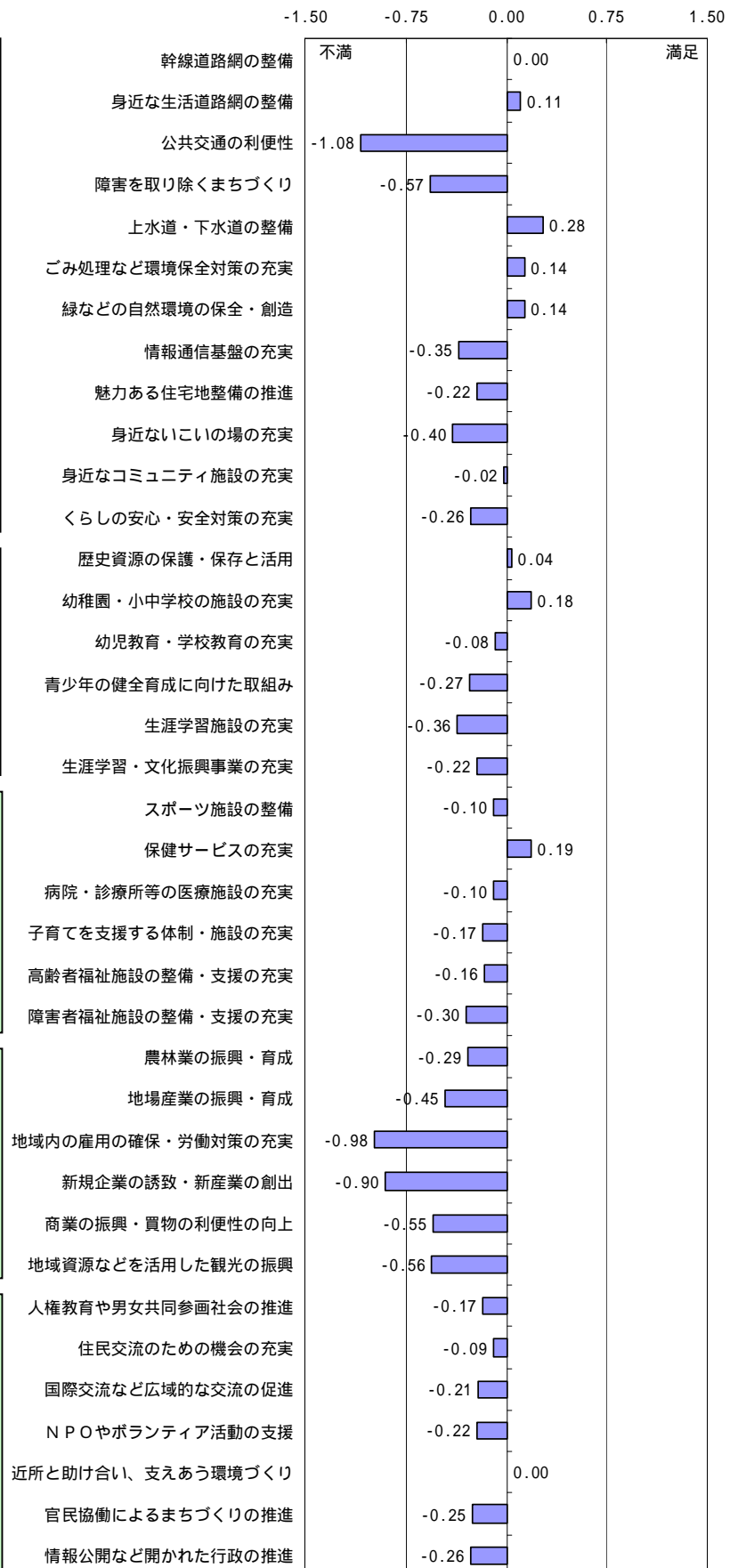
各選択肢の回答数に以下のように設定した得点を乗じたものによる加重平均を満足度としています。

この指標がプラスであれば全体として“満足”であることを示し、マイナスであれば全体として“不満”であることを示しています。

「大変満足」	+ 2点
「やや満足」	+ 1点
「どちらともいえない」	0点
「やや不満」	- 1点
「大変不満」	- 2点
「わからない」	0点

【全体集計】

生  
活  
基  
盤  
教  
育  
・  
文  
化  
健  
康  
・  
福  
祉  
産  
業  
住  
民  
参  
加



## 将来のまちづくりに重要だと思われる施策について

### 生活基盤

生活基盤分野では、「鉄道や路線バスなどの公共交通の利便性」が最も多くなっています。公共交通の利便性については、満足度をみても最も低くなっているため、今後の施策の充実が強く求められていると考えられます。

### 教育・文化

教育・文化分野では、「生涯学習施設の充実」が最も高く、次いで「幼児教育・学校教育の充実」、「青少年の健全育成に向けた取組み」となっています。高齢化社会のさらなる進行が予測される中、生涯学習施設の充実が求められているとともに、近年、社会問題となっている学校教育や犯罪の低年齢化を反映し、これらの施策の充実が求められていると考えられます。

### 健康・福祉

健康・福祉分野では、「病院・診療所等の医療施設の充実」が最も高く、次いで「高齢者福祉施設（老人ホーム、デイサービスセンター等）の整備・支援体制の充実」、「子育てを支援する体制・施設（保育園など）の充実」と続いています。特に、上位2項目の割合が他の項目と比較して非常に高くなっていることから、医療施設や高齢者福祉施設の一層の充実が強く求められていることがうかがえます。

### 産業

産業分野では、「地域内で働く場所（雇用）の確保、中小企業の育成・起業支援などの労働対策の充実」が最も高く、他の項目と比較しても非常に高い割合となっています。現状に対する満足度も非常に低かったことから、厳しい経済・雇用情勢を反映し、雇用の確保など労働対策の充実を強く求めていることがうかがえます。

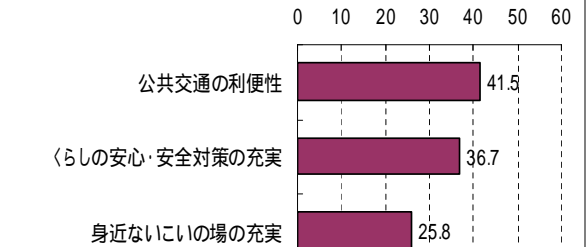
### 住民参加

住民参加分野では、「近所の人たちと助け合い、支えあう環境づくり」、「広報活動や情報公開など開かれた行政の推進」、「住民参画による行政と協働のまちづくりの推進」の3項目が上位にあげられています。地域コミュニティによる福祉や子育て、祭りやまちづくり活動など、地域の自治活動が活発に行える環境づくりと、それを支援する行政が求められていることがうかがえます。

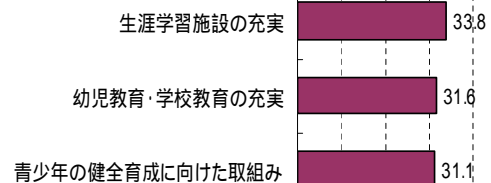
【全体集計】(上位3項目まで)

N=1,847

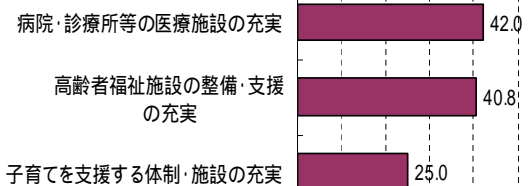
### 生活基盤



### 教育・文化



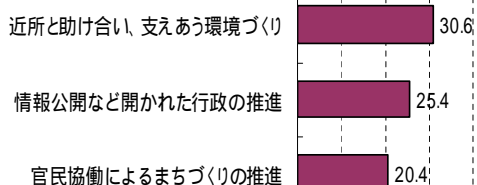
### 健康・福祉



### 産業

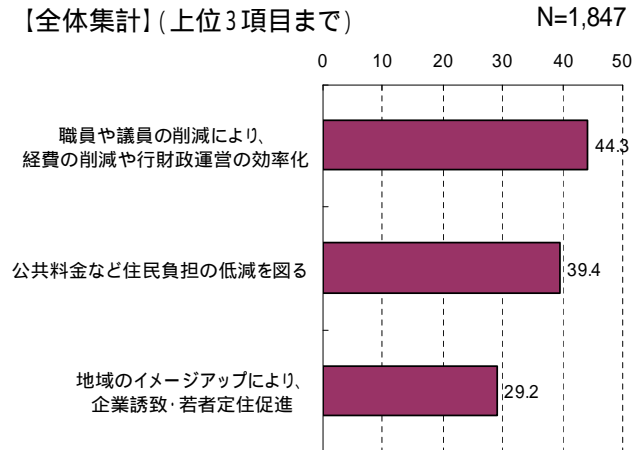


### 住民参加



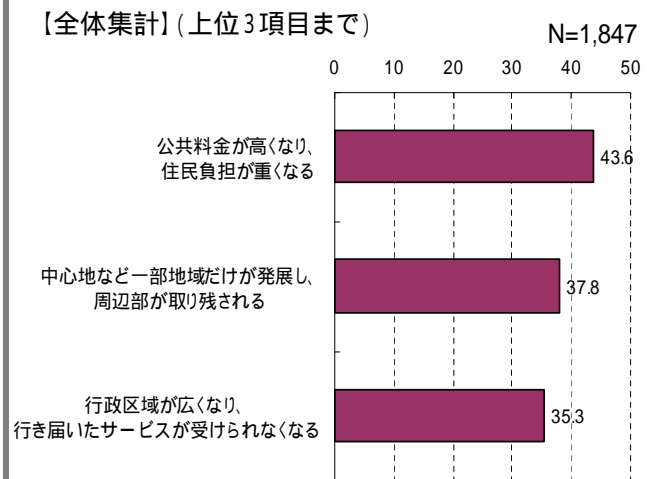
## 合併に対する期待について

「職員や議員の削減などにより、経費の削減や行財政運営の効率化が進む」が44.3%で最も高く、次いで「公共料金など住民負担の低減を図ることができる」が39.4%、「地域のイメージアップ（「市」や「より大きな市」になること）により、企業誘致、若者の定住促進につながる」が29.2%となっています。特に、上位2項目については割合が非常に高いことから、行財政の効率化と住民負担の低減に対する者の定住施策は重要課題であると考えられる期待が大きいと考えられます。



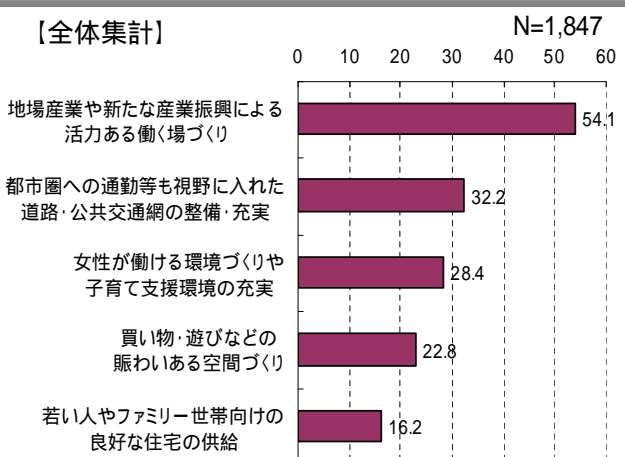
## 合併に対する不安について

「公共料金が高くなり、住民負担が重くなる」が43.6%と最も高く、続いて「中心地など一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残される」が37.8%、「行政区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」が35.3%となっています。これらの上位3項目は、他の項目よりも割合が非常に高いことから、住民の負担増、地域間格差、サービスの質の低下に対して強い懸念を抱いていることがうかがえます。また、他の地域においても同様の項目が不安に感じることであがっていることから、合併後の新市のまちづくりでは、十分に配慮する必要があると考えられます。



## 若年層の定住施策について

「地場産業や新たな産業振興による活力ある働く場づくり」が54.1%で最も高く、次いで「大阪や神戸など都市圏への通勤等も視野に入れた道路・公共交通網の整備・充実」が32.2%、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」が28.4%となっています。若年層の定住意向が低いことから、今後、新市における若者の定住施策は重要課題であると考えられるため、働く場の創出や公共交通網の整備、子育て支援環境の充実を図ることが求められています。



## 自由記述について

自由記述では、以下のような意見が寄せられました。

分 類	意 見（抜 粋）
合併について 312件	
合併に賛成 25件	積極的な取組や合併に期待している。
やむを得ない・要望 118件	合併については、期待より不安が大きい。
合併に反対 35件	合併の必要性はなく、今のままでよいと思う。
組み合わせに反対 50件	多可郡や加東郡も視野に入れた広域合併。
情報提供の要望 30件	協議会での協議内容や進捗状況を知らせてほしい。
住民対話の要望 24件	住民の声をもっとよく聞いて取り入れてほしい。
判断できない 30件	なぜ合併する必要があるのかわからない。
まちづくりについて 908件	
産業について 236件	新規企業・工場を誘致して活性化する。
施設について 90件	箱物を造り過ぎ。既存の施設を有効活用する。
行財政について 147件	議員や職員の人員削減を行う。
福祉・医療について 64件	子育て支援の充実（児童館の設置など）
教育・文化について 72件	これからを担う青少年の健全育成
道路・交通について 127件	都市部へのアクセスの充実
方向性について 106件	生活が豊かで、安全で安心して暮らせるまちづくり
環境について 46件	活性化のために自然を壊さないでほしい。
情報基盤整備について 15件	光ファイバーやADSLなど高速通信網の整備
防犯・防災について 5件	防災への取り組み、消防のあり方を考える。
その他 10件	
アンケートについて	もっと多数にアンケートを行うべき。

## 合併協議会小委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び所掌事務)

第2条 小委員会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
新市まちづくり計画検討小委員会	新市まちづくり計画の策定に関し、調査及び審議する事務

## (組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

- 2 小委員会の委員の選出は、8人以内とする。
- 3 委員の選出区分は、別表のとおりとする。

## (委員長等)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長の命により又は委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

## (関係者の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## (報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果について、協議会に報告するものとする。

## (庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

## (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年12月19日から施行する。



別表（第3条関係）

委員の選出区分

委員	新市まちづくり計画 検討小委員会
1号委員	-
2号委員	-
3号委員	7名
計	7名

新市まちづくり計画検討小委員会委員名簿

氏名	市町名等	備考
長谷川 俊雄	黒田庄町	委員長
小林 茂夫	西脇市	副委員長
浅田 康子	西脇市	
岩崎 貞典	西脇市	
宮崎 正則	黒田庄町	
東野 一彦	黒田庄町	
西山 孝彦	共通委員	



新市まちづくり計画検討小委員会委員

## 小委員会の協議経過

### 第1回新市まちづくり計画検討小委員会

日時	平成15年12月26日（金） 午後7時00分～午後8時00分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内容	1 開会 2 議事 今後の小委員会の協議の進め方について 新市将来構想の策定手順について 計画の先進事例について 3 閉会

第1回小委員会では、委員長と副委員長のあいさつの後、小委員会での協議の進め方や策定に向けたスケジュールを確認するとともに、計画の前半部分である新市の将来構想の策定方法について先進地事例を参考にしながら協議しました。また、今後の協議状況については、委員長から協議会において報告を行うとともに、広報誌やホームページなどを通じて住民にも周知していくこととしました。



第1回小委員会

### 第2回新市まちづくり計画検討小委員会

日時	平成16年1月29日（木） 午後3時00分～午後6時00分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 市民活動室3
内容	1 開会 2 議事 都市像と将来像について（前回協議会より） 合併の必要性和効果について 住民意向調査の結果概要について 両市町の現状・主要課題について 新市の将来像・基本理念について 3 閉会

第2回小委員会では、さきを実施した合併とまちづくりに関する住民意向調査の結果や各種統計などから分析した西脇市と黒田庄町の現状について事務局から報告があり、両市町の抱える課題や新市が将来目指すべき姿についてワークショップ方式により協議しました。また、考えられる新市の主要課題としては、「少子・超高齢化社会における安全・安心な都市の創造」など6つの課題を提示し、委員からは「大阪・神戸など都市圏への交通アクセスの充実」、「豊かな自然環境を生かして、まちづくりを進めていくことが大切」といった意見が出されました。

### 第3回新市まちづくり計画検討小委員会

日時	平成16年2月23日(月) 午後6時30分～午後9時00分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 市民活動室3
内容	1 開会 2 議事 前回のワークショップの取りまとめについて 新市の基本理念と将来像について 新市の都市構造について 新市まちづくり計画(将来構想部分)の中間報告について 3 閉会



委員によるワークショップ

第3回小委員会では、前回のワークショップで委員から意見があった両市町の「強み」や「弱み」、新しいまちをイメージするキーワードを整理し、新市のまちづくりの根本的な考え方となる基本理念や目指すべきまちの姿を表す将来像、さらには新市の骨格となるまちの機能や整備の方向性を示す都市構造について協議を行いました。このうち基本理念については、主要課題を踏まえ、「高齢者施策の充実」、「若者が中心となったまちづくり」、「住民が自主的に動く地域づくり」などのさまざまな意見の中から、「活力」、「共生」、「参画・協働」な

どのキーワードを選んで基本理念を決定し、それに基づき将来像案をいくつか作成することとしました。また、都市構造については、両市町の地図をもとに、前回と同様、ワークショップ方式による協議を行いました。

### 第4回新市まちづくり計画検討小委員会

日時	平成16年3月15日(月) 午後6時30分～午後9時00分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内容	1 開会 2 協事 主要指標の見通しについて 新市の都市構造について 新市の基本理念について 新市の将来像について 新市まちづくり計画(将来構想部分)の中間報告について 3 閉会

第4回小委員会では、新市の将来人口について協議するとともに、基本理念や将来像、都市構造などについて前回に引き続き協議しました。

将来像については、「誰にでも分かる、簡単でやさしいイメージのものがいい。」、「キャッチフレーズの最後に入れる新市名の『にしわき』はひらがなの方がいいのでは。」、「播州弁のキャッチフレーズはどうか。」など、特に多くの意見が交わされました。最終的には4案を選定し、これまでの協議を踏まえ策定された計画素案の中間報告と併せて報告し、協議会で全委員の投票により決定することとしました。なお、小委員会で選定された将来像案は次のとおりです。

- ・豊かな心 輝く自然 うるおいと活力あふれる共生のまち にしわき
- ・みどり輝き ひと集い やさしさ育むまち にしわき
- ・いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき
- ・人つどい 心なごむ 匠さえる やさしさのあるまち にしわき

#### 第5回新市まちづくり計画検討小委員会

日 時	平成16年4月8日(木) 午後6時30分～午後9時10分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 市民活動室3
内 容	1 開会 2 議事 計画素案についての意見及び対応について 新市将来計画の策定手順について 新市まちづくりの基本方針について 主要施策について 3 閉会

第5回小委員会では、第6回協議会で中間報告を行った際に、協議会委員から出された意見や提言を踏まえ、計画素案の表現についての調整を行いました。また、計画の後半部分である新市の将来計画の策定手順について確認しました。さらには新市の施策の柱となるまちづくりの基本方針についても協議し、分野別に、「健康・福祉・生活安全」、「都市基盤・生活環境」、「産業・経済」、「教育・文化」、「環境共生」、「市民自治」、「行財政改革」の7つの柱とすることを確認しました。最後に主要施策についての意見交換を行い、会議を終えました。

#### 第6回新市まちづくり計画検討小委員会

日 時	平成16年5月19日(水) 午後6時30分～午後9時15分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内 容	1 開会 2 議事 新市の将来像について 新市まちづくりの基本方針について 合併に伴う財政措置及び財政計画について 3 閉会



将来像サブタイトルの検討

第6回小委員会では、新市の将来像や基本方針、財政計画などについて協議しました。

協議会での新市の将来像の決定を受け、将来像に付けるサブタイトルの必要性について協議しました。その結果、将来像だけでは表しきれない部分や特に強調したい部分があることから、サブタイトルとして「～市民が主役！次世代につなぐふるさとの創造～」と付けることを決定しました。

また、基本方針については、事務局からの全体の説明に続き、計画推進の根幹として位置付けた「市民自治」と「行財政改革」について意見交換

を行いました。委員からは「行政の積極的な情報公開などにより、住民との信頼関係を構築していくことが必要である。」、「住民主体のまちづくりを進めていくには、住民組織の『ヨコ』の連携を強化していく必要がある。」、「市民や民間に任せる業務と行政が担っていく業務を分類し、見極めていくべきである。」などの意見が出され、これらを取りまとめて計画素案に反映させていくこととしました。

最後に、両市町の財政状況や合併に伴う財政支援措置と新市の財政計画について事務局から説明があり、意見交換を行いました。

#### 第7回新市まちづくり計画検討小委員会

日時	平成16年6月24日(木) 午後6時30分～午後9時25分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内容	1 開会 2 議事 新市のまちづくりの理念と将来像 新市の主要施策について 公共的施設の統合整備と適正配置について 3 閉会

第7回小委員会では、将来像の「自然きらきら」の意味を強調するため、まちづくりの理念について再協議を行った結果、一部修正することを決定しました。

また、将来像を実現するためのまちづくりの基本方針と基本方針を支える推進方策の施策について協議されました。委員からは「子育て支援については支援ネットワークの拡充などソフト面の充実に配慮してほしい。」、「新産業の導入や企業誘致のため、従来取り組めなかった施策の展開を積極的に検討してほしい。」、「地域のコミュニティ活動を支援していく拠点施設や行政体制の整備に努めてほしい。」などの意見が出ました。

その他、公共施設の統合整備と適正配置、財政計画について事務局から説明を行いました。

## 第8回新市まちづくり計画検討小委員会

日 時	平成16年7月21日（水） 午後6時30分～午後9時00分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内 容	1 開会 2 議事 新市まちづくり計画の素案について 計画策定スケジュール及び今後の小委員会活動について 3 閉会

第8回小委員会では、これまでの協議を踏まえて策定してきた、財政計画を除く計画素案全体について協議しました。

計画素案を構成する章ごとに検討を行い、委員からは「合併10年後の人口を4万4千人と想定するには理由づけが弱いのではないか。」「新市において重要な市民自治の確立に向け、その拠点づくりが必要ではないか。」などさまざまな意見や質問、提言がありました。これら小委員会での意見のほか、住民説明会での意見などを集約し、計画素案に反映させていくことを確認しました。

## 第9回新市まちづくり計画検討小委員会

日 時	平成16年9月2日（木） 午後6時30分～午後9時30分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室1
内 容	1 開会 2 議事 計画素案の主な変更点及び住民説明会での意見について 財政計画について 新市の主要事業及び県実施事業について 小委員会からの提言書について 協議会での最終報告及び今後のスケジュールについて 3 閉会

第9回小委員会では、これまで協議してきた計画素案の内容について、計画書全般を見直し、表現の統一など加筆、修正を行った箇所を事務局から説明を行い、内容を確認していきました。続いて、計画素案に関して両市町の住民説明会で出された意見や要望について検討を行い、必要な箇所については内容を修正することとしました。次に、新市の財政計画と計画素案に掲載している新市で実施予定の主要事業及び兵庫県実施予定事業、さらには今後の計画審議のスケジュールについて事務局から説明を行いました。最後に、小委員会で取りまとめた計画素案を協議会に最終報告することを決定し、約9か月にわたる小委員会の活動を終えることとしました。

また、これまでの小委員会での議論を踏まえ、協議会から付託を受けた計画素案の策定とは別に、委員の想いを取りまとめ、合併後の新しいまちづくりに向けた提言を行うこととしました。

## 知事協議

第11回協議会において、9回の新市まちづくり計画検討小委員会を経て取りまとめた計画素案を委員長から報告を行い、内橋会長から小委員会で作成した計画素案をもって「新市建設計画」とする事前提案が行われました。これを受け、合併特例法に基づく県知事との事前協議<sup>1</sup>を行い、その後、県知事の意見を踏まえ内容の一部修正を行うとともに、合併の期日の変更に伴い必要となった財政計画の修正を行い、11月5日の第13回協議会で最終確認されました。その後、県知事との正式協議を行い、協議の結果、計画について「異議がない」旨の回答がありました。

西黒協第 219号

16 . 11 . 5

兵庫県知事 井戸敏三様

西脇市・黒田庄町合併協議会

会長 内橋直昭

西脇市・黒田庄町の合併に係る市町村建設計画（新市まちづくり計画）について

みだしのことについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定により協議いたします。

市振第 2259号

平成16年11月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会

会長 内橋直昭様

兵庫県知事 井戸敏三

西脇市・黒田庄町の合併に係る新市まちづくり計画について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づき、平成16年11月5日付け西黒協第219号で協議のありました標記の件について、異議ありません。

<sup>1</sup> 県が実施予定の事業の内容や計画書の表現などについて不備がないかを確認する県による審査

## 4 事務事業の一元化作業

### 一元化作業の概要

両市町では、従来さまざまな施策（事務事業）を行ってきたため、合併に伴い、事務事業を調査、比較し、統一を図る必要があります。この事務事業の一元化作業については、第1回協議会で確認された「合併協定項目及び協議の方針」に基づき協議、調整を行っていくこととしました。事務事業のうち、合併に際して特に重要な事業と住民生活に直結する事業について比較的大きな分類に集約したものが協定項目として合併協定書に取りまとめられ、新市に引き継がれました。両市町の事務事業を細かく分類すると約1,500項目あり、それぞれの調整結果に基づき、新市の例規原案を作成していくとともに、新市まちづくり計画の施策にも反映していきました。

### 一元化作業の協議経過

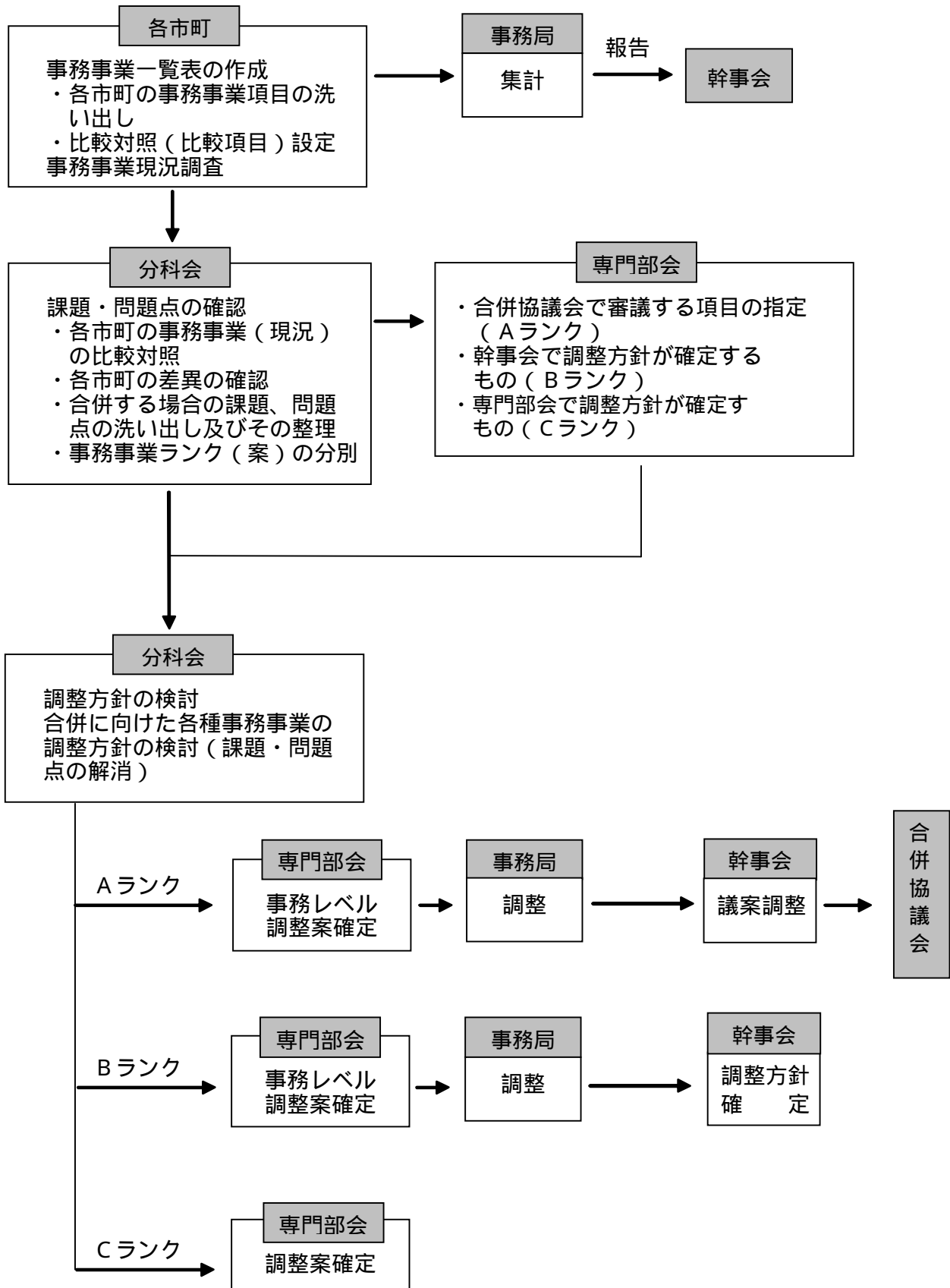
一元化作業に当たっては、新市まちづくり計画と同様、ノウハウを持つ専門業者を活用することとし、研究会設立後、委託業者の選定を行うとともに、所掌事務ごとに専門部会、分科会において具体的な調整を図っていくこととしました。一元化に向けた調整には、相当の期間を要することから、速やかに作業を進めるため、合併協議会の設置に先立ち、平成15（2003）年10月15日から17日にかけて、両市町職員を対象に一元化作業説明会を開催し、まずは調整が必要となる事務事業項目について確定していくこととしました。

合併協議会設置後、11月17、18日の両日に今後の協議スケジュールと事業ごとの現況を把握し、事務のすり合わせに必要となる調査票の入力作業についての説明会を実施しました。事業項目の重要度に応じて、A、B、Cの3段階のランクに分け、Aランクについては合併協定項目として協議会において協議、確認されるもの、Bランクについては幹事会において協議、決定されるもの、Cランクについては専門部会において調整するもの、という取扱いとしました。また、調整方針については、「合併協定項目及び協議の方針」に基づき、事務事業ごとに、「現行のまま新市に引き継ぐ」、「新市発足までに、または新市において両市町いずれかの例により調整あるいは統合する」、「新市発足までに、または新市において調整あるいは再編する」、「新市発足時または新市において廃止する」のいずれかの分類としました。当初は、平成16（2004）年度末の合併を目指していたことから、協議会で最終確認されるAランクの事務事業を中心に幹事会や専門部会でも早くから調整が進められました。

全体的には、両市町で格差のない事業については、比較的スムーズに調整が進みましたが、両市町で格差が大きい事業、あるいは両市町独自に実施している事業、さらには協議会で大まかな調整方針が確認されたAランクの事業の具体的な内容など調整に時間を要したものが数多くありました。



事務事業一元化フロー図



## 5 住民への周知

### まちづくり講演会

合併協議が進む中、住民サイドからの合併による新しいまちづくりをどのように進めていくのかを考えていくため、住民団体の主催による「西脇市・黒田庄町合併まちづくり講演会」が平成16（2004）年3月29日、西脇市民会館中ホールで開催され、約200人が出席しました。

講演会では、合併協議会事務局からの合併協議の途中経過と住民意向調査の結果概要の報告に続き、中川幾郎帝塚山大学教授から「合併とまちづくり - 『これからの地域づくり』」と題した講演が行われました。

講演の中で中川教授は、市町村合併をめぐる全国の状況を説明した上で、旧村単位での地域内分権を進めたことで知られる京都府美山町（現南丹市）や自身が委員でもある伊賀地区合併協議会（三重県 平成16年11月に「伊賀市」として発足）での合併協議を例にあげながら、「合併は行政の財政的な問題だけでない。合併するにしろ、合併しないにしろ、今回の『平成の大合併』は将来のまちづくりについて考えていく契機となっている。これからの自治が向かうべき姿は美山町のようなコミュニティ行政による地域内分権を持ったシステムである。そういったまちづくりの主人公であり、担い手となる市民の割合が高い自治体生き残ることができる。住民もそういった市民意識を持ち、まちづくりというさまざまな『価値づくり』を実践していくことが重要である。」と述べ、市民が主体的に活動するまちづくりの重要性を訴えかけました。



中川教授によるまちづくり講演会  
（西脇市民会館）

#### - 西脇市・黒田庄町 合併まちづくり講演会次第 -

日時	平成16年3月29日（月） 午後7時～午後9時
場所	西脇市民会館 中ホール
主催	西脇市・黒田庄町合併まちづくり講演会実行委員会
共催	西脇市連合区長会、黒田庄町まちづくり住民会議
後援	西脇市、黒田庄町
内容	1 開会 2 来賓あいさつ（西脇市長・黒田庄町長） 3 合併の途中経過と合併に関する住民意向調査の結果について 4 講演会 合併とまちづくり「これからの地域づくり」 帝塚山大学教授 中川幾郎氏 5 閉会

## 住民説明会

合併協議の状況を住民に周知するため、新市まちづくり計画策定の最終段階と、すべての合併協定項目の協議終了後の2回にわたり「合併に関する住民説明会」を両市町で開催しました。

1回目の説明会は、平成16（2004）年7月から8月にかけて、西脇市では地区単位で8会場、黒田庄町では集落単位で14会場の計22会場を実施し、併せて1,102人（西脇市640人、黒田庄町462人）の住民が参加しました。説明会では、合併協議会の概要、これまでの合併協定項目の確認状況、さらには新市まちづくり計画素案についてスライドで説明を行い、その後、参加住民からの質疑応答を受けました。また、会場ではアンケート用紙を配布して参加者からの意見や要望を受け、今後の事務調整の検討材料や新市まちづくり計画の内容に反映させました。

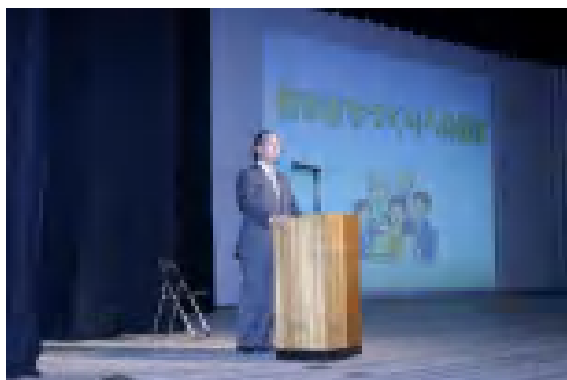
説明会では、「合併の期日」や「議会議員の任期と定数の取扱い」に関する質問や要望が多く出ました。特に議会議員については、在任特例を適用せず、設置選挙を求める意見が多くありました。また、職員の大幅な削減や意識改革を求める意見、公共料金の値上げなど住民サービスの低下を心配する声が多く出たほか、多可郡3町を含めた1市4町の枠組みでの合併の可能性や支所となる黒田庄地域総合事務所の設置期間などについての質問が出ました。特に、黒田庄町区域では西脇市と合併することによって、どのように住民サービスが変化するかといった不安から各種事業の調整内容に対するさまざまな質問や意見が出ました。会場で配布したアンケートでも、説明会での質疑と同様の意見が出たほか、地域からの若年層の流出を防ぐため、低迷する雇用環境の改善、地域経済の活性化やコミュニティ基盤の強化などの要望、さらには住民説明会の開催方法に対する意見も出ました。

2回目の説明会は、同年11月11日から18日にかけて西脇市では西脇市民会館大ホールで、黒田庄町では小学校区単位に2箇所を実施し、両市町で566人（西脇市324人、黒田庄町242人）が参加しました。前回の説明会と同様スライドで、「議会議員の任期及び定数の取扱い」や「合併の期日の変更」など住民にとって特に重要で関心のある項目を中心に、合併協定項目の確認内容と新市まちづくり計画の内容について説明を行いました。また、計画を策定してきた小委員会委員から策定の経過と住民・生活者の視点から新しい西脇市のまちづくりへの想いをまとめた「新市まちづくりへの提言」が発表されました。そして最後に出席者からの質疑応答が行われ、説明会を終了しました。

質疑応答では、台風による災害直後ということもあり、防災対策に関する質問が各会場で出されたほか、合併特例債事業や地域総合事務所に関する質問がありました。



合併に関する住民説明会  
（黒田庄町小苗公民館）



小林副委員長による新市まちづくりへの提言  
（西脇市民会館）

## &lt; 説明会の開催状況 &gt;

## 第1回（平成16年7月～8月）

開催日	地区		会場	参加人数
	西脇市	黒田庄町		
7月12日（月）	津万		大野隣保館	108人
		前坂	前坂集会所	31人
7月13日（火）	比延		鹿野町公民館	75人
7月14日（水）		黒田	黒田公民館	45人
7月15日（木）		小苗	小苗公民館	43人
7月16日（金）		津万井	津万井公会堂	22人
7月20日（火）	重春		板波町公民館	72人
7月23日（金）	日野		サンパル日野	72人
7月26日（月）		田高	田高公会堂	41人
7月27日（火）		石原	石原公民館	36人
7月28日（水）		船町	船町公民館	38人
7月29日（木）		西沢	西沢会館	16人
7月30日（金）		大伏	大伏公会堂	43人
8月2日（月）	高田井		高田井町公民館	75人
8月3日（火）	野村		野村町公民館	117人
8月4日（水）	芳田		芳田の里ふれあい館	64人
8月9日（月）		門柳	門柳分館	30人
8月10日（火）		岡	岡公民館	30人
8月18日（水）	西脇		西脇区コミセン	57人
8月19日（木）		福地	福地集会所	12人
8月23日（月）		大門	大門公会堂	37人
8月25日（水）		喜多	喜多公民館	38人

## 第2回（平成16年11月）

開催日	地区	会場	参加人数
11月11日（木）	黒田庄	桜丘小学校体育館	126人
11月12日（金）	黒田庄	楠丘小学校体育館	116人
11月18日（木）	西脇	西脇市民会館大ホール	324人

## 広報誌

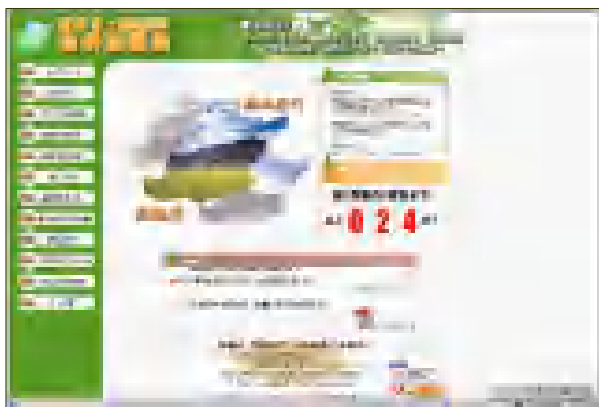
合併協議の状況について住民に周知するため、「合併協議会だより」を発行することとし、第1号を平成15（2003）年12月1日に創刊しました。両市町全戸配布とし、原則として隔月発行で平成17（2005）年9月1日発行の最終号まで12回にわたり発行しました。「協議会だより」では、合併協議会での確認結果だけでなく、委員から出た意見や具体的な調整結果についての掲載、新市まちづくり計画の概要や住民説明会の様子など合併に関する多様な情報を掲載しました。また、「協議会だより」とは別に、合併協定項目と新市まちづくり計画の概要を掲載したパンフレットを発行するなど広報誌を通じた住民への情報提供に努めました。



広報誌「合併協議会だより」

## ホームページ

広報誌による情報提供だけでなく、日時、場所を問わず、合併情報にアクセスできるように協議会ホームページを平成15（2003）年12月19日に開設しました。ホームページでは、随時情報の更新を行い、協議会や小委員会の会議資料や会議録を公開するとともに、協議会設立までの経緯、協議会の紹介、両市町のプロフィールといった関連情報も掲載しました。協議会廃止に伴い、新市発足前日にホームページは閉鎖しましたが、閉鎖時まで約2万4千件のアクセスがありました。なお、合併情報については、新市のホームページに引き継ぎました。



合併協議会ホームページ

## 6 合併協定調印と議会議決

### 合併協定調印式

平成16(2004)年11月25日、協議会設置から約13箇月にわたる協議の結果、すべての合併協定項目の確認が終了したことに伴い、合併協定調印式を西脇市立音楽ホールにおいて開催しました。

調印式では、来賓や関係者など約150名が出席する中、藤原幹事長からこれまでの協議経過を報告した後、両市町長が合併協定書への調印を行いました。続いて、立会人である藤本兵庫県副知事と合併協議会委員による合併協定書への署名を経て、両市町長による合併協定書の披露、調印の証しとして藤本副知事を交えた3人で固い握手を交わしました。その後、式典の主催者である内橋会長、東野副会長からのあいさつ、来賓を代表して藤本副知事、山本県議会議員による祝辞があり、式典の最後には、調印を記念したピアノ演奏が行われ、華やかな雰囲気の中で終了しました。



合併協定書に調印する両市町長

#### - 合併協定調印式次第 -

日 時	平成16年11月25日(木)午後2時~午後3時20分
場 所	西脇市立音楽ホール アピカホール
来 賓	兵庫県副知事、地元選出衆議院議員(代理)、 兵庫県議会議員(西脇市選出) 兵庫県北播磨県民局長、兵庫県市町振興課長
出席者	西脇市長・助役・収入役・教育長 黒田庄町長・助役・収入役・教育長 合併協議会委員、両市町関係団体代表、両市町関係職員
内 容	1 開式のことば 2 合併協議の経過報告 3 合併協定書調印 4 立会人署名 5 合併協定書披露 6 主催者挨拶 7 来賓祝辞 8 来賓紹介 9 謝辞 10 ピアノ演奏 11 閉式のことば

## 合併協定調印式 主催者あいさつ（要旨）

### <西脇市長>

本日ここに、晴れて西脇市と黒田庄町の歴史的な合併協定調印式を迎えることができましたことを心よりお礼申し上げます。

今日まで、合併協議会全般にわたり、常に大局的な見地から熱心な御議論をいただきました合併協議会委員の皆様をはじめ、両市町議会議員の皆様、さらにはさまざまな御意見をお寄せいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

はじめに、先月20日に襲来した台風23号は、西脇市や黒田庄町に大きな爪跡を残しました。被災された方々に、この場をお借りしまして、改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年11月7日に西脇市と黒田庄町による法定合併協議会が設立され、合併特例法期限内の合併を目指し、その後本日まで14回の協議会が開かれ、合併に必要な44の協議項目の調整方針などがすべて確認され、先日の住民説明会を経て本日の調印式となりました。

協議会設立以来、1年余りで協議が終了できましたのも西脇市と黒田庄町の信頼関係と、協議会委員皆様のお骨折りがあったからこそであります。

先人の御努力により築き上げられてきた、それぞれの歴史、伝統、文化を尊重するとともに、各地域が持つ資源や魅力を共有し、連携を図ってまいりたいと考えております。今後、合併協議会で策定した「新市まちづくり計画」に基づき、新市の将来像である「いのちいき、自然きらきら、共生のまちにしわき」の実現を目指し、住民の皆様のお熱い思いにおこたえできるよう、平成17年10月1日まで気を緩めることなく、新生「西脇市」の強固な礎づくりに全力を尽くす所存でございます。

終わりにになりましたが、今後とも、西脇市と黒田庄町の合併に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

### <黒田庄町長>

昨年11月に西脇市・黒田庄町合併協議会を設立してからちょうど1年、合併協定の調印式を迎えることができたこと、誠に喜びにたえません。

これほどスムーズに合併協議を進めることができたのも、お互いのまちの特性を尊重しあった協議会委員や内橋会長の御努力のおかげだと感謝しています。また、西脇市と黒田庄町は、国道・県道バイパスやJR加古川線の電化等共通した課題があり、ごみ処理、消防等も共同処理を行っており、住民の一体的な生活圏を形成していますのでスムーズな合併協議ができたと考えます。

今回の合併協議の中では、新しい西脇市の目指す方向である将来像として「いのちいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」を決定しました。また、市民自治・地域自治の実現に向けて黒田庄町の地域総合事務所とともに、西脇市の旧村単位にも、地域振興拠点を設ける方向で協議が進められています。新市において、住民自身が自ら考え、決定していくことを基本として、住民と行政がともに協力しあいながら、住みよいまちづくりをしていくことを強く願っています。

新市発足まで残り10箇月余りとなりました。調整すべき事項、準備すべき事柄も数多くありますが、新しい西脇市のもと、黒田庄地域の再スタートがスムーズに切れるよう、鋭意努力して参りたいと考えておりますので、これからも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 合併協定調印式 兵庫県副知事あいさつ（要旨）

ただ今、厳粛な中にも合併協定の調印式が終了いたしましたことを心からお祝いを申し上げますたいと思います。ごあいさつを申し上げる前に、今回の台風で大変な被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、本日のこの合併、いろいろとありましたが、大変さまざまな課題の中で、昨年11月に合併協議会が設立されたわけであります。そういった中、内橋市長、東野町長をはじめ、協議会委員の皆さん方の大変な御尽力の中で本日が迎えられたものと思っています。

今、地方では大きな転換期を迎えております。平成12年に地方分権一括法が施行され、上下関係であった国と地方が、対等、平等の関係になったわけであります。それに伴って、三位一体改革により補助金を地方へ渡そうという方向になりました。これからは地方の時代であり、地方にお金も権限も与えることによって地方が自分で決めて、自分で仕事をするということになるわけでございます。したがって、自由に使えるお金、財源移譲ということが非常に大切であります。そして地方それぞれが、特色のある地域づくりを進めていく必要があると思っています。市長、町長からもお話がありましたように、合併により地域がきちとした財源、財政運営の中で市民のためにいろいろな事業が展開できる、こういうふうになってくるわけでございます。これからはこのスローガンにも掲げられておりますように、「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」ということをテーマとして、新しいふるさとづくりに向けて取り組んでいただきたいと思っております。県といたしましても、できる限りの御支援をしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、苦難の中で、本日合併調印式にこぎつけられました皆様方に心から敬意を表し、皆様方の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、私のお祝いのあいさつとさせていただきます。本日は大変おめでとうございました。

## 合併関係議案の議決

両市町による合併協定調印を受けて、平成16（2004）年12月の両市町議会定例会において、合併関連4議案が提案され、西脇市議会では合併調査特別委員会での審議を経て12月20日に、黒田庄町議会では12月16日に全議案を全員賛成で可決しました。議案に対して西脇市議会では、廃置分合について「黒田庄町は地理的・歴史的・経済的にもつながりが深い。」といった賛成意見と「合併は国の押し付けである。」といった反対意見の両方が出され、議員定数についても「行財政改革の観点から定数20名が適当である。」といった賛成意見と「行革という観点だけで定数を判断するのは適当でない。」などの反対意見が出されました。一方、黒田庄町議会では、特に意見はなく、関連4議案を一括して採決しました。

なお、両市町議会に提案された議案については次のとおりです。



【西脇市】（12月6日提案、20日議決）

議案番号	議 案	内 容	議決結果
88	西脇市及び多可郡黒田庄町の 廃置分合について	平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、議会の議決を求める。	可 決 賛成 18 反対 1
89	西脇市及び多可郡黒田庄町の 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	西脇市及び多可郡黒田庄町の財産は、すべて新たに設置する「西脇市」に帰属させる。	可 決 賛成 18 反対 1
90	西脇市及び多可郡黒田庄町の 廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について	新たに設置する「西脇市」の議会の議員の定数は20人とする。	可 決 賛成 14 反対 5
91	西脇市及び多可郡黒田庄町の 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について	新たに設置する「西脇市」に1つの農業委員会を置き、西脇市及び多可郡黒田庄町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新たに設置する「西脇市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。	可 決 賛成 17 反対 2

【黒田庄町】（12月16日提案、同日議決）

議案番号	議 案	内 容	議 決 結 果
86	多可郡黒田庄町及び西脇市の 廃置分合について	平成17年10月1日から多可郡黒田庄町及び西脇市を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、議会の議決を求める。	可 決 賛成 11 反対 0
87	多可郡黒田庄町及び西脇市の 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	西脇市及び多可郡黒田庄町の財産は、すべて新たに設置する「西脇市」に帰属させる。	可 決 賛成 11 反対 0
88	多可郡黒田庄町及び西脇市の 廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について	新たに設置する「西脇市」の議会の議員の定数は20人とする。	可 決 賛成 11 反対 0
89	多可郡黒田庄町及び西脇市の 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について	新たに設置する「西脇市」に1つの農業委員会を置き、西脇市及び多可郡黒田庄町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新たに設置する「西脇市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。	可 決 賛成 11 反対 0

## 7 廃置分合申請と知事決定処分

### 廃置分合(合併)の申請

両市町における合併関係議案の議決後、平成16(2004)年12月22日、両市町長は兵庫県北播磨県民局を訪れ、両市町長連名で県知事に対して廃置分合申請書を提出しました。

う ~ 0 0 1 黒 甲 第 3 5 1 2 号 平 成 1 6 年 1 2 月 2 2 日
兵庫県知事 井 戸 敏 三 様
西 脇 市 長 内 橋 直 昭 多 可 郡 黒 田 庄 町 長 東 野 敏 弘
西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合について(申請)
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 新市名及び名称選定の理由</li> <li>第2 新市の事務所の位置及び選定の理由</li> <li>第3 合併予定年月日</li> <li>第4 廃置分合を必要とする理由</li> <li>第5 合併協定書</li> <li>第6 新市建設計画</li> <li>第7 議会の議決書及び会議録の写し</li> <li>第8 協議書(写)</li> <li>第9 現況表等</li> <li>第10 その他参考資料</li> </ul>

### 県知事の処分決定と総務大臣告示

両市町からの廃置分合申請書の提出を受け、県と総務省による協議<sup>1</sup>を経て、平成17(2005)年3月25日、県議会において、両市町の廃置分合(兵庫県議会定例会 第60号議案「市町の廃置分合の件」)が原案のとおり可決されました。この議決を受け、同日、県庁において地元選出県会議員と北播磨県民局長が見守る中、井戸知事から両市町長に廃置分合処分の決定書が交付され

<sup>1</sup> 市町村合併の迅速化を図るため、合併に伴う市制施行における総務大臣との事前協議(約3週間)が廃止されるとともに、正式協議に係る手続きについても期間短縮(40日から10日以内)が図られた。

るとともに、県知事から総務大臣へ「西脇市」を設置する旨の届出が行われました。

総務大臣への届出後、同年4月28日付けの官報において、総務大臣による両市町の廃置分合が告示（総務省告示第529号）され、同年10月1日に新「西脇市」が誕生することが法的に決定しました。



廃置分合処分決定書の交付  
（兵庫県庁知事応接室）

#### 市町の廃置分合処分決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに西脇市を設置する。

平成17年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 総務省告示第529号

#### 市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって西脇市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成17年4月28日

総務大臣 麻生太郎

## 8 新市発足に向けた準備

### 合併準備の体制

合併協定書の調印を終え、廃置分合に関する市町議会の議決が行われた平成16(2004)年12月から新市発足に向けた本格的な準備作業に入りました。これまでの合併協議会で確認された調整方針に基づき合併協定項目の具体的な事務調整を図っていくほか、両市町が所掌するすべての事務事業について詳細な調整を行っていくとともに、組織体制の整備など5つの準備作業については主要なプロジェクトとして位置付け、事務を推進していくこととしました。また、合併協議会事務局では、従来の協議会の運営補助、専門部会での総合調整のほか、主要プロジェクトの補佐や関連事務の推進など新市発足に向けて必要な準備作業を担当することとしました。

#### 合併準備の推進について

##### 1 合併準備の概要

合併協議会では、44の合併協定項目を定めて協議を行い、新市の行政体制や事務事業についての基本的な考え方などを確認した。

合併準備においては、合併協定項目の調整方針に基づいた具体的な事務調整をはじめ、現在の両市町が所掌しているすべての事務事業(約1,500項目)について、新市発足を念頭においた詳細な事務打合せを行う。

##### 2 合併準備の組織・体制

専門部会及び分科会が、両市町間の事務事業の再編・統合・存続という合併準備を所掌し、準備作業を主体的に推進することになる。

ただし、『組織体制整備』、『情報システム』、『例規審査』、『財政』、『管財』に関する事務調整、準備については、主要プロジェクトとして位置づけ、事務の推進を図ることとする。

#### 【主要プロジェクト】

##### 組織体制整備プロジェクト

組織機構は、新市の体制を表現する重要なもので、これまで異なった組織や手続で進めてきた事務事業を統合し、新市へ円滑に継続させるために、組織機構、定員、事務分掌の策定、地域総合事務所の具体的な業務、人員配置計画等を担当する。

##### 情報システムプロジェクト

行政事務のほとんどがコンピュータやネットワークに依存している今日、電算統合の可否が合併準備事務の成否を握っている。

当該プロジェクトは、各分科会、専門部会での調整方針を基に、基幹業務の統合のほか、ネットワーク、単独システム等について調整を担当する。

##### 例規審査プロジェクト

新市の例規は事務事業調整案に基づき分科会・専門部会で原案を作成するが、関連法規や例規間の整合性、統一性などを図るために、当該プロジェクトにおいて、審査及び整備を担当する。

## 財政プロジェクト

限られた期間内に前例のない決算処理や予算編成をすることとなるため、当該プロジェクトにおいて事務事業の調整結果を踏まえて、専決処分条例、暫定施行条例や新市まちづくり計画との整合性を図りながら、予算・決算に関する総合的調整を行う。

また、合併準備においての予算が伴う事項については、両市町間での予算措置の調整を担当する。

## 管財プロジェクト

住民サービスをストップさせることなく、組織体制案に基づく庁舎のレイアウト、庁舎改修（内装工事、ネットワーク関連工事、電気・電話工事等）、事務所の移転及び施設銘板変更等の作業を担当する。

### 【合併協議会事務局】

協議会の運営補助のほか、分科会・専門部会の調整や両市町で行う事務の共同準備等の総合調整、進行管理など、主として次のような事務を所掌する。

分科会・専門部会における事務事業の調整及び準備作業の進捗状況を掌握し、幹事会への提案事項を調整

主要プロジェクトの進捗状況を掌握し、関係機関との連絡調整などプロジェクトの補佐

合併準備事務のうち、「特別職の報酬等の額の決定」、「市章の決定」、「新市発足記念式典の計画策定」、「開市式典準備」等の事務

両市町共通で住民への周知が必要な事項についての広報・広聴事務の調整

### 3 合併準備作業の推進方針

合併協議会の調整方針に基づくもの

- ・合併協議会での意見等も会議録等により確認する。
- ・具体的な調整が必要なもの、必要でないものの峻別を行う。
- ・合併前に調整が必要なもの、合併後に調整するものの峻別を行う。

例規を伴うもの

- ・条例等制定が必要なものについては、事務事業の調整内容と整合性を図り、「即時施行」「暫定施行」「逐次制定」の区分により例規審査プロジェクト、事務局との連携のもと調整を図る。

関係機関との調整を要するもの

- ・国・県等関係機関との連絡調整については、遺漏のないように行う。
- ・分科会・専門部会間、プロジェクト、幹事会との調整を要するものは、事務局との連携のもとに行う。
- ・住民・外部団体との調整については、十分配慮するとともに、通常と手続の変わるものなどは住民周知に努める。
- ・公共的団体等の統廃合については、関係する分科会、専門部会の働きかけにより調整事務を進めるものとする。この際、調整漏れの団体がないよう注意する。

市町長等政治的判断を要するもの

- ・幹事会、市町長等の判断を要するものは、事務局との連携のもとに行う。

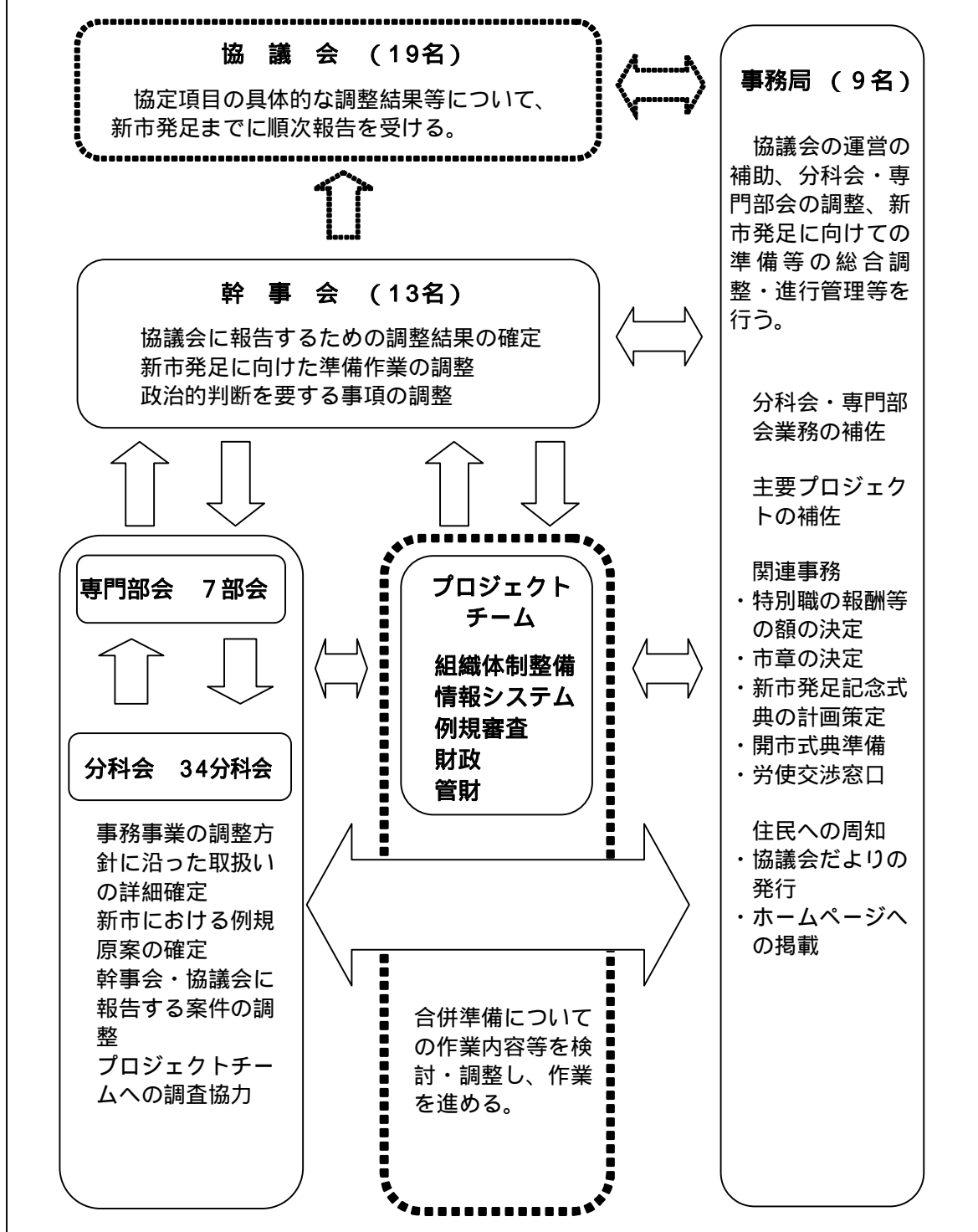
電算システムの統合で調整が必要なもの

- ・既に共同処理しているシステム、市町の単独システムの両方について、情報システムプロジェクト、事務局との連携のもとに行う。

経費を伴うもの

- ・合併までに経費が必要なもの、合併後に必要なものに区分し、財政プロジェクト、事務局との連携のもとに、積算、予算の確保、執行時期の想定を行う。また、例規等との整合性にも十分配慮する。

【事務調整・合併準備組織体制図】



## 合併準備の事務調整

### 市章検討委員会

市章については、第3回合併協議会での「慣行の取扱い」の協議において、「新市発足までに調整する」と確認されていることを受け、専門の委員会を設置し、具体的な調整方針について検討していくこととしました。委員会は、合併協議会委員代表6名と両市町助役から構成され、4回にわたる会議を開催しました。委員会では、新市の名称が西脇市であること、市章を変更した場合にかかる経費の観点から、現在の西脇市の市章を用いることが望ましいとの意見が多く出されましたが、最終的には住民の意向を確認した上で判断することが望ましいとの意見で一致し、両市町で無作為抽出した住民500人に対し、アンケート調査を実施しました。

調査の結果、「現在の西脇市の市章を使う」とする回答者が全体の78%を占め、「新しい市章に変更する」と回答した18%を大きく上回りました。調査結果を受け、委員会では「市章については現在の西脇市の市章を使うのが適当である。」とする最終結論を下し、その理由として「現在の西脇市の市章の持つ意味が新市『西脇市』においても整合している。」、「現在の西脇市の市章を使うという住民意向が強い。」の2つをあげ、第16回協議会において委員長から報告を行いました。



第2回市章検討委員会  
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)

### 市章検討委員会委員名簿

氏名	市町名	備考
神部 良夫	西脇市	委員長
西村 萬里子	黒田庄町	副委員長
三谷 康	黒田庄町	
浅田 康子	西脇市	
岩崎 貞典	西脇市	
東野 一彦	黒田庄町	
藤原 泰一	黒田庄町	幹事長
來住 壽一	西脇市	副幹事長

## 市章検討委員会開催状況

回数	日時	場所	内容
第1回	平成17年 1月25日(火)午後3時~	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	委員長・副委員長の選出について 協議の進め方について 市章決定までの流れについて
第2回	2月2日(水)午後7時~	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	市章の変更・存続について
第3回	3月3日(木)午後7時~	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	市章に関する住民意向調査結果について 市章の変更・存続について
第4回	3月29日(火)午後2時~	黒田庄町 中央公民館	委員長報告について

## 新しい市章を選定する場合の基本的事項

新市の名称  
現市章

「西脇市」



昭和39年4月1日制定

二つの「シ」を図案化して“ニシ”を表し、市内を流れる二つの川(加古川、杉原川)の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。

色：白地にエンジ色

## 【メリット】

新たな市章を選定することにより、新しい西脇市が誕生したという意識が高まる。

対外的にも、新市の誕生をPRできる。

新市の一体感が醸成できる。

新設合併であるという意識が高まる。

公募等を行うことで、住民の合併に対する意識が高まる。

新市のイメージを反映することができる。

## 【デメリット】

市章を改めることにより、各種プレート、各種帳票や道路標識などを作り替える必要があり、多くの費用を要する。

他の自治体や商標等との重複を避けるための調査を要する。

公募の場合、応募数が多いと、選定に専門的な見地が必要となる。

公募後、補筆及びデジタル化を必要とする。

、 、 をコンサルタントへ委託した場合には100万円~200万円程度の経費を要する。



## 「市章」に関する住民意向調査について

### 1 調査の目的

西脇市及び黒田庄町の住民の市章に対する意向を調査するために実施する。

### 2 調査対象

#### 対象者数

平成17(2005)年1月1日現在、両市町に在住する平成元(1989)年4月1日以前に生まれた者 500人

#### 抽出方法

両市町の住民基本台帳より、世帯の重複を避けた上で、男女比率を対等に無作為抽出する。また、20歳代から50歳代の調査対象を全体の70%とする。

均等割(対象者数の50%)... 250人(各市町 125人)

人口割(対象者数の50%)... 250人

・西脇市調査対象 ... 331人[60%] (均等割 125人+人口割 206人)

・黒田庄町調査対象... 169人[40%] (均等割 125人+人口割 44人)

### 3 調査期間と方法

#### 調査期間

平成17年2月10日発送、同月18日に投函締め切り

#### 調査方法

住民意向調査票の送付及び回収は、郵送による。

### 4 調査結果

#### 【問1 現在お住まいの地域について】

区 分	配布数	回収数	回収率
西 脇 市	3 3 1	1 6 7	5 0 . 5 %
黒田庄町	1 6 9	8 2	4 8 . 5 %
合 計	5 0 0	2 4 9	4 9 . 8 %

#### 【問2 新市「西脇市」の市章について】

区 分	今の西脇市章 を使う	新しい市章に 変更する	どちらでもよい
西 脇 市	8 4 %	1 2 %	4 %
黒田庄町	6 7 %	2 9 %	4 %
合 計	7 8 %	1 8 %	4 %

#### 【「今の市章を使う」を選んだ理由】

区 分	市の名称が 同じなので	変えると経費が かかるので	その他・ 無回答
合 計	7 8 %	1 8 %	4 %

#### 【「新しい市章に変更する」を選んだ理由】

区 分	新しい市に なるので	イメージを変える ことができるので	その他・ 無回答
合 計	6 7 %	2 9 %	4 %

## 特別職等報酬検討委員会

特別職の報酬等については、第4回協議会での「特別職の身分の取扱い」の協議において、「特別職の給料及び報酬の額を西脇市の例により新市発足までに調整する。」と確認されていることを受け、第15回協議会において新市の特別職の報酬等の額について具体的に検討するため、第三者機関となる委員会を設置することが確認されました。

委員会は、両市町長の協議により選任した合併協議会委員以外の住民団体代表や学識経験者などから構成され、会長からの諮問を受け、平成17(2005)年3月から5月にかけて5回の会議が開催され、特別職の報酬等についての具体的な調整を行いました。委員会では、県下の類似団体と比較しながら検討を進めた結果、新市において早期に見直しされることを前提に、現行の西脇市の給料及び報酬額を基本とすることで意見がまとまり、最終の第5回委員会終了後、委員長から会長に検討結果が答申されました。答申の内容については、第18回協議会で報告しました。



竹内委員長から答申書の提出  
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)

## 新市特別職報酬等検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	市町名	備 考
委員長	竹内 泰彦	西脇市	商工会議所副会頭
副委員長	森脇 賢治	黒田庄町	商工会会長
	足立 泰啓	西脇市	連合区長会副会長
	蓮池 昌美	西脇市	男女共同参画セミナー 企画運営委員長
	宮崎 春貴	西脇市	社会教育委員の 会議議長
	森脇 勝	黒田庄町	社会福祉協議会長
	北野 克明	黒田庄町	司法書士
	藤原 一志	黒田庄町	区長会長
	村井 寛子	共通委員	北はりま田園 空間博物館理事
	森脇 久夫	共通委員	連合兵庫北播地域 協議会議長

新市特別職報酬等検討委員会開催状況

回数	日時	場所	内容
第1回	平成17年 3月4日(金) 午後5時～	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	委嘱状の交付 委員長・副委員長の選出 会長から新市特別職報酬等の額について諮問 協議スケジュール等について
第2回	4月7日(木) 午後3時30分～	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	財政状況・報酬等の額に関する説明 常勤の特別職の給料額・議会議員の報酬額について協議
第3回	4月25日(月) 午後3時30分～	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	市長以外の常勤特別職(市長職務執行者含む。)の給料額及び議会議員の報酬額について 非常勤の特別職の報酬額について
第4回	5月11日(水) 午後3時30分～	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	行政委員会委員、消防団員等の報酬額について 答申書の内容について
第5回	5月25日(水) 午後3時20分～	西脇市生涯学習 まちづくりセンター	答申書の内容について

西黒協第 328号  
17. 3. 4

新市特別職報酬等検討委員会  
委員長様

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

新市の特別職報酬等の額について(諮問)

西脇市並びに多可郡黒田庄町が合併して設置される新市の特別職報酬等の額について意見を聴きたいので、新市特別職報酬等検討委員会設置要綱第2条の規定により諮問します。

諮問事項等(区分のみ)

- ・常勤の特別職及び教育長の給料額
- ・議会議員の報酬額
- ・特別職の職員で非常勤のもの報酬額
- ・消防団員の報酬額

平成17年5月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭様

新市特別職報酬等検討委員会  
委員長 竹内泰彦

### 新市の特別職報酬等の額について（答申）

平成17年3月4日付、西黒協第328号で諮問のあった新市の特別職報酬等の額について本検討委員会において慎重に検討した結果、下記のとおり結論を得たので、新市特別職報酬等検討委員会設置要綱第7条の規定により答申します。

#### 記

#### 1 基本的事項

##### 財政状況への配慮

わが国の経済情勢は、長引く景気の低迷により依然として厳しい状況が続いている。このような中、西脇市と黒田庄町は行財政の効率化を目指し合併することとなったが、新市においても、国の行財政改革による国庫補助金や地方交付税の削減が予想されるとともに、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が懸念されるなど、財源確保は一層厳しくなると考えられることから、新市の財政計画を圧迫しないような配慮をしながら、検討を行うこととした。

##### 住民感情への配慮

合併の最も大きな効果は「行財政の効率化」であり、一昨年実施された住民アンケートにおいても、合併に対し「職員や議員の削減などによる、経費の削減や行財政運営の効率化」を期待する意見が多数であった。

このような状況において、住民と行政が一体となり新市への移行を円滑に行うためにも、特別職の報酬等の額については住民にとって理解が得られやすい額とすべきとの認識を持ち、検討を行うこととした。

##### 類似団体等との比較

新市はその人口が約46千人に達し、人口規模等が類似する団体は県下に9市ある。今回の検討に際しては、市と町の合併であることから、現西脇市の報酬額を基本にこれら類似団体及び現西脇市を含めた10市の平均値との比較や、近隣の合併先進市の例も参考にしながら検討を行うこととした。

また、合併に伴い市域が拡大し人口が増加する中で、現西脇市の金額を基本にすることは、結果的には減額に等しく、住民感情に配慮できることを確認した。

#### 2 検討結果

##### 概要

新市における特別職の職責は極めて重く、その責任の度合いや職務の困難度等を考慮しつつ、人口、財政規模等が類似する県内の類似団体の報酬等の額を参考にしながら検討を重ねた結果、新市の財政状況や現下の経済情勢を鑑み、住民の理解を得て行政運営を推進していくためには、現在の西脇市の額と同額とすることが妥当であると判断した。

報酬等の額  
別紙のとおり

3 附帯意見

類似団体と比して、一部均衡を逸しているものもあるため、今後の経済情勢や新市の財政状況を見極めながら、新市の「特別職報酬等審議会」において、早期に見直し又は補正されることが望ましい。

(別紙) 新市における特別職報酬等の額

	職 名	支払 区分	報酬等の額 (円)	備 考	
1	市 長	月額	970,000	現西脇市と同額	
2	市長職務執行者	月額	970,000		
3	助 役	月額	790,000	現西脇市と同額	
4	収 入 役	月額	700,000	"	
5	教 育 長	月額	700,000	"	
6	議 会	議 長	月額	490,000	"
7		副議長	月額	430,000	"
9		議 員	月額	390,000	"
10	教育委員会	委員長	月額	65,000	"
11		委 員	月額	55,000	"
12	選挙管理委員会	委員長	月額	39,000	"
13		委 員	月額	30,000	"
14		臨時に補充した委員	日額	7,800	"
15	監査委員	学識経験者	月額	92,000	"
16		議会選出委員	月額	37,000	"
17	農業委員会	会 長	月額	48,000	"
18		副会長	月額	38,000	"
19		委 員	月額	35,000	"
20	公平委員会	委員長	年額	89,000	"
21		委 員	年額	77,000	"
22	固定資産評価審査委員会	委 員	日額	8,300	"
23	体育指導委員	委 員	年額	27,000	"
24	その他審議会等	委 員	日額	7,800	"
25	選挙管理委員会 (投開票関連)	投票管理者	1 選挙	13,200	"
26		期日前投票管理者	日額	11,200	"
27		開票管理者	1 選挙	13,200	"
28		選挙長	1 選挙	13,200	"
29		投票立会人	1 選挙	12,600	"
30		期日前投票立会人	日額	9,600	"
31		開票立会人	1 選挙	12,600	"
32	消防団	団 長	年額	205,000	"
33		副団長	年額	143,000	"
34		分団長	年額	70,000	"
35		副分団長	年額	49,000	"
36		部 長	年額	27,000	"
37		班 長	年額	7,700	"
38		団 員	年額	6,600	"
39		出勤報酬	1 回	480	"

## 主要プロジェクト

### 【組織体制整備】

新市の事務組織及び機構については、第9回協議会で確認された内容に沿って具体的な調整を行いました。基本的には、西脇市の組織体制を継承する方向で検討を進め、支所となる黒田庄地域総合事務所には部長級の所長を配置し、その下に地域振興課、福祉生活課、建設経済課、上下水道課の4課を設置することとしました。地域振興課を除く3課については、本庁の関係部内にも位置付けるとともに、教育委員会に黒田庄公民館を設置しました。総務、企画などの管理部門については本庁に一元化するとともに、地域振興課については本庁の各部に属さず黒田庄区域のまちづくりを担当する部門としました。また、地域総合事務所や黒田庄公民館で担当する業務を整理し、配置職員数を調整した結果、約100名の黒田庄町職員のうち約30名を本庁関係施設に配置転換しました。

### 【情報システム】

両市町の基幹情報システムについては、従来、西脇市の情報センターで一元的に管理していたため、同センターが中心となり、システム専門業者に業務委託を行うとともに、ソフト面では担当課と調整しながら統合作業を進めました。また、庁内LANについては両市町にある既設のネットワークを活用して新市のネットワークを構築することとし、その他の単独システムについては担当課間で協議の上、データ移行作業や新規システムを導入するなど新市の業務に支障が出ないように合併に向けた調整を進めました。さらに合併直前には、庁内グループウェアが利用できるよう職員ごとに配置されているパソコンの設定変更作業も行いました。

### 【例規審査】

新設合併により両市町の例規は合併前日に失効するため、新市の行政執行のため新市発足日から施行しなければならない例規、新市発足後に逐次制定が必要な例規について、事務事業の一元化の調整方針を踏まえた整備を進めました。作業に当たっては、専門業者に例規作成の業務委託を行いました。整備の手順として、まず、分科会及び専門部会で両市町の例規を比較するための調書と例規原案の作成に向けた基本方針を決定し、その方針に従って業者が作成した原案を専門部会等で確認した後、プロジェクトにおいて内容の審査、他の例規との整合や表現の統一などを図りました。

### 【財政】

合併に伴う事務の一元化による事業費の増減額の見込み調査を実施し、新市において必要な経費の把握に努めるとともに、合併までに必要となる準備経費については、原則として西脇市で予算措置を行い、黒田庄町から応分の負担金を徴収することとしました。また、年度途中の合併であることから、合併年度である17年度の予算については通年予算の編成を行い、合併前に仮の出納整理期間を設け、合併前日をもって各市町の打ち切り決算としました。

新市の予算編成については、原則として、旧市



新市予算編成説明会  
(黒田庄町役場)

町の17年度予算額から執行済額を控除した額を新市の本予算とし、そのうち新市発足日から12月31日までの当面必要な義務的経費などを計上したものを暫定予算としました。また、一連の予算編成の手順を説明するため、担当者に対する説明会を両市町で実施するとともに、黒田庄町担当者を対象に予算要求など今後の作業に必要となる財務会計システムの操作研修会を開催しました。

### 【管財】

黒田庄町の関係施設を中心に合併に伴い名称の変更が生じる銘板の調査を実施し、主要なものについては新市発足までに改修を行うとともに、道路設置の境界標識については関係機関に改修を要請しました。また、新市の組織体制、人員配置に基づき庁舎のレイアウトを検討した結果、本庁については現在のレイアウトを基本の一部の部門の配置替えを行うとともに、会議室を執務室に転用するなど既存施設の活用を図りました。一方、地域総合事務所については、1階に行政機能を集約し、上下水道課を除く3課を配置することとしました。両市町の関係施設間の移転作業に向けて移転作業担当者に説明会を開催し、作業手順と執務室内の整理を要請するとともに、住民サービスに支障を来たさないよう閉庁日に移転作業を実施することとし、合併1週間前の9月25日(日)に必要な物品や文書類を運搬しました。また、電気・電話工事、ネットワーク関連の工事など新市発足に向けた整備を行いました。



事務所移転作業  
(西脇市役所)

### 関係機関との協議

#### 【福祉事務所】

新市発足に伴い、福祉事務所については、従来、県が所管していた黒田庄町の関係事務などが移管されることとなり、兵庫県社健康福祉事務所と両市町の福祉担当課での事前調整を進めました。移管事務のうち、もっとも大きなウエイトを占める生活保護業務については、従来、西脇市において所掌していた事務でもあることから、町から市へ移行する場合に行う実務研修等は実施せず、事務的な引継ぎが行われました。

#### 【一部事務組合等】

一部事務組合等については、第8回合併協議会で確認された内容に従い、調整を進めました。両市町がともに加入している一部事務組合については、合併前日の9月30日に脱退し、10月1日に新市において加入することとしました。また、し尿処理施設運営事業については両市町が異なる一部事務組合に加入していましたが、新市においても旧市町の区域の事業を引き続き実施することとし、両方の一部事務組合に加入しました。その他の黒田庄町のみが加入していた一部事務組合や土地開発公社については、合併前日をもって脱退することとしました。

播磨内陸広域行政協議会については、合併前日の9月30日に脱会し、10月1日に新市において加入しました。

## 住民への周知

合併協議の状況については、従来どおり広報誌やホームページなどを通じて広く情報提供を行うとともに、新市の誕生に向けたPRをするため、両市町の庁舎に懸垂幕を設置したほか、広報誌へのロゴマークの掲載、協議会ホームページでのカウントダウン表示を行いました。また、合併1か月前となる9月1日には、新市の行政サービスの内容や担当窓口などを紹介した「暮らしのガイドブック」を両市町全戸に配布し、新市発足に伴う変更事項について住民への周知を図るとともに、10月1日発行の地元新聞紙上においても、新市の見どころを紹介した記事を掲載するなど新市誕生のPRに努めました。



新市誕生をPRする懸垂幕  
(西脇市役所庁舎)

## その他合併準備作業

### 【合併関連式典】

合併当日の開市式典は、本庁と地域総合事務所の2箇所で実施することとし、式典の内容について検討しました。また、市長選出後に開催する新市誕生記念式典についても調整を進め、新市の担当課に事務を引き継ぎました。

### 【労使交渉】

合併に伴い、賃金体系や労働条件について調整するため、両市町職員組合等で構成する「西脇市・黒田庄町合併対策委員会」との交渉を行いました。交渉では最終的に妥結されなかった事項もありますが、合併時には統一した制度を導入する必要があったことから、人事分科会で調整された内容に基づき制度を実施することとなりました。合併対策委員会からの要求は85項目におよび、そのうち約半数については、新市における交渉事項として事務を引き継ぎました。

### 【合併特例債適用事業】

合併特例債の適用を視野に入れた新市の事業については、新市まちづくり計画の策定課程で検討を行ってきましたが、着手年度や事業構想の具体化を進めていくことが必要なことから、新市において市長の意向も踏まえ、実施事業の具体化を図ることとして担当課に事務を引き継ぎました。

### 【新市ホームページ】

第3回協議会において「ホームページについては新市において開設する」と確認されていることを受け、新市の行政情報を速やかに提供するため、新市発足日のホームページ開設に向けて準備作業を進めました。新市のホームページではウェブアクセシビリティに配慮するとともに、各担当課で入力を行い、情報を発信することにより市民への情報提供が容易にできる新システムを導入することとし、合併前に入力説明会を実施し、当初からコンテンツの充実に努めました。

### 【公共的団体の調整】

公共的団体等の取扱いについては、第6回合併協議会において「新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努める。」との確認がされており、



団体等の事務を担当する専門部会が中心となり、新市発足後も引き続き調整を進めていくこととしました。

#### 市長職務執行者に関する協議

新市長が選出されるまでの市長職務執行者については、地方自治法施行令第1条の2第1項の規定に基づき、両市町長の協議により西脇市長とすることを決定し、平成17(2005)年9月12日、両市町長が協議書に調印を行いました。

#### 西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書

平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって「西脇市」を設置することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2第1項の規定に基づく職務執行者について、下記のとおり定めるものとする。

#### 記

1 職務執行者

内 橋 直 昭

2 任期

平成17年10月1日から西脇市長就任の日の前日まで

平成17年9月12日

西脇市長 内 橋 直 昭

黒田庄町長 東 野 敏 弘

#### 協議会の廃止

新市の発足に伴い、両市町長で事前協議を行い、平成17(2005)年10月1日付けで合併協議会を廃止することが両市町議会で議決(西脇市議会は平成17年7月13日、黒田庄町議会は同年8月2日)されたため、兵庫県知事に届け出ました。協議会の廃止により、協議会の会計は規約に基づき9月30日をもって打ち切り決算するものとし、財産及び事務については、すべて新市に引き継ぐこととしました。

う ~ 001  
黒甲第2030号  
平成17年8月12日

兵庫県知事 井戸敏三様

西脇市長 内橋直昭  
多可郡黒田庄町長 東野敏弘

西脇市・黒田庄町合併協議会の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成17年10月1日付けで西脇市・黒田庄町合併協議会を廃止するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 届出理由

平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、西脇市が設置されるため、西脇市及び多可郡黒田庄町の間で設置されていた西脇市・黒田庄町合併協議会を平成17年10月1日付けで廃止（平成17年9月30日の経過をもって）し、解散するため。

2 関係市町の議決書（写）

3 関係市町の協議書（写）

4 関係市町の告示書（写）

5 添付書類

西脇市・黒田庄町合併協議会規約



合併協議会事務局  
（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

## その他新市発足に向けた関連事項

### 県議会議員選挙区

県議会議員の選挙区については、各定数1名の「西脇市」と「多可郡」に分かれており、合併後の選挙区の人口要件等を考慮した場合、区割り変更が生じる可能性があります。一方、合併特例法第15条では「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」として、合併直後の選挙では、従前の選挙区での選挙と従前の選挙区の区域と定数をあわせた選挙の2通りの特例が認められており、県議会での検討が進められていました。

そのような中、黒田庄町議会では、平成17(2005)年3月30日に「兵庫県議会議員委員の選挙区見直しに関する要望決議」(賛成6名、反対4名、欠席1名)が行われ、「合併後の県議会議員選出方法については、現在の多可郡ではなく新市となった西脇市の選挙区から選出できるよう強く要望する。」との決議書を知事と県議会議長に対して提出しました。しかし、同年6月28日には「市町合併およびまちづくりを円滑に進めるための要望決議」(賛成6名、反対5名)が行われ、「本町議会が平成17年3月30日付けで議決した県議会選挙に関わる決議にかかわらず、地方分権関連法の趣旨を十分に踏まえ、特例措置の適用を含め柔軟に対応するよう要請する。」との旨の決議書をあらためて県知事と県議会議長に対して提出しました。また、黒田庄町の住民により、同年8月に「合併後の県議会選挙で西脇市民として参政権を行使する黒田庄の会」が結成され、9月15日に「旧西脇市と旧多可郡をあわせて定数2とする選挙区」を求める3,740人の署名を県議会議長に対して提出しました。同年9月22日の県議会では、県内の他の合併地域とともに選挙区の区割りを定めた議員提案の条例案が賛成多数で可決され、新「西脇市」においては合併特例法第15条の特例を適用し、従来の選挙区での選挙が実施されることとなったため、黒田庄町地域については多可町とともに「多可郡」の選挙区で実施されることとなりました。

### 住所表示の変更

両市町の大字名については、西脇市は現行どおりとし、黒田庄町は現行の大字名の前に「黒田庄町」を付すこととしたため、合併に伴い黒田庄町では住所表示が変更となりました。字の名称変更については地方自治法第260条第1項により市町議会の議決を経て、県知事へ届出を行う必要があることから、新市発足日の平成17(2005)年10月1日付けで市長職務執行者による専決処分を行うとともに、県知事に変更の届出をしました。合併前から黒田庄町においては広報誌等を通じて住所表示の変更とそれに伴う各種手続について周知を図るとともに、新市発足日以降、本庁及び地域総合事務所の住民窓口において希望者に「住所表示変更証明書」を無料で交付することとしました。この証明書については新市の広報創刊号とともに黒田庄町地域に全戸配布しました。

### 職員の異動

職員の異動については、新市発足日の約20日前となる9月13日に内示がありました。合併当初の混乱や住民サービスの低下を避けるため、両市町間の職員異動を最小限の総勢142人とと定めることとし、黒田庄地域総合事務所の4課に43人を配置したほか、黒田庄公民館など黒田庄町の関係施設には18人を配置しました。黒田庄町から本庁のある西脇市関係施設への職員の増員は実質36人となり、交流人事として西脇市からは7人が黒田庄町関係施設へ異動しました。一方で、合併を控え、早期退職者を募るとともに、昇格者についても退職者の補充にとどめました。

## 合併協議会の協議経過

合併協議会の本来の役割である合併協定項目についての協議は終わりましたが、これら協定項目をはじめとする事務事業の具体的な調整内容や合併準備作業について報告するとともに、必要に応じて委員の意見等を求めるため、新市発足までの期間、おおむね2か月に1回のペースで引き続き協議会を開催しました。

### 第15回合併協議会

日 時	平成17年1月25日(火) 午後1時30分～午後2時54分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	1名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関連議案の議決結果について</li> <li>廃置分合の県知事申請について</li> <li>合併準備の推進について</li> <li>西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について</li> <li>事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>市章検討委員会の設置について</li> <li>新市特別職報酬等検討委員会の設置について</li> <li>平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算(第2号)について</li> </ul> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>

第15回協議会では、報告事項5件、協議事項3件がありました。

まず、報告事項として、合併関連議案が両市町議会で議決されたこと、それを受けて県知事への合併申請を12月22日付けで行ったことを報告しました。また、新市発足に向けた準備段階に入り、特に重要な5つの準備作業についてはプロジェクト体制で推進していくこととしたため、事務局規程を改正し、新市発足準備に関する事項を事務局の所掌事務に加えしました。合併協議会の調整方針に基づき具体的な調整を行うものについては、協議会での委員の意見を参考にしながら調整を進めていくこととし、「事務組織及び機構の取扱い」の具体的調整内容については、西脇市の現体制を基本に、黒田庄地域総合事務所に4課を設置することを報告したところ、委員からは「地域総合事務所については現地解決型を望む。」、「黒田庄町だけでなく西脇市の組織についても検討すべきではないか。」といった意見が出ましたが、幹事長から「地域総合事務所として



協議会を進行する内橋会長

の位置付けをどうするのかということを中心に検討したので、組織全体については、新たな首長の政策を踏まえて整備していくこととなる。」と回答しました。

協議事項では、新市の市章と特別職の報酬等について具体的に検討していくため、専門の委員会を設置することが確認されました。

#### 第16回合併協議会

日 時	平成17年3月29日(火) 午後3時00分～午後4時12分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	2名
内 容	1 開会 2 報告事項 廃置分合処分決定書の交付について 市章検討委員会の検討結果について 慣行の取扱いの具体的調整内容について 地方税の取扱いの具体的調整内容について 国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について 介護保険事業の取扱いの具体的調整内容について 各種福祉事業の取扱いの具体的調整内容について 健康づくり事業の取扱いの具体的調整内容について 指定金融機関の取扱いの具体的調整内容について 主な公共施設等の名称について 3 協議事項 平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について 4 その他 5 閉会

第16回協議会では、報告事項10件、協議事項1件がありました。

報告事項では、3月25日付けで兵庫県知事から廃置分合処分の決定書が交付されたことについてまず報告しました。続いて「市章検討委員会での検討結果」では委員会報告を踏まえ、新市の市章は現在の西脇市章とする調整内容を報告しました。これを受け、副会長から「新市の市章は、現在の西脇市の市章を使うこととなるが、市章があらわす加古川の部分が黒田庄町地域をあらわしており、黒田庄町の住民にもそのように説明していきたい。」との発言がありました。

「各種福祉事業の取扱い」の具体的調整内容として、黒田庄町において実施されていた医療費の自己負担額が無料となる幼児医療費助成事業(所得要件あり)については、対象児童を小学校就学前の幼児から3歳未満とする一方で、新市全域に制度を拡大することを報告しました。委員からは「助成対象年齢を4歳未満にしてはどうか。」との意見が出されましたが、担当部会から「新市全体に制度を拡大していく方向で検討した結果であり、今後は新市において継続して検討していきたい。」と回答がありました。

協議事項では、17年度の協議会予算が原案どおり承認されました。

## 第17回合併協議会

日 時	平成17年 5月26日(木) 午後1時30分～午後2時46分
場 所	西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
傍聴者数	2名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃置分合に係る官報告示について</li> <li>西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程について</li> <li>使用料・手数料等の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>消防団の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>納税関係事業の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容(その1)について</li> <li>商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>社会福祉協議会の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算繰越明許費の繰越について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について</li> </ul> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>

第17回協議会では、報告事項9件、協議事項1件がありました。

報告事項では、4月28日付けで廃置分合に係る官報告示について報告、これにより両市町の合併の効力が生じることとなりました。続いて、「使用料・手数料等の取扱い」の具体的調整内容の報告があり、委員からは「両市町のこれまでの経緯や施設を利用してきた団体等の実態を踏まえ、段階的な額の調整や減免対象範囲の拡大を要望する。」との意見が出されました。「消防団の取扱い」の具体的調整内容では、黒田庄町の団員定数と現員数に差があることから実態に合わせ、新市発足時に定数削減する方針を幹事長から報告しました。また、「社会福祉協議会の取扱い」の具体的調整内容では、新市発足後の平成17(2005)年10月3日に新市の社会福祉協議会が発足することを報告しました。



協定項目の具体的調整内容を報告

協議事項では、16年度協議会決算について報告を行い、原案どおり承認されました。

## 第18回合併協議会

日 時	平成17年7月27日（水） 午後1時30分～午後2時30分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	2名
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について</li> <li>新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について</li> <li>特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その2）について</li> <li>建設関係事業の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>学校教育事業の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>社会教育事業の取扱いの具体的調整内容について</li> <li>条例及び規則等の整備状況について</li> <li>合併協定項目に係る調整内容の変更について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>新市発足に係る関連事務の調整について</li> </ul> </li> <li>5 閉会</li> </ol>

第18回協議会では、報告事項9件、協議事項1件がありました。

報告事項では、まず、「新市特別職報酬等検討委員会の検討結果」について、市長をはじめとする特別職の給料や各種行政委員の報酬など現行の西脇市と同額とする答申結果の報告を行い、「特別職の身分の取扱い」の具体的調整内容では委員会での答申内容を尊重した調整結果の報告を行いました。その他各種事務事業の具体的調整内容、新市発足に向けた調整の中で、統合時期などの変更が必要となった3つの合併協定項目について報告を行いました。

協議事項では、協議会補正予算について報告があり、全員一致で承認されました。新市発足に係る関連事務として、新市の各種行政手続や制度、窓口などを紹介した「暮らしのガイドブック」の発行、開市式典や新市誕生記念式典といった合併関連記念式典の開催計画について事務局から報告しました。

### 合併協定項目に係る調整内容の変更一覧表

番号	協定項目	確認済みの調整内容	変更後の調整内容
22-4	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）	～ 略 検針及び料金徴収については、 <u>新市発足時に西脇市の例により統合する。</u>	～ 略 検針及び料金徴収については、 <u>合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から西脇市の例により統合する。</u>

番号	協定項目	確認済みの調整内容	変更後の調整内容
22-17	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）	略 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、 <u>新市発足時に西脇市の例により統合する。</u> 略	略 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、 <u>合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から西脇市の例により統合する。</u> 略
22-18	各種事業（学校教育事業）の取扱い	～ 略 学校給食センターについては、現行のまま新市に引継ぎ、給食費等については、 <u>新市発足時に再編する。</u>	～ 略 学校給食センターについては、現行のまま新市に引継ぐ。給食費については、 <u>合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から段階的に調整し、平成20年度に西脇市の例により統合する。</u> 納付方法については、平成18年度から西脇市の例により統合する。

## 第19回合併協議会

日 時	平成17年 9月20日（火） 午後 4 時00分～午後 4 時25分
場 所	黒田庄町中央公民館 大ホール
傍聴者数	1 名
内 容	1 開会 2 報告事項 西脇市・黒田庄町合併協議会の廃止について 市長職務執行者について 西脇市・黒田庄町合併協議会事業報告について 3 その他 開市式及び地域総合事務所開所式について 「暮らしのガイドブック」の発行について 4 閉会

第19回協議会では、報告事項3件がありました。

10月1日の新市発足に伴い、合併協議会を廃止し、関連する事務については、すべて新市に引き継ぐこと、また、新市の市長職務執行者は、両市町長による協議の結果、内橋直昭西脇市長に決定したことを報告しました。さらに、これまでの合併協議会で実施してきた事業について報告し、約2年間にわたる合併協議を締めくくりました。

最後に、会長から「一昨年の11月に合併協議会を設置し、本日まで1年10か月、19回にわたり慎重に協議を重ねていただきました。また、新市まちづくり計画検討小委員会、あるいは市章検討委員会でも度重なる慎重な協議をいただきました。この間、委員の皆様には常に大局的な見地から、熱心に御議論をいただきまして、また協議の節目ごとに新市のあるべき姿を踏まえた協議をいただき、心から感謝と敬意を申し上げます。いよいよ来月1日には、新「西脇市」が誕生いたします。言うまでもなく、合併はゴールではなく、将来に向けたスタートになるわけでございます。これまで交わされました新市「西脇市」をつくり上げるた



めの基礎となる議論と、策定いただきました新市まちづくり計画を基に、これからの地方の時代に対応できる新しい『西脇市』を築いて行かなければなりません。新市の将来像である『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』の実現を目指しまして、委員の皆様には、新市でそれぞれのお立場で御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、大変簡単ではございますが西脇市・黒田庄町合併協議会を閉じるに当たりまして、私からのお礼のことばとさせていただきます。本当にありがとうございました。」とのあいさつがありました。

協議会終了後には、これまでの合併協議を振り返って、各委員から意見や感想が述べられました。

## 9 閉町式・閉庁式

### 黒田庄町閉町式典

明治22（1889）年の村制施行以来 116年にわたり単独行政を続けてきた黒田庄町では、慣れ親しんだまちの歴史をしのび、永く記憶にとどめるため、合併を間近に控えた平成17（2005）年9月3日に町功労者や歴代町議会議長をはじめとする関係者、住民など約 200人が出席し、閉町式典を開催しました。

式典に先立ち、町内のグループによるコーラス2曲が披露されました。式典では、黒田庄中学校生徒会長による町民憲章の朗読、町長式辞などに続き、町行政の発展に貢献された住民への表彰や感謝状の贈呈を行いました。続いて黒田庄中学校生徒会副会長から「黒田庄町の思い出と新・西脇市への夢」と題したメッセージが発表され、「合併することで、さらに一歩といわず、二歩三歩と前進し、飛躍したまちになることを願っています。」と力強く述べられました。また、町制45年のあゆみを紹介したスライドが放映され、町長、町議会議長、小・中学校生徒代表により、町旗が降納された後、出席者全員による童謡「ふるさと」の合唱と万歳三唱を行い、町の歴史を閉じました。

来賓として式典に出席した西脇市長は「時代の推移とともに発展し続けた黒田庄町と西脇市は、自治体として発展的な終わりの時を迎えることとなります。しかし、この土地、住民、そして伝統文化は、新市『西脇市』の中で、生き生きとした新たな役割を担うことと信じております。新市では、合併協議会で策定いただきました明るい夢と希望が持てるまちづくりへの期待が込められた新市まちづくり計画に基づき、新市の将来像である『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』の実現を目指します。」とあいさつしました。

また、先人たちが築き上げた町の歴史を後世に伝えるため「黒田庄町閉町記念誌」を刊行し、町内全戸に配布しました。

一方、西脇市では、閉市に伴う式典は開催されませんでした。新市誕生を前に市の発展に貢献してきた団体や個人の功績をたたえるため、9月3日に「西脇市市政功労者表彰式」を西脇市立音楽ホールで開催しました。

また、合併を目前に控えた9月27日には西脇市で、翌28日には黒田庄町で行政委員退任式を行いました。

## - 黒田庄町閉町式典次第 -

日時	平成17年9月3日(土) 午後1時30分～4時15分
場所	黒田庄中央公民館 大ホール
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 オープニング(コーラス)</li> <li>2 開式あいさつ</li> <li>3 町民憲章朗読</li> <li>4 町長式辞</li> <li>5 町議会議長あいさつ</li> <li>6 感謝状贈呈</li> <li>7 合併経過報告</li> <li>8 黒田庄町音頭</li> <li>9 住民メッセージ「黒田庄町の思い出と(新)西脇市への夢」</li> <li>10 来賓挨拶</li> <li>11 来賓紹介</li> <li>12 黒田庄町45年のあゆみ(DVD)</li> <li>13 町旗降納</li> <li>14 合唱(参加者で「ふるさと」合唱)</li> <li>15 万歳三唱</li> <li>16 閉式あいさつ</li> </ol>

## 黒田庄町閉町式 町長式辞(要旨)

本日ここに黒田庄町閉町式典を挙行させていただきましたところ、御多忙中にもかかわらず、御来賓の皆様をはじめ多数の方々の御臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちのふるさと黒田庄町は、古代より作物の育ちやすい土地柄を活かし、人々がいち早く住み始めました。中世には荘園のまちとして、近世には舟運のまちとして、近・現代は播州織・播州釣針、黒田庄和牛などの地場産業の町として栄えてきました。地方自治体としては、明治22年に全国町村制の施行に伴い、13か村が黒田庄村として誕生し、その後昭和35年に町制が施行され、今日を迎えました。その間、合併等も無く、実質的には生誕116年という古い歴史と伝統ある町として今日を迎えることができました。

今日、社会経済情勢が大きく変革する時代にあって、今後進むべき道をどう切り開いていくかは、黒田庄町に住む、そして今に生きる私達の責務であり、使命であります。その進むべき道の選択肢のひとつが市町合併であり、私たち黒田庄町民は、多くの議論を行い、西脇市と合併し、新しい西脇市を創ることを選択しました。

新「西脇市」の誕生は、この上ない喜びではありますが、長い歴史と伝統のもとで、町民の皆様とひとつになって造り、築き上げてきた黒田庄町を今ここに閉じることは一抹の寂しさと言いたげな思いが去来し、万感胸に迫る思いがいたします。

私たちは、いつまでもこのふるさとを大切にすることをもち、黒田庄町民であったことに限りない誇りを持ちながら、これからは新「西脇市」のために市民がともに手を携え、英知を結集して素晴らしいまちづくり、地域づくりをしていこうではありませんか。それがこの偉大なる黒田庄町を築いていただいた先人への労に報いることとなり、次代の子ども達、孫達への責任を果すことであると確信しています。

今、ここに町制施行45年の黒田庄町の歴史に幕を下ろすに当たり、黒田庄町としての有終の美を飾り、新「西脇市」への飛躍と夢と希望を託していきたいと思っております。最後になりましたが、御臨席の皆様、町民の皆様の益々の御鞭撻と御多幸を祈念いたします。

## 閉庁式

### 西脇市

合併前日の平成17（2005）年9月30日、午後4時から「西脇市閉庁式」を西脇市民会館中ホールで行いました。閉庁式については、旧市での業務に区切りを付ける意味から行政内部関係者のみで実施することとし、市議会議長・副議長と職員約150人が出席する中、市長からのあいさつに続き、合併を機に退任する特別職の退任式や退職する職員への辞令交付などを行いました。

#### 西脇市閉庁式 市長あいさつ（要旨）

本日、西脇市は53年の輝かしい歴史に幕を下ろし、明日10月1日には黒田庄町との新設合併により人口4万6千人の新しい「西脇市」に生まれ変わることになりました。

その間、諸先輩各位の英知と御努力によって、今日まで播磨内陸地域の中核都市として着実なる発展を遂げてまいりました。しかし、近年、地方自治体の行財政運営の効率化を求め、自立できるまちづくりをめざす「平成の大合併」が推し進められています。

このような時、西脇市は市民の皆様の御理解と御協力の下、多様化する住民ニーズに対応し、広域的な視野に立ったまちづくりを推進するために合併という発展の道を選択し、必要な器ができあがりました。

いよいよ明日からは、新しい「西脇市」として、新たな未来に向かっての幕が開きます。新しいパートナーとなった黒田庄町の皆様方と強調和合の精神で、一人ひとりが夢を持ち、いきいきと暮らせる新しいまちを築いていくことが重要です。人が輝くところにまちの輝きがあり、人が幸せを感じるところにまちの豊かさがあると申します。明日からは新しい一歩を踏み出すわけではありますが、新しい「西脇市」のまちづくりの一翼を担う職員のみなさんの御精励を心から期待いたしますとともに、市民の皆様方から合併してよかった、と評価いただけるまちづくりをめざして、職員一丸となった力強い取組をお願いいたします。

### 黒田庄町

西脇市と同様、黒田庄町でも9月30日、午後4時から「黒田庄町閉庁式」を黒田庄町役場会議室で行いました。職員約80人が出席する中、町長は「新市に向けてさまざまな不安があるだろうが、その不安を『行政主体のまち』から『住民主体のまち』に移るチャンスに変えてほしい」とあいさつしました。また、合併に伴い退任する町長をはじめ特別職4人に対して職員から花束が渡され、役場庁舎前で記念撮影を行いました。



閉庁式を終えた役場前での記念撮影

## 10 協議事項一覧

## 合併協議会での協議事項

合併協議会を19回にわたって開催し、全部で62議案について協議されました。

協議番号	案 件	上 程	確 認	結 果	備 考
1	西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について	第1回	第1回	決定	
2	西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について	第1回	第1回	決定	
3	西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について	第1回	第1回	決定	
4	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	第1回	第2回	確認	挙手全員(18)
5	合併の方式について	第1回	第2回	確認	挙手全員(18)
6	合併の期日について	第1回	第2回	確認	挙手全員(18)
6 - 2	合併の期日について(再協議)	第11回	第12回	確認	賛成多数(17)
7	新市の名称について	第1回	第2回	確認	挙手全員(18)
8	新市まちづくり計画検討小委員会の設置について	第2回	第2回	決定	挙手全員(18)
9	新市の事務所の位置について	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
10	財産の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
11	一般職の職員の身分の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
12	条例・規則等の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
13	町・字の区域及び名称の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
14	慣行の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
15	各種事業(都市交流事業)の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
16	各種事業(広報広聴関係事業)の取扱いについて	第2回	第3回	確認	挙手全員(18)
17	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて のみ分割で採決	第3回	第4回	確認	挙手全員(18)
17 - 2	(継続)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつ いて及び	第11回	第12回	一部修正 の上確認	挙手全員(18)
18	地方税の取扱いについて	第3回	第4回	確認	挙手全員(18)
19	特別職の身分の取扱いについて 、及びを分割で採決	第3回	第4回	確認	賛成多数(17)
19 - 2	(継続)特別職の身分の取扱いについて のみ	第11回	第12回	一部修正 の上確認	挙手全員(18)
20	使用料・手数料等の取扱いについて	第3回	第4回	確認	挙手全員(18)
21	国民健康保険事業の取扱いについて	第3回	第4回	確認	挙手全員(18)
22	介護保険事業の取扱いについて	第3回	第4回	確認	挙手全員(18)
23	消防団の取扱いについて	第4回	第5回	一部修正 の上確認	挙手全員(18)

協議番号	案 件	上程	確認	結果	備 考
24	各種事業（納税関係事業）の取扱いについて	第4回	第5回	確認	挙手全員(18)
25	各種事業（生活保護事業）の取扱いについて	第4回	第5回	確認	挙手全員(18)
26	各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて	第4回	第5回	確認	挙手全員(18)
27	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	第5回	第5回	承認	挙手全員(18)
28	公共的団体等の取扱いについて	第5回	第6回	確認	挙手全員(18)
29	補助金・交付金等の取扱いについて	第5回	第6回	確認	挙手全員(18)
30	各種事業（防災関係事業）の取扱いについて	第5回	第6回	確認	挙手全員(18)
31	新市まちづくり計画（将来像）について	第5回	第6回	決定	投 票(12)
32	各種事業（電算システム事業）の取扱いについて	第6回	第7回	確認	挙手全員(18)
33	各種事業（交通関係事業）の取扱いについて	第6回	第7回	確認	挙手全員(18)
34	各種事業（保育事業）の取扱いについて	第6回	第7回	確認	挙手全員(18)
35	平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について	第7回	第7回	承認	挙手全員(18)
36	一部事務組合等の取扱いについて	第7回	第8回	確認	挙手全員(17)
37	各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて	第7回	第8回	確認	挙手全員(17)
38	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について	第7回	第8回	確認	挙手全員(17)
39	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について	第7回	第8回	確認	挙手全員(17)
40	各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	第7回	第8回	確認	挙手全員(17)
41	事務組織及び機構の取扱いについて	第8回	第9回	確認	挙手全員(18)
42	各種事業（人権政策推進事業(女性施策含む。))の取扱いについて	第8回	第9回	確認	賛成多数(17)
43	各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて	第8回	第9回	確認	挙手全員(18)
44	各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて	第8回	第9回	確認	挙手全員(18)
45	各種事業（学校教育事業）の取扱いについて	第8回	第9回	確認	挙手全員(18)
46	各種事業（文化振興事業）の取扱いについて	第8回	第9回	確認	挙手全員(18)
47	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について	第9回	第10回	確認	挙手全員(18)
48	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について	第9回	第10回	確認	挙手全員(18)
49	各種事業（その他事業）の取扱いについて	第9回	第10回	確認	挙手全員(18)
50	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	第9回	-	継続	第11回再提案
50 - 2	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）	第11回	第12回	一部修正の上確認	賛成多数(16)
51	各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて	第10回	-	継続	第12回再提案
51 - 2	（継続）各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて	第12回	第12回	一部修正の上確認	挙手全員(18)
52	各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて	第10回	第11回	確認	挙手全員(18)

協議番号	案 件	上程	確認	結果	備 考
53	各種事業（社会教育事業）の取扱いについて	第10回	第11回	確認	挙手全員(18)
54	新市建設計画について	第11回	-	継続	第13回再提案
54 - 2	（継続）新市建設計画について	第13回	第13回	確認	挙手全員(18)
55	合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について	第13回	第13回	確認	挙手全員(18)
56	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について	第13回	第13回	承認	挙手全員(18)
57	市章検討委員会の設置について	第15回	第15回	確認	挙手全員(16)
58	新市特別職報酬等検討委員会の設置について	第15回	第15回	確認	挙手全員(16)
59	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）について	第15回	第15回	承認	挙手全員(16)
60	平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	第16回	第16回	承認	挙手全員(17)
61	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について	第17回	第17回	承認	挙手全員(18)
62	平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について	第18回	第18回	承認	挙手全員(17)

### 幹事会での協議事項

幹事会は、協議会に提案する事項の最終的な調整や協議会での確認を要しない事務事業の調整方針の決定などを行うため、全38回開催されました。

開催回	月 日	協 議 内 容
第1回 (準備会)	平成15年 11月5日(水)	第1回協議会提出議案について 協議会委員の事前研修会について 協議会設置式について 「支援地域」の指定について 協議会ホームページの開設について
第2回	12月8日(月)	事務事業項目の確定について(研究会予算) 協議会小委員会の設置について 第2回協議会提出議案について 「新しいまちづくり」(仮称)講演会について
第3回	平成16年 1月13日(火)	事務事業一元化作業の進捗状況について 第3回協議会提出議案について 幹事会における事務事業一元化の協議・決定方法について
第4回	2月9日(月)	新市まちづくり計画策定作業について 第4回協議会提出議案について 事務事業一元化(Bランク)の協議日程について
第5回	2月24日(火)	事務事業一元化協議 「新市まちづくり計画」中間報告の内容について

開催回	月 日	協 議 内 容
第 6 回	3 月 8 日 ( 月 )	第 5 回協議会提出議案について 新市まちづくり計画 ( 将来構想 ) について 第 4 回協議会における継続審議事項の取扱いについて
第 7 回	3 月 29 日 ( 月 )	事務事業一元化協議
第 8 回	4 月 5 日 ( 月 )	第 6 回協議会提出議案について 新市における事務組織及び機構について
第 9 回	4 月 30 日 ( 金 )	事務事業一元化協議 新市まちづくり計画の策定状況について
第 10 回	5 月 18 日 ( 火 )	第 7 回協議会提出議案について
第 11 回	5 月 27 日 ( 木 )	事務事業一元化協議 合併の期日決定について ( 案 )
第 12 回	6 月 7 日 ( 月 )	事務事業一元化協議 合併の期日について 「新市まちづくり計画」について
第 13 回	6 月 18 日 ( 金 )	新市まちづくり計画素案について 第 8 回協議会提出議案について 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
第 14 回	7 月 8 日 ( 木 )	事務事業一元化協議 合併の期日について 住民説明会について
臨 時	7 月 16 日 ( 金 )	合併の期日について 議会議員の定数及び任期の取扱いについて 新市まちづくり計画 ( 素案 ) について
第 15 回	7 月 20 日 ( 火 )	新市まちづくり計画について 第 9 回協議会提出議案について
第 16 回	8 月 2 日 ( 月 )	事務事業一元化協議
第 17 回	8 月 12 日 ( 木 )	第 10 回協議会提出議案について 事務事業一元化 B ランク協議の進捗状況について
第 18 回	8 月 25 日 ( 水 )	第 11 回協議会提出議案について 新市まちづくり計画 ( 財政計画 ) について 事務事業一元化 B ランク協議
第 19 回	8 月 26 日 ( 木 )	合併の期日について
第 20 回	8 月 30 日 ( 月 )	合併の期日について ( 再協議 ) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて ( 継続協議 )
第 21 回	9 月 16 日 ( 木 )	事務事業一元化協議
第 22 回	9 月 21 日 ( 火 )	第 12 回協議会提出議案について 住民説明会について 合併協定調印式について

開催回	月 日	協 議 内 容
第23回	10月4日(月)	合併準備の推進について 住民説明会について 合併協定調印式について
第24回	10月13日(水)	事務事業一元化Bランク協議 第13回協議会提出議案について 合併準備の推進について
第25回	11月10日(水)	合併協定調印式について 住民説明会について
第26回	11月16日(火)	第14回協議会報告事項について 合併関連議案及び廃置分合申請について 合併準備の推進について 合併協定調印式について 合併協定項目一覧について 今後の協議会・幹事会日程について
第27回	12月6日(月)	合併準備・推進体制(案)について
第28回	12月22日(水)	事務事業一元化Bランク協議 新市特別職報酬等検討委員会(案)について 職員研修会について
第29回	平成17年 1月20日(木)	第15回協議会提出議案について 合併広報事業について
第30回	2月17日(木)	特別職報酬等検討委員会委員について 各プロジェクトの作業進捗状況について 公共施設の名称について 地方税の取扱い(個人市民税・固定資産税の納期、都市計画税)について 国民健康保険事業の取扱い(保険税の納期)について 介護保険事業の取扱い(保険料の減免措置)について 各種福祉事業の取扱い(乳児医療費助成・母子家庭等医療費助成)について 互助制度の取扱いについて 新市まちづくり計画の推進に向けての取り組みについて
第31回	3月15日(火)	特別職報酬等検討委員会(第1回)について 新市まちづくり計画書の配布について 第16回協議会提出議案について 新市まちづくり計画の推進に向けての取り組みについて 体育施設の使用料等について 新市ホームページ開設に向けての体制整備について 合併啓発事業について 新市パンフレットの作成について



開催回	月 日	協 議 内 容
第32回	4月19日(火)	西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程について 専門部会、分科会の長等の変更について 各プロジェクトの作業進捗状況について 合併関係式典の概要について ホームページ開設体制整備について 合併協議会の廃止に関する事前協議について 使用料・手数料の取扱いについて 消防団の取扱いについて 社会福祉協議会の取扱いについて 土地改良事業分担金の取扱いについて 融資保証料補給事業等の取扱いについて 開市・開庁式典(案)について 合併特例債事業の実施推進体制について 区長会との行政協力業務について 労使交渉について
第33回	5月17日(火)	第17回協議会提出議案について
第34回	6月21日(火)	各プロジェクトの作業進捗状況について 新市パンフレット作成の進捗状況について 新市ホームページ開設の進捗状況について 西脇市・黒田庄町合併協議会の廃止について 合併に伴う労使交渉の状況について 住居表示変更に伴う証明書の発行について 新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について 特別職報酬等の具体的調整結果について 条例及び規則等の整備状況について 学校教育事業(奨学資金貸付)の具体的調整結果について 建設関係事業(急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金)の具体的調整結果について Bランク事務事業(教育・税務部会)の調整内容の変更について Bランク事務事業(消防車両の補助)の具体的調整結果について 新市発足日の行事の調整について(案) 新市誕生記念式典について(案) 合併特例債事業について(案)
第35回	7月19日(火)	副幹事長の更迭について 新市発足後臨時議会(11月)提出議案について 第18回合併協議会提出議案について 人事関係事務事業(総務・企画部会)の具体的調整内容について 類似した条例名称について 事務分掌規則について

開催回	月 日	協 議 内 容
第36回	8月17日(水)	各プロジェクトの作業進捗状況について 公共的団体等の具体的調整結果について 16年度決算による財産の状況について 「暮らしのガイドブック」の内容について 防災関係事業の取扱いの具体的調整内容について 西脇市・黒田庄町合併協議会の廃止について Bランク事務事業の具体的調整内容について 黒田庄町まちづくり基本条例について 開市式典について 黒田庄町英才教育奨学金の取扱いについて 下水道事業(公共汚水ます廃止、再開)の取扱いについて ホームページ作成委託業者の決定について
第37回	9月6日(火)	各プロジェクトの作業進捗状況について 平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算見込みについて 新市ホームページの作成状況について 「暮らしのガイドブック」の発行について 合併に伴う労使交渉について 防災行政無線による職務執行者の挨拶について 第19回合併協議会提出議案について 黒田庄町営住宅の払下げについて 開市式及び黒田庄町地域総合事務所開所式について 新市発足日の行事スケジュールについて 新市誕生記念事業について

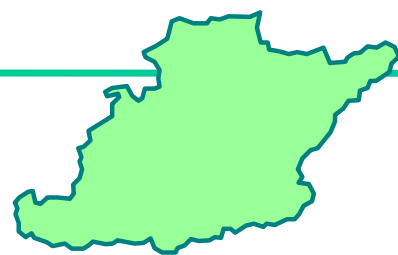
### 専門部会・分科会での協議事項

専門部会・分科会では、所掌事務を調整するため、専門的な協議を行いました。

#### 【協議状況】

総務・企画部会	35回
税務部会	8回
住民・福祉部会	31回
産業・建設部会	15回
上下水道部会	14回
教育部会	53回
議会・選管・監査・公平部会	5回

## 第4章 新市の誕生



### 1 新市誕生の日

#### 開市式・地域総合事務所開所式

平成17（2005）年10月1日、本庁と黒田庄地域総合事務所において新生西脇市の発足を記念して開市式典を開催しました。また、式典終了後、職員への辞令交付を行いました。

#### 西脇市開市式

開市式は午前9時から市役所庁舎西玄関前で開催しました。はじめに、市長職務執行者から新市の誕生に当たってのあいさつがあり、続いて来賓からの祝福のあいさつ、さらにテープカットとくす玉割を行い、集まった約400人の職員や住民、関係者などが新市の誕生を祝いました。



開市式でのくす玉割  
（西脇市役所）

#### - 西脇市開市式・黒田庄地域総合事務所開所式次第 -

日時	平成17年10月1日（土） 午前9時～午前9時30分（開市式） 午前10時～午前10時30分（開所式）
場所	西脇市役所西玄関前・黒田庄地域総合事務所玄関前
出席者	市長職務執行者、地元選出県議会議員、旧市町議会議員、旧黒田庄町長、合併協議会委員、地区代表区長、旧市町助役・収入役・教育長 兵庫県北播磨県民局長、地元選出衆議院議員・県議会議員（開市式のみ） まちづくり団体代表、小・中学生代表（開所式のみ）、 地域住民、両市町職員等
内容	・開式のことば ・地域総合事務所銘板序幕（開所式のみ） ・式辞（市長職務執行者） ・来賓あいさつ （開市式 兵庫県北播磨県民局長・衆議院議員・県議会議員） （開所式 旧黒田庄町長） ・来賓紹介 ・祝電・メッセージ等披露 ・テープカット・くす玉割り ・閉式のことば

## 西脇市開市式 市長職務執行者あいさつ（要旨）

10月1日、西脇市と黒田庄町が合併し、晴れて新「西脇市」が誕生いたしました。

新「西脇市」は、東経 135度と北緯35度とが交差する「日本列島の中心」に位置する人口約4万6千人、面積 132.5平方キロメートルのまちとなりました。

旧西脇市と旧黒田庄町は、平成15年8月に合併研究会を設置した後、同年11月には法定合併協議会を設置し、以来合併に向けた協議を進めてまいりましたが、この記念すべき新「西脇市」の誕生を迎えることができましたのも、関係各位の御尽力の賜物と深く感謝を申し上げますとともに、温かい御理解を賜りました市民の皆様にご心より厚く御礼を申し上げます。

旧西脇市は、地場産業と商業を基盤に播磨内陸地域の拠点都市として、また旧黒田庄町は、豊かな観光資源や交流施設のもとで、それぞれ着実に発展を遂げてまいりましたが、これからは、両地域が持つ資源や魅力を最大限に活用し、連携を図りながら、個性と特色あるまちづくりを実現していくことが重要であると考えております。

この地方分権の時代にあつて、新「西脇市」は、「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」を将来像に据え、誰もがいきいきと活動し、心の豊かさを実感できる、そんなまちを未来に向かって創造していくことをここに力強く宣言いたします。

地方自治体を取り巻く環境は、依然として非常に厳しいものがありますが、新しい「西脇市」が時代の荒波を乗り越え、大いなる発展を遂げますよう、市民の皆様や関係各位にはこれからも力強い御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、新市誕生に当たってのあいさつといたします。

## 黒田庄地域総合事務所開所式

本庁での開市式に続き、午前10時から黒田庄地域総合事務所の開所式を開催しました。式典では、事務所の銘板除幕とテープカットに続き、黒田庄地域のまちづくり団体代表と小・中学生代表によるくす玉割を行い、関係者や地域住民など集まった約100人が新市の誕生と事務所の開所を祝いました。市長職務執行者は式辞の中で「黒田庄町地域の皆様には、この事務所において合併前とかわりない行政サービスをお届けしながら、旧黒田庄町と旧西脇市の皆様が1日も早く新しい西脇市の市民としての一体感を持っていただけるよう鋭意努力いたします。」と述べました。また、来賓として出席した旧黒田庄町長は「合併協議に携わったものとして胸がいっぱいの思いです。住民みんなで力を合わせてよいまちづくりをしていきましょう。」とあいさつしました。



黒田庄町役場から衣替えした地域総合事務所

## 新市発足時に設置する委員会

新市発足時に設置が必要な行政委員会の委員と、合併に伴い選出が必要となる2名の農業団体推薦の農業委員会委員、消防団長などへの合同辞令交付式を午後1時30分より西脇市生涯学習まちづくりセンターで行い、その後分かれて各行政委員会を開催しました。

### 教育委員会

合併当日、旧市町の教育委員のうち旧西脇市から3名、旧黒田庄町から2名を新市議会の会期末までの期間が任期となる暫定の教育委員として市長職務執行者が選任しました。同日、臨時の教育委員会を開催し、委員の互選により、教育委員長に旧西脇市教育委員を、教育長に旧西脇市教育長を選出し、必要事項について協議しました。

#### - 西脇市教育委員会臨時会次第 -

日時	平成17年10月1日(土) 午後2時30分～午後3時40分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室1
日程	第1 会議録署名委員の指名について 第2 会期の決定について 第3 西脇市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について 第4 西脇市教育長の任命について 第5 報告第1号 西脇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例ほか22条例の制定について 第6 議案第1号 西脇市教育委員会規則の制定について 第7 議案第2号 市長の権限に属する事務の補助執行について

#### 西脇市教育委員会委員名簿

職名	氏名	旧市町選出区分
委員長	三和田修造	西脇市
委員長職務代理	東野一彦	黒田庄町
委員	八馬順子	西脇市
委員	白川洋彦	黒田庄町
教育長	丸山隆義	西脇市

### 固定資産評価審査委員会

合併当日、市長職務執行者が旧市町の固定資産評価審査委員のうち、旧西脇市から3名、旧黒田庄町から1名のあわせて4名を選任し、新市長が選出されるまでが任期となる新市の固定資産評価審査委員会が発足しました。委員会では、委員長と委員長職務代理を選出し、委員会規程など必要な事項について協議しました。

## - 西脇市固定資産評価審査委員会次第 -

日時	平成17年10月1日(土) 午後2時30分～午後3時10分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 応接室
内容	1 委員長の選出について 2 委員会規程の制定について 3 報告事項 平成17年度固定資産課税台帳の縦覧状況について ほか6件

## 西脇市固定資産評価審査委員会委員名簿

職名	氏名	旧市町選出区分
委員長	丸山 芳一	西脇市
委員長職務代理	来住 泰幸	西脇市
委員	大嶋 勝雄	西脇市
委員	北野 隆三	黒田庄町

## 選挙管理委員会

合併当日、旧市町の選挙管理委員の互選により、新市議会において委員が選挙されるまでの任期となる新市の選挙管理委員会が発足しました。委員会では、委員長と委員長職務代理を選出し、新市の市長及び市議会議員選挙を11月6日の告示、13日を投票日とすることなど必要な事項について決定しました。

## - 西脇市選挙管理委員会次第 -

日時	平成17年10月1日(土) 午後2時30分～午後3時50分
場所	西脇市役所 選挙管理委員会事務室
日程	第1 議案第1号 西脇市選挙管理委員会委員長の選挙について 第2 議案第2号 西脇市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について 議案第3号 西脇市選挙管理委員会規程ほか5件の規程について 議案第4号 選挙人名簿、在外選挙人名簿及び農業委員会委員選挙人名簿の引継ぎについて 議案第5号 個人演説会、政党演説会及び政党等演説会施設の指定について 議案第6号～第18号(西脇市長選挙関係) 西脇市長選挙の施行期日について ほか12件 議案第19号～第31号(西脇市議会議員選挙関係) 西脇市議会議員選挙の執行期日及び選挙すべき議員の数について 議案第32号 指定在外選挙投票区の指定について 議案第33号 政治活動事務所用看板の証票の有効期限について 報告第1号 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例ほか3件の条例について

## 西脇市選挙管理委員会委員名簿

職 名	氏 名	旧市町選出区分
委 員 長	荒 木 恵 子	西 脇 市
委員長職務代理	藤 原 好 數	黒田庄町
委 員	来 住 正 幸	西 脇 市
委 員	坂 本 利 信	西 脇 市

### 事務引継等

#### 福祉事務所の事務引継ぎ

合併に伴い、従来兵庫県が所管していた黒田庄町の生活保護などの福祉業務について県から新市の福祉事務所へ事務引継ぎが行われました。

#### - 多可郡黒田庄町の西脇市との合併に伴う福祉関係事務引継ぎ -

日 時	平成17年10月1日(土) 午前9時30分～午前9時40分
場 所	西脇市役所 市長応接室
出席者	兵庫県北播磨県民局長、社健康福祉事務所調整担当参事、同生活福祉課長、市長職務執行者、福祉生活部長兼福祉事務所長 福祉担当次長兼福祉総務課長
内 容	事務引継書署名及び交換



県民局長から福祉事務所業務の引継ぎ  
(市役所市長応接室)

#### 旧市町からの事務引継ぎ

市町長及び助役については、合併当日、市長応接室において新市の企画総務部長と総務課長、旧黒田庄町総務課長の立会いの下、旧市町長から市長職務執行者へ事務引継ぎを行いました。

収入役については、10月5日に収入役室において、旧市町収入役から収入役職務代理者となる会計課長へ事務引継ぎを行いました。

教育長については、合併当日に教育委員会において旧市町教育長から新市の教育長へ事務引継ぎを行いました。

## 専決処分

新市発足に伴い即時制定し、施行が必要となる条例や字名の変更などについて、市長職務執行者による専決処分を行いました。また、条例のうち西脇市税条例など3本の条例については、一部改正の専決処分を行いました。

### - 専決処分内容一覧 -

西脇市役所の位置を定める条例ほか 183件の条例制定について（一部改正含む）  
 平成17年度西脇市一般会計暫定予算ほか15件の暫定予算について  
 字の名称変更について  
 播磨内陸行政協議会への加入について  
 指定金融機関の指定について  
 指定管理者の指定について（文化・スポーツ振興財団関係）  
 指定管理者の指定について（住民サービス公社関係）  
 西脇市土地開発公社定款の変更について  
 住吉辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

### 【専決処分した条例】

- 1 西脇市役所の位置を定める条例
- 2 西脇市の休日を定める条例
- 3 西脇市公告式条例
- 4 西脇市名誉市民条例
- 5 西脇市技能功労者表彰条例
- 6 西脇市議会の定例会の回数を定める条例
- 7 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
- 8 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
- 9 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 10 西脇市選挙公報の発行に関する条例
- 11 西脇市監査委員条例
- 12 西脇市部設置条例
- 13 西脇市支所設置条例
- 14 西脇市行政手続条例
- 15 西脇市委託事務を行う団体の設置及び事務の委託に関する条例
- 16 西脇市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 17 西脇市情報公開条例
- 18 西脇市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 19 西脇市個人情報保護条例
- 20 西脇市印鑑条例
- 21 西脇市認可地縁団体印鑑条例



- 22 西脇市コミュニティセンター条例
- 23 西脇市黒田庄交流拠点施設あつまっ亭条例
- 24 西脇市生涯学習まちづくりセンター条例
- 25 西脇市まちなか交流館条例
- 26 西脇市移動通信用施設条例
- 27 西脇市公平委員会設置条例
- 28 西脇市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例
- 29 西脇市職員定数条例
- 30 西脇市職員の再任用に関する条例
- 31 西脇市職員の定年等に関する条例
- 32 西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例
- 33 西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例
- 34 西脇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 35 西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 36 西脇市職員の育児休業等に関する条例
- 37 西脇市職員の共済制度に関する条例
- 38 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 39 西脇市職員団体の登録に関する条例
- 40 西脇市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 41 西脇市特別職報酬等審議会条例
- 42 西脇市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 43 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 44 西脇市証人等の実費弁償支給条例
- 45 西脇市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例
- 46 西脇市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 47 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
- 48 西脇市一般職の職員の給与に関する条例
- 49 西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例
- 50 西脇市職員の一般職に属する単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準に関する条例
- 51 西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例
- 52 西脇市職員等の旅費に関する条例
- 53 西脇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 54 西脇市財政状況の作成及び公表に関する条例
- 55 西脇市国民健康保険特別会計条例
- 56 西脇市立学校給食センター特別会計条例
- 57 西脇市下水道特別会計条例
- 58 西脇市黒田庄地区下水道特別会計条例
- 59 西脇市老人保健医療事業特別会計条例
- 60 西脇市生活排水処理施設特別会計条例
- 61 西脇市老人保健施設特別会計条例
- 62 西脇市公営墓地特別会計条例

- 63 西脇市介護保険特別会計条例
- 64 西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計条例
- 65 西脇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 66 西脇市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
- 67 西脇市財政調整基金条例
- 68 西脇市減債基金条例
- 69 西脇市商業振興基金条例
- 70 西脇市図書館充実基金条例
- 71 西脇市交通遺児基金条例
- 72 西脇市経緯度公園整備基金条例
- 73 西脇市青少年健全育成振興基金条例
- 74 西脇市職員等の研修基金条例
- 75 西脇市幼児等教育振興基金条例
- 76 西脇市国民健康保険財政調整基金条例
- 77 西脇市用品調達基金条例
- 78 西脇市土地開発基金条例
- 79 西脇市地域福祉基金条例
- 80 西脇市生活排水処理事業基金条例
- 81 西脇市環境基金条例
- 82 西脇市公共施設整備基金条例
- 83 西脇市公営墓地基金条例
- 84 西脇市介護保険財政調整基金条例
- 85 西脇市にしわき経緯度地球科学館整備基金条例
- 86 西脇市国民健康保険出産資金貸付基金条例
- 87 西脇市税条例
- 88 市税の徴収等の特例に関する条例
- 89 西脇市農村地域工業等導入に関する市税の特別措置条例
- 90 西脇市固定資産評価審査委員会条例
- 91 西脇市税外収入徴収条例
- 92 平成16年10月20日の災害による被害者に対する手数料の特例に関する条例
- 93 西脇市手数料条例
- 94 西脇市福祉事務所設置条例
- 95 西脇市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
- 96 西脇市民会館条例
- 97 西脇市福祉センター条例
- 98 西脇市福祉医療費助成条例
- 99 西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 100 西脇市保育の実施に関する条例
- 101 西脇市立保育所条例
- 102 西脇市助産施設設置条例
- 103 西脇市立介護老人保健施設条例
- 104 西脇市在宅老人介護手当支給条例

- 
- 105 西脇市心身障害者通所授産施設条例
  - 106 西脇市重度心身障害者介護手当支給条例
  - 107 西脇市立隣保館条例
  - 108 西脇市健康づくりセンター条例
  - 109 西脇市黒田庄保健センター条例
  - 110 西脇市予防接種健康被害調査委員会条例
  - 111 西脇市民の環境をまもる条例
  - 112 西脇市公営墓地条例
  - 113 西脇市立西脇病院の設置等に関する条例
  - 114 西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例
  - 115 西脇市国民健康保険条例
  - 116 西脇市国民健康保険税条例
  - 117 西脇市介護保険条例
  - 118 西脇市勤労福祉センター条例
  - 119 西脇市産業立地促進措置条例
  - 120 西脇市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
  - 121 北はりま田園空間博物館総合案内所条例
  - 122 西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例
  - 123 西脇市住吉農村公園条例
  - 124 西脇市生活排水処理施設条例
  - 125 西脇市土地改良事業分担金徴収条例
  - 126 西脇市火入れに関する条例
  - 127 西脇市治山事業分担金徴収条例
  - 128 西脇市中畑林間ファミリー園条例
  - 129 西脇市黒田庄交流施設条例
  - 130 西脇市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例
  - 131 西脇市道路占用料徴収条例
  - 132 西脇市法定外公共物管理条例
  - 133 西脇市道路整備事業負担金徴収条例
  - 134 西脇市建築協定条例
  - 135 西脇市営住宅条例
  - 136 西脇市都市計画審議会条例
  - 137 西脇市地区計画等の案の作成手続に関する条例
  - 138 西脇市立西脇中央駐車場条例
  - 139 西脇市立駐輪場条例
  - 140 西脇市都市公園条例
  - 141 西脇市立東はりま日時計の丘公園条例
  - 142 西脇市立鍛冶屋線市原駅記念館条例
  - 143 西脇市下水道条例
  - 144 西脇市黒田庄地区下水道条例
  - 145 西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例
  - 146 西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例

- 147 西脇市防災会議条例
- 148 西脇市災害対策本部条例
- 149 西脇市消防団の設置等に関する条例
- 150 西脇市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
- 151 西脇市消防団員等公務災害補償条例
- 152 西脇市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- 153 西脇市水防に関する条例
- 154 西脇市水防協議会条例
- 155 西脇市中心身障害児就学指導委員会条例
- 156 西脇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- 157 西脇市立学校条例
- 158 西脇市立学校施設目的外利用条例
- 159 西脇市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例
- 160 西脇市立学校給食センター条例
- 161 西脇市奨学金貸付条例
- 162 西脇市社会教育委員条例
- 163 西脇市青少年センター条例
- 164 西脇市公民館条例
- 165 西脇市立青年の家条例
- 166 播磨内陸生活文化総合センター条例
- 167 にしわき経緯度地球科学館条例
- 168 西脇市立音楽ホール条例
- 169 西脇市屋外体育施設条例
- 170 西脇市グリーンスポーツハウス条例
- 171 西脇市屋内体育施設条例
- 172 西脇公園会館条例
- 173 西脇市黒田庄ベーシックホール条例
- 174 西脇市天神池スポーツセンター条例
- 175 西脇市文化財保護条例
- 176 西脇市立緑風台古窯陶芸館条例
- 177 西脇市旧来住家住宅条例
- 178 西脇市水道事業の設置等に関する条例
- 179 西脇市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 180 西脇市水道事業給水条例
- 181 西脇市簡易水道事業に地方公営企業法の規定を適用する条例
- 182 黒田庄町まちづくり基本条例（一部改正）
- 183 一般廃棄物し尿等の収集・運搬業及び浄化槽清掃業の許可に関する条例（一部改正）
- 184 西脇市税条例（一部改正）

【暫定予算】

暫定予算額集計表

(単位 千円)

会 計 名	暫定予算額
一 般 会 計	8,530,000
特 別 会 計(合計)	7,178,538
国民健康保険特別会計	1,863,916
老人保健医療事業特別会計	1,084,022
学校給食センター特別会計	118,011
下水道特別会計	2,759,456
黒田庄地区下水道特別会計	36,771
生活排水処理施設特別会計	342,669
老人保健施設特別会計	133,127
公営墓地特別会計	2,172
介護保険特別会計	771,863
茜が丘宅地供給事業特別会計	66,531
合 計	15,708,538
企 業 会 計(合計)	6,330,568
水道事業会計	1,452,873
簡易水道事業会計	10,418
病院事業会計	4,867,277
総 合 計	22,039,106

企業会計の予算額は、3条及び4条予算の支出額の合算額である。

## 一般会計暫定予算額集計表

【歳入】

(単位 千円)

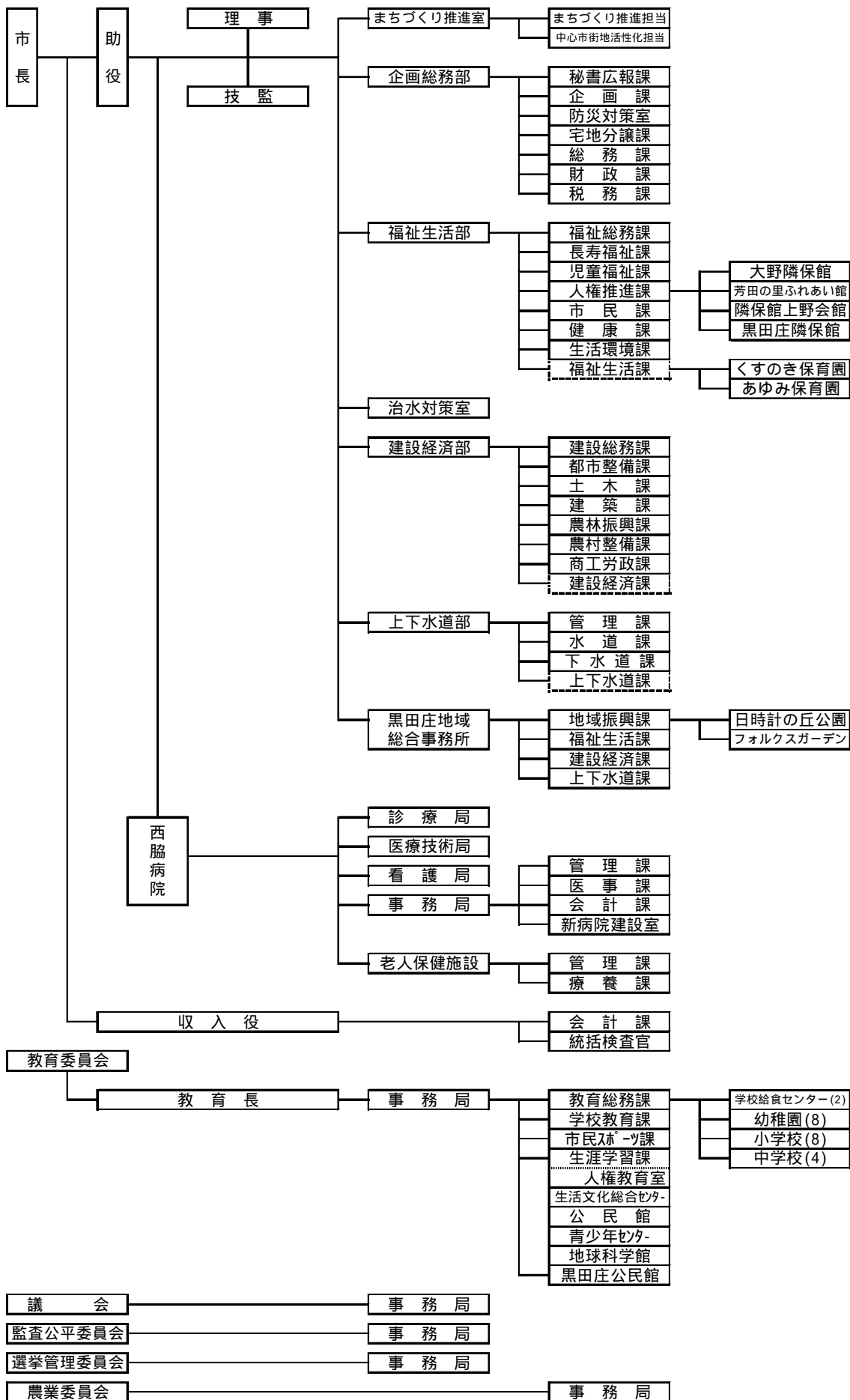
区 分	暫定予算額
1 市 税	1,661,747
2 地 方 譲 与 税	61,001
3 利 子 割 交 付 金	5,000
4 配 当 割 交 付 金	2,500
5 株式等譲渡所得割交付金	3,710
6 地方消費税交付金	80,000
7 ゴルフ場利用税交付金	26,000
8 自動車取得税交付金	40,000
9 地 方 交 付 税	1,233,116
10 交通安全対策特別交付金	1
11 分 担 金 及 び 負 担 金	142,424
12 使 用 料 及 び 手 数 料	126,063
13 国 庫 支 出 金	660,852
14 県 支 出 金	513,025
15 財 産 収 入	106,606
16 寄 附 金	10
17 繰 入 金	1,859,570
18 諸 収 入	148,575
19 市 債	1,859,800
合 計	8,530,000

【歳入】

(単位 千円)

区 分	暫定予算額
1 議 会 費	38,720
2 総 務 費	866,479
3 民 生 費	1,228,119
4 衛 生 費	391,244
5 労 働 費	21,189
6 農 林 水 産 業 費	623,184
7 商 工 費	35,158
8 土 木 費	1,939,168
9 消 防 費	183,125
10 教 育 費	719,155
11 災 害 復 旧 費	200
12 公 債 費	108,085
13 諸 支 出 金	2,356,174
14 予 備 費	20,000
合 計	8,530,000

新市の行政組織・機構



## 2 市長・市議会議員選挙

### 選挙結果

新市の市長及び市議会議員選挙は、11月6日に告示され、市長選挙には2人が、定数20人の市議会議員選挙には旧市町議員24名（旧西脇市17人、旧黒田庄町7人）が立候補しました。7日間にわたる選挙戦を経て、同月13日に投票が行われた結果、初代市長には來住壽一氏が当選を果たし、20人の市議会議員も決定しました。

市長選挙では、來住氏が16,321票を獲得し、相手候補（9,174票獲得）を7,147票差で破りました。一方、市議会議員選挙では、合併により市域が拡大したものの、議員定数が旧西脇市の定数に据え置かれたことから、従来の市町議会議員選挙よりも当選ライン（975票）は大幅に上昇しました。当選者の内訳は、旧西脇市議会議員が16人、旧黒田庄町議会議員が4人となりました。



市長・市議会議員選挙のポスター掲示板

### 投票状況

区 分	有権者数	投票者数	投票率
市長選挙	36,114 人	26,105 人	72.28 %
市議会議員選挙	36,114 人	26,104 人	72.28 %

### 市長初登庁

選挙から一夜明けた11月14日、市長及び市議会議員への当選証書授与が行われました。その後、來住市長は、市役所西玄関前で約200人の市職員が拍手で迎える中、初登庁しました。

來住市長は、職員から花束を贈呈された後、「新しいまちづくりに重圧を感じているが、市長としての責任が果たせるよう努力していきたい。」とあいさつし、「合併協議内容の遵守」、「行財政改革の推進」、「市民主役のまちづくり」を三本柱として取り組む決意を示しました。

初登庁後は、早速庁内会議を行い、午後には新市誕生から職務を遂行してきた内橋市長職務執行者から事務引継ぎを行いました。



### 3 新市初議会

平成17（2005）年11月24日、市長が議会招集の告示を行い、会期を12月1日から22日までとする新市初議会が開催されました。議員20人が出席し、議長、副議長の選挙と常任委員等の選任が行われ、新市議会の議員構成が決定しました。また、上程された議案は、市長職務執行者が専決処分した案件22件と市長が専決処分した案件4件のほか、議員提出議案3件、新市の予算や人事案件など32件が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

#### 【上程議案等】

議長の選任について  
議席の指定について  
会期の決定について  
副議長の選任について

議員提出議案第1号 西脇市議会会議規則の制定について  
議員提出議案第2号 西脇市議会委員会条例の制定について  
議員提出議案第3号 西脇市議会事務局設置条例の制定について

#### 所信表明

西脇市議会議会運営委員会委員の選任について  
西脇市議会常任委員会委員の選任について  
北播衛生事務組合議会議員の選出について  
北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園議会議員の選出について  
北播磨清掃事務組合議会議員の選出について  
播磨内陸医務事業組合議会議員の選出について  
西脇多可行政事務組合議会議員の選出について  
氷上多可衛生事務組合議会議員の選出について  
西脇市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について  
西脇市農業委員会委員の推薦について  
西脇市議会議員の派遣について

報承第1号 西脇市役所の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について  
報承第2号 平成17年度西脇市一般会計暫定予算について  
報承第3号 平成17年度西脇市国民健康保険特別会計暫定予算について  
報承第4号 平成17年度西脇市老人保健医療事業特別会計暫定予算について  
報承第5号 平成17年度西脇市立学校給食センター特別会計暫定予算について  
報承第6号 平成17年度西脇市下水道特別会計暫定予算について  
報承第7号 平成17年度西脇市黒田庄地区下水道特別会計暫定予算について  
報承第8号 平成17年度西脇市生活排水処理施設特別会計暫定予算について  
報承第9号 平成17年度西脇市老人保健施設特別会計暫定予算について

- 報承第10号 平成17年度西脇市公営墓地特別会計暫定予算について
- 報承第11号 平成17年度西脇市介護保険特別会計暫定予算について
- 報承第12号 平成17年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計暫定予算について
- 報承第13号 平成17年度西脇市水道事業会計暫定予算について
- 報承第14号 平成17年度西脇市簡易水道事業会計暫定予算について
- 報承第15号 平成17年度西脇市立西脇病院事業会計暫定予算について
- 報承第16号 字の名称変更について
- 報承第17号 播磨内陸広域行政協議会への加入について
- 報承第18号 西脇市指定金融機関の指定について
- 報承第19号 指定管理者の指定について
- 報承第20号 指定管理者の指定について
- 報承第21号 西脇市土地開発公社定款の変更について
- 報承第22号 住吉辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 報承第23号 播磨内陸広域行政協議会を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一部変更について
- 報承第24号 播磨内陸広域行政協議会を組織する地方公共団体の数の増及び規約の一部変更について
- 報承第25号 西脇市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報承第26号 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 西脇市表彰条例の制定について
- 議案第2号 西脇市長の資産等の公開に関する条例の制定について
- 議案第3号 西脇市青少年問題協議会条例の制定について
- 議案第4号 西脇市下水道条例及び西脇市黒田庄地区下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 平成17年度西脇市一般会計予算
- 議案第6号 平成17年度西脇市国民健康保険特別会計予算
- 議案第7号 平成17年度西脇市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第8号 平成17年度西脇市立学校給食センター特別会計予算
- 議案第9号 平成17年度西脇市下水道特別会計予算
- 議案第10号 平成17年度西脇市黒田庄地区下水道特別会計予算
- 議案第11号 平成17年度西脇市生活排水処理施設特別会計予算
- 議案第12号 平成17年度西脇市老人保健施設特別会計予算
- 議案第13号 平成17年度西脇市公営墓地特別会計予算
- 議案第14号 平成17年度西脇市介護保険特別会計予算
- 議案第15号 平成17年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算
- 議案第16号 平成17年度西脇市水道事業会計予算
- 議案第17号 平成17年度西脇市簡易水道事業会計予算
- 議案第18号 平成17年度西脇市立西脇病院事業会計予算
- 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

- 議案第20号 西脇多可行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一部変更について
- 議案第21号 北播磨清掃事務組合を組織する地方公共団体の数の減、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第22号 北播磨衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一部変更について
- 議案第23号 氷上多可衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一部変更について
- 議案第24号 播磨内陸広域行政協議会を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一部変更について
- 議案第25号 西脇市収入役の事務の兼掌に関する条例の制定について
- 議案第26号 西脇市助役の選任について
- 議案第27号 西脇市監査委員の選任について
- 議案第28号 西脇市公平委員会委員の選任について
- 議案第29号 西脇市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第30号 西脇市固定資産評価員の選任について
- 議案第31号 西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 西脇市教育委員会委員の任命について

#### 西脇市議会議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	清瀬英也	6	中川正則	11	杉本巧	16	廣田利明
2	藤原信子	7	坂本操	12	山上武司	17	坪木季彦
3	林晴信	8	寺北建樹	13	村井公平	18	藤原正嗣
4	田村慎悟	9	高橋博久	14	早瀬正之	19	北詰勝之
5	池田勝雄	10	上田平八	15	藤原教	20	藤本邦之

議長	山上武司	副議長	藤本邦之
----	------	-----	------

#### 市長所信表明

本日ここに、第1回西脇市議会定例会が開催されるに当たり、私の所信を申し述べる機会をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

私は、去る11月13日の市長選挙におきまして、市民の皆様の御支持を得て、西脇市長として合併直後の市政運営を担わせていただくことになりました。

昨今の厳しい社会情勢の中で、新生西脇市の門出となるこの重要な節目に、新市の更なる発展を目指して市政の舵取りをする責任の重大さを痛感し、気を引き締めてかからねばならないと決意を新たにいたしているところでございます。

さて、今、我が国の経済は、緩やかな景気回復基調にあるといわれていますが、国、地方合わせて約770兆円の長期債務を抱え、依然として財政は火の車の状況にあります。国では、「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、民営化を推進し、地方分権推進のための三位一体の改革を推し進めています。

こうした中、西脇市でも、時代の流れを読みながら、今日まで育んできた地域特性を生かして、個性あふれるまちづくりを展開し、新たな発展を目指し、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていかなければなりません。そのため、どのようにふるさと西脇を創造し、積み上げていくのか、その力量が問われているところでございます。

私は、「合併してよかったといえるまちづくり」、「市役所の改革」、「市民主役のふるさと運営」の三つを市政の基本方針に据え、市民の皆さんと行政が一体となって、共に考え、共に行動するまちづくりを進め、西脇市を「人、地域、産業が元気なまち」にしてまいります。

まず、「合併してよかったといえるまちづくり」についてであります。

旧市町議会議員の皆様方、合併協議会委員をはじめ多くの市民の皆さんの期待と熱心な取組によって、新生西脇市が誕生いたしました。

私も、合併協議にかかわった一人として、合併協議を守り、実行することにより、その責任を果たさなければならないと考えております。

合併協議は、市民生活に直結した行政制度や行政サービスをどう再編するのが大きな命題でした。その合併協議を守ることは、市民生活を守り、高めていくことだと考えております。今後とも、市民生活を守ることを基本に事務事業の統合、改革を進めてまいります。

また、新市まちづくり計画は、合併後のふるさと西脇を更に飛躍させるための基本構想と位置付けております。新市まちづくり計画に沿って、速やかに総合計画を策定し、新市の基本計画として実行してまいります。

また、一日も早く、一体感のある郷土愛を育んでいかなければなりません。行政の公平性を重視しながら市政を運営し、各種事業、イベントの展開に当たっては、新市誕生記念事業として、多くの市民の皆さんの参画をお願いし、実行段階から一体感の醸成ができるよう取り組んでまいります。

次に、「市役所の改革」についてであります。

合併の大きな目的の一つは、行財政改革を進め、行財政基盤を強化することです。

国の示す新地方行政改革指針に基づき、民間の感覚や手法を導入できるよう有識者や市民の参加を得て、西脇市行財政改革プランを早急に策定し、一つずつ着実に取り組んでまいります。

また、合併により増大した職員数の適正化を図り、事務事業の統廃合と積極的な民間委託を推進し、行政のスリム化を図ってまいります。

さらには、市民の皆さんに役立つ市役所に、また、豊かな創造性を発揮できる市役所に変えてまいります。そのため、まず職員の意識改革に取り組んでまいります。職場研修、課題研究、提案制度、人事考課制度など必要な制度づくりや仕組みづくりを行い、より専門的な知識や政策形成能力を備えたやる気のある職員の育成に努めてまいります。

次に、「市民主役のふるさと運営」についてであります。

地方の時代への流れの中で、西脇市独自の考えと決断によってふるさとをもっと発展させるためには、市民の皆さんが主役となってふるさとにかかわっていただくことが不可欠です。

まちづくりの考え方を、これまでの「市役所主導のまちづくり」から、行政と市民の皆さんが、まちづくりのパートナーとして協働する「市民主役のふるさと運営」に改めてまいります。

市民主役のふるさと運営として、「地区からのまちづくり」、「地域に根ざした福祉システムづくり」、「地域教育力の向上」を重点的に取り上げ、その舞台づくりや仕組みづくりに取り組んでまいります。

まず、「地区からのまちづくり」ですが、これまで進めてきた参画と協働のまちづくりの中核に据えてきた「地区からのまちづくり」を全地区で具体的に実践するため、制度を充実させてまいります。市民の皆さんの生活の場である地域をよくするため、市民の皆さんの手で地区まちづくり計画を作成していただき、総合計画に位置付けて事業化を図り、身近な生活に密着した場づくりや制度などを整備してまいりたいと考えております。事業化に必要な財源は、優先的に確保し、事業実施に当たっては、市民参加の委員会を設けて、予算の有効活用に努めてまいります。

活動拠点のない地区には、コミュニティセンターを設置してまいります。また、地区担当職員を決めて、地区からのまちづくりを支援しようと考えております。

「地域に根ざした福祉システムづくり」では、少子高齢化が急速に進む中で、高齢者が生きがいを持って、安心して暮らせるような地域社会づくりや、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが重要な課題であります。

高齢者をはじめ障害者などすべての人が、地域の中で、自立して、いきいきと暮らせるように、地域福祉計画を策定し、地域に根ざした福祉システムづくりに取り組んでまいります。

安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりでは、市民的議論の中で、子育て支援策や幼保のあり方など基本的な問題に対して、今後進むべき方向を検討しながら、市民主役のふるさと運営の実践テーマとして、市民参画による子育て支援ネットワークづくりを進めてまいります。

「地域教育力の向上」では、家庭、地域、学校が連携し、それぞれの役割を果たしながら、しつけ、社会力、学力など調和のとれた子どもの成長を保障できるように、地域教育を考える場をつくり、地域の子どもは地域で育てる市民運動を充実させ、地域教育力の向上に努めてまいります。

次に、重要な課題である防災対策について申し上げます。

昨年の台風23号により、西脇市は甚大な被害を受けました。この経験を生かし、全力を挙げて防災対策に取り組んでまいります。

激甚災害対策特別緊急事業で、河川改修、築堤、橋の架け替えなどの大事業が県により進められておりますが、この事業の平成21年度完遂に向け、市としても全面的に支援をしてまいります。また、西脇地区や黒田庄地区などの低地、内水対策にも全力で取り組んでまいります。

さらに、危機管理体制を充実し、万一に備え訓練を重ねてまいります。防災行政無線は、合併特例債事業として、早期設置を図ってまいります。

こうした考え方で新市の運営に当たり、元気で安全、安心なふるさとづくりを進めてまいります。このほか、西脇市の重要な課題や継続する主な事業について御説明申し上げます。

まず、子育て支援機能や児童館機能、コミュニティ機能等を備えた複合施設の設置を、茜が丘用地を候補地に検討してまいります。

次に、介護予防に重点を置いた事業を推進するため、新たに地域包括支援センターを設置いたします。

また、保健、医療、福祉の連携による相乗的機能の強化を図るため、これらの機能を集約した施設の整備を研究してまいります。

次に、道路整備については、一般国道 175号西脇北バイパスの本工事の早期着工と黒田庄地区内の計画ルートの早期決定を国に対して働きかけてまいります。また、合併後の一体感の醸成を図る上で、合併支援道路整備事業として計画されております国道 427号、西脇篠山線、津万井西田線、黒田庄滝野線などについても、整備が促進されるよう全力で取り組んでまいります。

さらに、農業の振興については、持続的農業を推進するため、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成を図ってまいります。また、「安全、安心」な農産物が生産できるよう、堆肥を用いた土づくりや有機農法の推奨など環境保全型農業に取り組んでまいります。

また、上下水道事業につきましては、安全で安心な水を市民に供給するため、県水受水事業を平成21年度を目処に推進してまいりますとともに、公共下水道事業につきましても、平成20年度完了を目標に、引き続き面整備を進めてまいります。

商工業については、地場産業の振興を図るため、財団法人北播磨地場産業開発機構に対し、引き続き支援を行います。また、先進的で特色のある事業に対して育成支援するほか、規模は小さくとも地域に根ざした起業を応援していくなど、地域経済活性化策に取り組んでまいります。

また、あらゆる情報ネットワークを活用して、トップセールスで、新規企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、関係機関と連携を図りながら、引き続き雇用の創出に努めてまいります。

学校園については、施設の老朽化が問題となっておりますが、年次計画を立て、計画的に施設の整備に取り組んでまいります。

人権教育につきましては、西脇市人権教育協議会と連携を図りながら、共に生きる地域社会づくりに向け、全市民運動として展開していきたいと考えております。

新病院建設事業につきましては、平成20年度工事完了を目指し、地域医療の中核となる総合病院として、その機能をフルに発揮できるよう、準備を進めてまいります。

さらに、中心市街地については、空洞化、高齢化が進行しており、主要幹線道路の整備等住民と協議すべき課題も多く、今後さらに研究を重ねてまいります。併せて、地域活性化を図るため、西脇TMOの活動を支援してまいります。

また、黒田庄地区の特性を生かすとともに、行政の継続性を確保するため、美しい村づくり総合整備事業を推進してまいります。

これら山積する継続課題に対しましても積極的に取り組んでまいります。

私は、「清潔、公平、実践」を信条に、市民の皆さんとともに知恵を出し、汗を流せる市役所に改革し、市民が主役のふるさと運営を市政推進の基本方針にして、「人、地域、産業が元気なまち」西脇市にするため、全力で取り組んでまいりますので、議員各位の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議会運営委員会名簿

委員長	清瀬 英也	副委員長	池田 勝雄
委員	林 晴信	委員	坂本 操
委員	高橋 博久	委員	上田 平八
委員	坪木 季彦		

常任委員会名簿

区分	総務企画常任委員会	建設経済常任委員会	文教民生常任委員会
委員長	北詰 勝之	廣田 利明	坂本 操
副委員長	林 晴信	中川 正則	早瀬 正之
委員	清瀬 英也	池田 勝雄	藤原 信子
"	田村 慎悟	寺北 建樹	村井 公平
"	高橋 博久	杉本 巧	坪木 季彦
"	上田 平八	山上 武司	藤原 正嗣
"	藤原 教	-	藤本 邦之

助役の選任同意

多井 俊彦
-------

監査委員の選任同意

識見を有する者	高田 兼正	議員のうちから選任する者	藤原 正嗣
---------	-------	--------------	-------

公平委員会委員の選任同意

内橋 康二	村上 逸夫	吉田 典子
-------	-------	-------

固定資産評価審査委員会委員の選任同意

来住 康幸	大嶋 勝雄	石井 榮二	長井 孝章
-------	-------	-------	-------

固定資産評価員の選任同意

遠藤 隆義 (市企画総務部長)
-----------------

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

委員	来住 正幸	補充員	片岡 節子
"	坂本 利信	"	篠原 義忠
"	荒木 恵子	"	林 正昭
"	藤原 一志	"	石井 三郎

## 農業委員会委員の推薦

玉田 登久夫	藤原 敏夫	笹倉 敏則	三谷 康
--------	-------	-------	------

## 教育委員会委員の任命同意

八馬 順子	大西 すず	三崎 紀男
三和田 修造	高瀬 英夫	

## 【平成17年度当初予算】

## 当初予算額集計表

(単位 千円)

会計名	予算額
一般会計	13,098,000
特別会計(合計)	11,624,166
国民健康保険特別会計	3,149,838
老人保健医療事業特別会計	2,177,800
学校給食センター特別会計	228,347
下水道特別会計	3,220,955
黒田庄地区下水道特別会計	219,318
生活排水処理施設特別会計	592,655
老人保健施設特別会計	271,886
公営墓地特別会計	4,743
介護保険特別会計	1,624,353
茜が丘宅地供給事業特別会計	134,271
合計	24,722,166
企業会計(合計)	7,498,812
水道事業会計	1,875,425
簡易水道事業会計	32,957
病院事業会計	5,590,430
総合計	32,220,978

企業会計の予算額は、3条及び4条予算の支出額の合算額である。



一般会計予算額集計表

【歳入】

(単位 千円)

区 分	予 算 額
1 市 税	2,910,405
2 地 方 譲 与 税	196,386
3 利 子 割 交 付 金	9,800
4 配 当 割 交 付 金	8,600
5 株式等譲渡所得割交付金	4,290
6 地 方 消 費 税 交 付 金	184,000
7 ゴルフ場利用税交付金	52,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	89,000
9 地 方 交 付 税	1,696,116
10 交通安全対策特別交付金	4,500
11 分 担 金 及 び 負 担 金	231,550
12 使 用 料 及 び 手 数 料	188,016
13 国 庫 支 出 金	911,600
14 県 支 出 金	1,026,449
15 財 産 収 入	215,266
16 寄 附 金	10
17 繰 入 金	1,903,681
18 諸 収 入	1,411,431
19 市 債	2,054,900
合 計	13,098,000

【歳入】

(単位 千円)

区 分	予 算 額
1 議 会 費	75,476
2 総 務 費	1,258,751
3 民 生 費	2,203,600
4 衛 生 費	1,305,636
5 労 働 費	26,018
6 農 林 水 産 業 費	862,364
7 商 工 費	58,166
8 土 木 費	2,532,670
9 消 防 費	274,509
10 教 育 費	984,663
11 災 害 復 旧 費	200
12 公 債 費	1,119,773
13 諸 支 出 金	2,356,174
14 予 備 費	40,000
合 計	13,098,000

## 4 新市誕生記念式典

平成18(2006)年3月25日、新市発足から約半年を経て、新市長の下、あらためて新市の誕生を内外に披露するため、新「西脇市」誕生記念式典を西脇市立音楽ホールで開催しました。

式典には、来賓や関係者など約230人が出席し、両市町の合併協議に尽力した旧市町長をはじめ合併協議会委員などに対し、総務大臣、兵庫県知事及び市長から感謝状を贈呈しました。来賓祝辞では総務省野上政策評価広報課長が「合併を契機に市民一丸となって『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』の実現に向けて邁進されることを念願します。」との総務大臣のメッセージを披露、井戸知事からはお祝いの言葉に続き「にぎにぎし 新市わきたち記念とて 市民協力地域栄えん」と西脇市の頭文字をかけた新市の誕生を祝う短歌が贈られました。

また、市の木に「さくら」、市の花に「しばざくら」を選定したことを発表し、最優秀者への表彰を行いました。式典の最後には管弦楽器とピアノによる演奏が行われ、華やかに新市の誕生を祝いました。

### - 新「西脇市」誕生記念式典次第 -

日 時	平成18年3月25日(土) 午後1時30分～午後3時5分
場 所	西脇市立音楽ホール アピカホール
来 賓	総務大臣(総務省大臣官房政策評価広報課長)、兵庫県知事 地元選出国會議員、兵庫県議會議長、地元選出県議會議員 近隣市町長、近隣市町議會議長
出席者	合併協議会委員・幹事長、市議會議員、行政委員会等委員 市内自治会長、各種団体代表等
内 容	プロローグ ～ピアノ&チェロ演奏～ 1 開 式 2 市長式辞 3 市議會議長あいさつ 4 合併功労者総務大臣表彰(旧西脇市長・旧黒田庄町長・旧西脇市議會議長・旧黒田庄町議會議長) 5 兵庫県知事感謝(旧西脇市長・旧黒田庄町長) 6 合併功労者市長感謝(合併協議会委員・合併協議会幹事長) 7 来賓祝辞(総務大臣・兵庫県知事・地元選出衆議院議員・地元選出兵 庫県議會議員・富良野市長) 8 来賓紹介 9 祝電披露 10 新市誕生記念ビデオ上映 11 市の木・市の花の発表及び表彰 12 エンディング ～弦楽三重奏&ピアノ演奏～ 13 閉 式

## 市長式辞（要旨）

うらかな春の光が一段と輝きをましてまいりました本日、私たち西脇市民はここに新「西脇市」誕生記念式典を挙げてまいります。ふるさと西脇の歴史に新たな1ページを刻むこのよき日の記念式典に御多忙の折にもかかわらず、御来賓の皆様には錦上花を添えていただき厚く御礼申し上げます。

さて、旧西脇市と黒田庄町が新設合併によって平成17年10月1日に新西脇市として誕生いたしました。もともと地理的にも似通った地域であり、歴史的にも文化の面でもつながりが深いまちでございます。西脇市は播州織や播州釣針を地場産業に北播磨の商工業の中心地として栄えてまいりました。黒田庄町は豊かな自然を生かした有機農業が盛んな地域であり、黒田庄ビーフの産地として知られております。

振り返りますとこの合併は地方分権の進展、社会経済情勢や市民生活の変化への対応、さらには行財政改革の推進など難しくとも果たさなければならない厳しい課題に真正面から対応するため、国が推進する平成の大合併の波を受けて、構造改革を進めながら多様化する行政需要に対応し、時代を担う子どもたちに持続可能なすばらしいふるさとを引き継いでいくための重要なステップとして取り組んでまいりました。このような状況の下、紆余曲折もありましたが平成15年7月、1市1町による合併協議を開始し、11月には法定合併協議会に移行し、度重なる協議を経て昨年10月1日合併を迎え、人口4万6千人、面積132.47平方キロメートルの新西脇市が誕生しました。これもひとえに熱心な議論を重ねていただきました合併協議会の委員の皆様をはじめ、温かく協議を見守り、御意見をいただきました多くの市民の皆様のおかげと感謝しております。

これからも新市の持つ多様な地域資源を活用し、きらりと光る西脇ならではの魅力を全国に発信するとともに、新市の将来像である「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」の実現に向け、4万6千人の市民が心をひとつに合わせ、夢と希望を持って市民主役のふるさと運営を進め、人もまちも活力に満ちた元気な西脇市を築き「合併してよかった」といわれるまちづくりにまい進してまいります。皆様方の温かいお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、御臨席いただきました皆様方のますますの御健勝、御活躍を祈念いたしますとともに、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。式辞といたします。



市の木・市の花最優秀賞者の表彰



---

---

# 關係資料

---

---

## 1 市町村合併関係年表

明治22 (1889) 年	「市制町村制」施行
昭和21 (1946) 年	地方制度調査会設置
昭和22 (1947) 年	「地方自治法」施行
昭和24 (1949) 年	シャウプ使節団の税制改革報告書 (シャウプ勧告) 提出 ・国、県、市町村の事務配分等について勧告
昭和28 (1953) 年	「町村合併促進法」施行 ・人口 8,000人を標準として町村の合併を計画的に推進
昭和31 (1956) 年	「町村合併促進法」失効 「新市町村建設促進法」施行 ・知事の定める合併計画に基づく未合併町村等の合併の推進、知事、首相による合併勧告等を規定
昭和36 (1961) 年	「新市町村建設促進法」一部失効
昭和37 (1962) 年	「市の合併の特例に関する法律」施行 ・市の合併、合併による市の設置を円滑にするための特例措置を規定 「新産業都市建設促進法」施行 ・新産業都市の一体的な建設を促進するため合併による特例措置を規定
昭和39 (1964) 年	「工業整備特別地域整備促進法」施行 ・工業整備特別地域の一体的な建設を促進するため合併による特例措置を規定
昭和40 (1965) 年	「市町村の合併の特例に関する法律」施行 ・市町村の自主的な合併の円滑化のため、合併に関する障害を除去する特例措置を規定。10年間の時限立法
昭和50 (1975) 年	「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・法の有効期間の延長 (10年間)
昭和60 (1985) 年	「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・法の有効期間延長 (10年間)。地方債の配慮に関する規定等を追加
平成元 (1989) 年	第22次地方制度調査会答申 ・「小規模町村のあり方についての答申」を提出
平成 6 (1994) 年	第24次地方制度調査会答申 ・「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」を提出
平成 7 (1995) 年	
4 月	「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・市町村の自主的な合併の推進に向け、合併協議会設置の住民発議制度の創設、議会議員の定数・在任特例の拡充、地方交付税の合併算定替の期間延長等の規定を追加
7 月	「地方分権推進法」施行 ・「地方分権推進計画」の策定に向け、地方分権推進委員会を設置
平成 8 (1996) 年	
12 月	地方分権推進委員会第 1 次勧告 ・市町村の規模と地方分権について言及

## 平成9（1997）年

- 6月 「財政構造改革の推進について」閣議決定  
・市町村の合併を集中改革期間（3年間）中に実行ある方策を講じ、積極的な支援について言及
- 7月 地方分権推進委員会第2次勧告  
・市町村の自主的合併の推進、国の指針策定、財政上の支援措置について言及

## 平成10（1998）年

- 4月 第25次地方制度調査会答申  
・「市町村の合併に関する答申」を提出
- 5月 「地方分権推進計画」閣議決定  
・自主的な合併の一層の促進、都道府県による積極的な合併支援について言及
- 12月 「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行  
・合併に伴う市制施行の人口要件を4万人以上に緩和

## 平成11（1999）年

- 4月 多紀郡4町合併「篠山市」誕生（「平成の大合併」第1号）
- 5月 自治省（現総務省）「市町村合併研究会報告書」（自治省行政局長による私的研究会）を作成
- 7月 自治省「市町村合併推進本部」を設置  
「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行  
・住民発議制度の拡充、合併特例債の創設、地方交付税の合併算定替の更なる期間延長、市制要件の特例等の規定を追加
- 8月 自治省「市町村の合併の推進についての指針」策定  
・都道府県に対し「市町村の合併の推進についての要綱」策定を要請

## 平成12（2000）年

- 4月 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）施行
- 10月 第26次地方制度調査会答申  
・「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」を提出。（合併に係る住民投票制度の拡充、自主的な合併支援のための税財政措置について言及）
- 11月 地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」発表  
・住民投票制度の導入等合併の推進方策について言及
- 12月 「行政改革大綱」閣議決定  
・与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」との方針を踏まえ、合併促進のための行財政措置の拡充について言及  
「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行  
・合併に伴う市制施行の人口要件を3万人以上に緩和（附則に追加）

## 平成13（2001）年

- 1月 兵庫県「今後の市町経営のあり方に関する検討指針」作成

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村の合併の推進についての指針」に基づき、将来の市町経営の自主的・主体的な検討指針として作成</li> </ul>
3月	<p>総務省「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」（新指針）策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に対し、合併支援本部の設置、合併重点支援地域の指定の要請、合併市町村補助金等の財政支援を措置</li> </ul> <p>政府「市町村合併支援本部」設置</p> <p>民間主導による「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」設立</p>
6月	<p>地方分権推進委員会最終報告</p> <p>「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）閣議決定</p> <p>市町村合併・広域行政の強力な推進に向け、目途を立てた速やかな市町村再編について言及</p>
7月	<p>兵庫県「市町経営のあり方検討支援会議」設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議会設置地域の「支援地域」指定を開始</li> </ul>
8月	<p>総務省「市町村合併法定協議会運営マニュアル」（同研究会）を作成</p> <p>市町村合併支援本部「市町村合併支援プラン」策定</p>
10月	<p>福島県矢祭町議会「市町村合併をしない矢祭町宣言」を決議</p>
平成14（2002）年	
3月	<p>総務省「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併特例事業等の財政支援を拡充（合併推進債の創設）、都道府県に対し、さらなる合併支援の要請</li> </ul> <p>「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民発議制度の拡充・住民投票制度の導入、一部事務組合等に関する特例、税制上の特例措置の拡充等の規定を追加</li> </ul>
11月	<p>地方制度調査会西尾勝副会長「今後の基礎的な自治体のあり方について」（西尾私案）提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の人口規模に満たない小規模団体の権限縮小について言及</li> </ul>
12月	<p>兵庫県「合併後の旧市町の自立運営の保証システム」提案</p>
平成15（2003）年	
3月	<p>総務省、合併手続の迅速化のため、合併に伴う市制施行の内協議を廃止</p>
5月	<p>総務省「市町村合併促進プラン」（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）発表</p>
6月	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（骨太の方針2002）閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の一層の推進、団体規模に応じた事務の配分等について言及</li> </ul> <p>総務省「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に対し、枠組み未定地域に対する積極的な措置等を要請</li> </ul>
7月	<p>「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に伴う市制施行の人口要件を3万人以上とすることを本則に規定</li> </ul>
11月	<p>第27次地方制度調査会答申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」を提出</li> </ul>

平成16（2004）年

5月

「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」施行  
・ 地域自治区・合併特例区の設置、現行法の経過措置等を規定

平成17（2005）年

3月

「市町村の合併の特例に関する法律」失効

4月

「市町村の合併の特例等に関する法律」施行

・ 財政支援措置の縮小、都道府県による合併推進構想の策定等を規定

「地方自治法の一部を改正する法律」施行

・ 地域自治区の設置、都道府県の自主的な合併に向けた手続等を規定

5月

総務省「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」告示

・ 都道府県による市町村合併の推進に関する構想の作成等の基準を規定

8月

市町村合併支援本部「新・市町村合併支援プラン」策定

平成18（2006）年

3月

第1回兵庫県市町合併審議会開催

「市町村の合併の特例に関する法律」の経過措置失効



## 2. 合併協議経過年表

### 平成13（2001）年

- 8月10日 「西脇多可の法定合併協議会を創る会」から合併協議会設置の直接請求に係る  
県知事による合併協議会設置請求書同一内容確認申請書提出
- 11月27日 「西脇多可の法定合併協議会を創る会」が西脇市・多可郡4町の合併協議会設  
置請求書を関係市町に提出（有効署名数 6,566人）
- 12月 各市町議会に合併協議会設置議案を付議。議案を審議するため、各市町議会は  
特別委員会を設置

### 平成14（2002）年

- 2月6日 各市町議会、西脇青年会議所との合併に関する意見交換会
- 2月22日 まちづくりフォーラム開催（西脇市民会館）  
＜主催：西脇多可の法定合併協議会を創る会、西脇青年会議所＞
- 4月10日 市町議会、合併に関する特別委員会の意見交換会
- 5月31日 市町議会、合併に関する特別委員会の意見交換会
- 6月25日 各市町議会で合併協議会設置議案を審議。西脇市・中町・黒田庄町で可決。加  
美町・八千代町で否決  
西脇市議会「加東郡を含めた広域合併に関する決議」を可決
- 11月15日 多可郡4町合同会議  
・西脇市を含めた1市4町の枠組みで新設合併とする方向性を確認
- 11月17日 西脇市長に多可郡4町の意向を申入れ
- 12月10日 西脇市・中町・加美町・八千代町・黒田庄町合併研究会発足  
・第1回研究会開催（中町稲荷コミュニティセンター）
- 12月 黒田庄町、市町村合併に関する住民意識調査（1,000人）実施

### 平成15（2003）年

- 1月1日 黒田庄町「黒田庄町まちづくり住民会議」設置
- 1月8日 西脇市長、多可郡4町に加東郡を含めた協議の検討を申入れ
- 1月10日 多可郡4町合同会議、西脇市長の申入れに応じられない旨を回答。西脇市長、  
合併研究会への不参加を表明
- 1月31日 西脇市長・市議会議長、加東郡に合併協議を申入れ
- 2月1日 多可郡4町による広域合併研究会設置（中町）
- 2月28日 多可郡4町合同会議、再度西脇市に合併協議の申入れすることを確認
- 3月12日 西脇市長に多可郡4町の意向を申入れ
- 4月30日 黒田庄町、広域合併研究会を脱退
- 5月1日 西脇市、多可郡4町に合併協議準備の調整会設置を申入れ
- 6月2日 西脇市長、市議会議員協議会で多可郡4町との合併協議を表明
- 6月12日 多可郡4町合同会議、合併協議に当たっての基本事項を確認  
・新設合併、合併協議会での合併基本項目の確認、合併協議会委員構成は各市  
町同数などの項目を確認
- 6月19日 多可郡4町、西脇市長に合同会議の確認事項を申入れ
- 7月4日 西脇市長、多可郡4町長に合併協議会委員の構成数以外の項目についての受入  
れを回答

- 7月10日 西脇市長・多可郡4町長会談  
・兵庫県北播磨県民局が合併協議会委員構成数の調整案を提案  
黒田庄町を除く多可郡3町、西脇市・多可郡4町の枠組みでの合併協議を断念
- 7月11日 黒田庄町、多可郡3町からの合併協議の申入れに対し、「現段階での合併協議には応じられない、新たな道を探るべく検討する」旨を回答
- 7月14日 黒田庄町、西脇市に対し、1市1町での合併研究会設置を申入れ
- 7月22日 西脇市・多可郡4町首長会議  
・多可郡3町、3町の枠組みによる合併協議会設置を表明
- 8月1日 黒田庄町住民懇談会（～30日）  
・町内14箇所で開催（市町村合併について説明）
- 8月12日 西脇市・黒田庄町合併研究会設置  
・発足式、第1回合併研究会（西脇市勤労福祉センター）
- 8月20日 合併協議会先進地視察（洲本市・五色町合併協議会）
- 8月28日 第1回合併研究会幹事会（黒田庄町役場）
- 8月30日 西脇市合併問題に係る住民説明会（～10月17日）  
・市内8箇所で開催
- 9月10日 合併協議会先進地視察（加東郡合併協議会）
- 9月11日 第2回合併研究会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 10月15日 事務事業一元化説明会（～17日）
- 10月22日 第3回合併研究会幹事会（黒田庄町役場）
- 10月23日 第2回合併研究会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月5日 西脇市・黒田庄町両議会で合併協議会設置議案を可決  
第1回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月7日 西脇市・黒田庄町合併協議会設置  
・設置式、事務局発足式を開催（西脇市生涯学習まちづくりセンター）  
・県知事に協議会設置を届出  
住民意向調査発送（～21日）  
・住民4,000人（西脇市3,040人・黒田庄町960人）を対象に実施
- 11月10日 合併協議会委員事前研修会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月14日 第1回合併協議会（西脇市民会館）
- 11月26日 県、西脇市と黒田庄町を「今後の市町経営のあり方に関する支援地域」に指定
- 11月27日 合同専門部会長会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 12月1日 合併協議会だより創刊号発行
- 12月8日 第2回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 12月19日 第2回合併協議会（黒田庄町中央公民館）  
合併協議会ホームページ開設
- 12月26日 第1回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 平成16（2004）年
- 1月13日 第3回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 1月20日 第3回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 1月29日 第2回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月1日 合併協議会だより第2号発行

- 2月9日 第4回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月19日 第4回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 2月23日 第3回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月24日 第5回合併協議会幹事会<Bランク>（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月25日 西脇市・黒田庄町社会福祉協議会合併協議会設立
- 3月8日 第6回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月15日 第4回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月19日 第5回合併協議会（センティア西脇）
- 3月29日 第7回合併協議会幹事会<Bランク>（西脇市生涯学習まちづくりセンター）  
合併まちづくり講演会（西脇市民会館）
- 4月1日 合併協議会だより第3号発行
- 4月5日 第8回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月8日 第5回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月15日 第6回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 4月30日 第9回合併協議会幹事会<Bランク>（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月18日 第10回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月19日 第6回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月26日 第7回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月27日 第11回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 6月1日 合併協議会だより第4号発行
- 6月7日 第12回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 6月18日 第13回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 6月24日 第7回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 6月30日 第8回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 7月1日 電算システム統合に関する説明会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月8日 第14回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月16日 臨時合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月20日 第15回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月21日 第8回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月29日 第9回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 8月1日 合併協議会だより第5号発行
- 8月2日 第16回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 8月12日 第17回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 8月25日 第18回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 8月26日 第10回合併協議会（黒田庄町中央公民館）  
第19回合併協議会幹事会（黒田庄町中央公民館）
- 8月30日 第20回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月2日 第9回新市まちづくり計画検討小委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月6日 第11回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月9日 合併協議会先進地視察（朝来郡合併協議会）
- 9月16日 第21回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月21日 第22回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

- 9月30日 第12回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 10月1日 合併協議会だより第6号発行
- 10月4日 第23回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 10月13日 第24回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月5日 第13回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 11月8日 新市まちづくり計画正式協議
- 11月10日 第25回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月11日 住民説明会＜黒田庄町桜丘校区＞（桜丘小学校体育館）
- 11月12日 住民説明会＜黒田庄町楠丘校区＞（楠丘小学校体育館）
- 11月15日 新市まちづくり計画知事正式協議に対する回答
- 11月16日 第26回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月18日 住民説明会＜西脇市＞（西脇市民会館）
- 11月25日 第14回合併協議会（西脇市音楽ホール）  
合併協定調印式開催（西脇市音楽ホール）
- 11月26日 新市まちづくり計画総務大臣・県知事に送付
- 12月1日 合併協議会だより第7号発行  
新市まちづくり計画・協定項目概要版発行（全戸配布）
- 12月6日 第27回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 12月16日 黒田庄町、合併関連議案可決
- 12月20日 西脇市、合併関連議案可決
- 12月22日 廃置分合申請書提出  
第28回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 12月24日 合併準備作業に係る研修会（西脇市生涯学習まちづくりセンター・黒田庄町役場）
- 12月27日 県、総務省との廃置分合の協議開始
- 平成17（2005）年
- 1月20日 第29回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 1月25日 第15回合併協議会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）  
第1回市章検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月1日 合併協議会だより第8号発行
- 2月2日 第2回市章検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 2月17日 第30回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月1日 「新市まちづくり計画」計画書発行
- 3月3日 第3回市章検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月4日 第1回特別職報酬等検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月15日 第31回合併協議会幹事会開催（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月25日 兵庫県議会廃置分合の議決・合併の決定処分  
廃置分合決定書交付（兵庫県庁知事室）
- 3月29日 第4回市章検討委員会（黒田庄町中央公民館）  
第16回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 4月1日 合併協議会だより第9号発行
- 4月6日 西脇市・黒田庄町社会福祉協議会合併調印式

- 4月7日 第2回特別職報酬等検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月14日 新市予算説明会（西脇市・黒田庄町）
- 4月19日 第32回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月25日 第3回特別職報酬等検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月28日 官報合併告示（総務省告示第529号）
- 5月1日 合併協議会だより第10号発行
- 5月11日 第4回特別職報酬等検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月17日 第33回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月25日 第5回特別職報酬等検討委員会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 5月27日 第1回移転作業担当者会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 6月21日 第34回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月1日 合併協議会だより第11号発行
- 7月7日 福祉事務所業務移転説明会（兵庫県社健康福祉事務所）
- 7月13日 合併協議会廃止議決（西脇市）
- 7月19日 第35回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 7月27日 第18回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 8月2日 合併協議会廃止議決（黒田庄町）
- 8月12日 県知事に合併協議会廃止を届出
- 9月3日 黒田庄町閉町記念式典（黒田庄町中央公民館）  
西脇市市政功労者表彰式（西脇市立音楽ホール）
- 9月7日 第36回合併協議会幹事会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月13日 新市ホームページ入力操作説明会（～14日）（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 9月20日 第19回合併協議会（黒田庄町中央公民館）
- 9月25日 庁舎移転作業
- 9月30日 西脇市閉庁式（西脇市民会館）  
黒田庄町閉庁式（黒田庄町役場）
- 10月1日 新・西脇市誕生  
西脇市開市式（西脇市役所）  
黒田庄地域総合事務所開所式（黒田庄地域総合事務所）  
福祉事務所引継式（西脇市役所）  
行政委員等合同辞令交付式（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 11月6日 市長・市議会議員選挙告示
- 11月13日 市長・市議会議員選挙投票日
- 11月14日 市長・市議会議員当選証書授与  
新市長登庁
- 12月1日 第1回市議会開会（～22日）
- 平成18（2006）年
- 3月25日 新「西脇市」誕生記念式典（西脇市立音楽ホール）  
市の木・市の花制定

### 3 関係規約等

#### (1) 合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に付議すべき事項等について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。

3 幹事長は黒田庄町助役をもって充て、副幹事長は西脇市収入役をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 幹事会は、所掌事務に関する各事項の調査、研究・検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、随時会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
西 脇 市	収 入 役
	教 育 長
	企 画 総 務 部 長
	企 画 課 長
	総 務 課 長
	財 政 課 長
黒 田 庄 町	助 役
	収 入 役
	教 育 長
	企 画 振 興 課 長
	総 務 課 長
	総 務 課 長 補 佐

※平成17年6月30日までは、西脇市助役が副幹事長

## (2) 合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の長をもって充てる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(役員等の職務)

第5条 部会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。



別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課等				備考
	西 脇 市		黒 田 庄 町		
総務・企画部会	理事付	秘書広報課	総務課	企画振興課	関 係 事 務 組 合 等
	企画課	宅地分譲課	出納室	住民課	
	総務課	財政課	中央公民館		
	会計課	防災対策室			
税 務 部 会	税務課	市民課	税務課	保健福祉課	
住民・福祉部会	福祉総務課	長寿福祉課	住民課	保健福祉課	
	児童福祉課	人権推進課	総務課	企画振興課	
	市民課	健康課	企業課	生涯学習課	
	生活環境課	病院			
	老人保健施設				
産業・建設部会	建設総務課	都市整備課	産業課	土木課	
	土木課	建築課	住民課	企画振興課	
	農林振興課	商工労政課	保健福祉課		
	農村整備課	農業委員会			
	会計課				
上下水道部会	管理課	下水道課	企業課		
	水道課				
教 育 部 会	教育総務課	学校教育課	管理課	教育指導課	
	市民スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	中央公民館	
	人権教育室	生活文化総合C			
	公民館	青少年センター			
	地球科学館				
議会・選管・監 査公平部会	議会事務局	選挙管理委員会	総務課	議会事務局	
	監査公平委員会事務局				

### (3) 合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の職員をもって充てる。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員等の職務)

第5条 分科会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	主 な 所 管 課 等		備考
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
財 政 分 科 会	財政課	総務課	関 係 事 務 組 合 等
管 財 分 科 会	財政課、会計課	総務課、中央公民館	
総 務 分 科 会	総務課	総務課	
人 事 分 科 会	総務課	総務課	
電 算 分 科 会	企画課	総務課	
企 画 分 科 会	理事付、企画課、宅地分譲課、防災対策室	総務課、企画振興課、住民課	
秘書・広報分科会	秘書広報課、理事付	総務課、企画振興課	
広域行政分科会	企画課	総務課	
出 納 分 科 会	会計課	総務課、出納室	
税 務 分 科 会	税務課、市民課	税務課、保健福祉課	
住 民 分 科 会	市民課、生活環境課	住民課、総務課	
国保・老健分科会	市民課	保健福祉課	
消 防 団 分 科 会	福祉総務課	住民課	
環 境 分 科 会	生活環境課	住民課、企業課	
交通・防犯分科会	生活環境課、福祉総務課	住民課	
福 祉 分 科 会	福祉総務課、児童福祉課、人権推進課	保健福祉課	
健康・病院分科会	健康課、病院、老人保健施設	保健福祉課	
介護・高年分科会	長寿福祉課	保健福祉課	
社 協 分 科 会	福祉総務課	保健福祉課	
農林水産分科会	農林振興課、農村整備課	産業課	
農業委員会分科会	農業委員会	産業課	
農 地 分 科 会	農村整備課	土木課	
商工観光分科会	商工労政課	産業課、保健福祉課	
建 設 分 科 会	建設総務課、土木課、会計課	土木課、住民課	
住 宅 分 科 会	建築課	住民課	
都市計画分科会	都市整備課、建築課	企画振興課、土木課	
水 道 分 科 会	管理課、水道課	企業課	
下水道分科会	管理課、下水道課	企業課	
教育総務分科会	教育総務課	管理課	
学校教育分科会	学校教育課、青少年C	管理課、教育指導課	
生涯学習分科会	市民スポーツ課、生涯学習課、 人権教育室、生活文化総合C、 公民館、青少年C、地球科学館	生涯学習課、中央公民館	
議 会 分 科 会	議会事務局	議会事務局	
選 挙 分 科 会	選挙管理委員会	総務課	
監査公平分科会	監査公平委員会事務局	議会事務局	

#### (4) 合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）事務局（以下「事務局」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、協議会の運営に関し次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事項

2 前項に掲げるもののほか、新市発足準備に関し次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国・県との連絡調整に関すること。
- (2) 新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。
- (3) その他新市発足準備に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局長補佐その他必要な職員を置く。

2 各係の分掌事務は別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局長補佐は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 所属職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、使用区分、公印を保管するべき者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いは、会長の属する市町の例による。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、原則として、会長の属する市町の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与等については、それぞれ派遣元の市町が支給する。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

係 名	分 掌 事 務
総務調整係	1 庶務及び会計に関すること。 2 予算及び決算の調製に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 幹事会の会議に関すること。 5 合併に係る資料の編さんに関すること。 6 合併の諸手続に関すること。 7 広報広聴活動(会議録・ホームページ・協議会だより)に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 仮例規策定に関すること。 10 講演会、シンポジウム等の開催に関すること。 11 前各号に定めるもののほか、他の係に属さないもの
計画調整係	1 新市建設計画の策定に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 専門部会、分科会の会議に関すること。 4 電算システム統合事務に係る連絡調整に関すること。 5 総務、企画に係る協議調整に関すること。(総務・企画部会) 6 税務に係る協議調整に関すること。(税務部会) 7 民生、福祉に係る協議調整に関すること。(住民・福祉部会) 8 産業、建設に係る協議調整に関すること。(産業・建設部会) 9 上下水道事業に係る協議調整に関すること。(上下水道部会) 10 教育に係る協議調整に関すること。(教育部会) 11 議会、選挙等に係る協議調整に関すること。(議会・選管・監査公平部会)
合併準備係	1 国・県との連絡調整に関すること。 2 新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。 3 その他新市発足準備に関し必要な事項

## 別表第2（第7条関係）

公印の名称	西脇市・黒田庄町合併協議会長印
ひな型	古印体 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 西脇市・  黒田庄町  合併協議  会長印 </div>
寸法	2.4 cm×2.4 cm
使用区分	会長名をもってする文書
管守者	事務局長
個数	1

公印の名称	西脇市・黒田庄町合併協議会長職務代理者印
ひな型	古印体 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 西脇市・黒  田庄町合併  協議会長職  務代理者印 </div>
寸法	2.4 cm×2.4 cm
使用区分	会長職務代理者名をもってする文書
管守者	事務局長
個数	1

## (5) 合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第16条の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に要する経費をもって歳出とする。

(予算の調製等)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認を得たときは、会長は、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度によるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、その旨を関係市町の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、関係市町の長が協議会に係る既定予算の補正をすべき額を決定したときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により補正予算の承認を得た場合に準用する。

(予算の款、項及び目の区分)

第5条 歳入歳出の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、安全な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算の調製等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、承認を得たときは、当該決算の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

### 附 則

1 この規程は、平成15年11月7日から施行する。

2 協議会を設置した年度については、第3条第1項の規定にかかわらず、会長が専決し、協議会設

置後最初に開催される協議会で承認を得るものとする。

別表（第5条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

歳出予算の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
	2 事業推進費	1 協議会費
		2 調査研究費
		3 広報費
2 予備費	1 予備費	1 予備費



## (6) 合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第17条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は日額 7,800円とする。ただし、常勤の公務員である委員等については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務のために、旅行した場合（北播磨県民局管内を除く。）は、会長の属する市町の例により費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する旅費の種類、額及び支給方法等については、会長の属する市町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

## (7) 合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛同を得て、公開しないことができるものとする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長は、会議の開催に当たり、会議録に署名する委員（以下「会議録署名委員」という。）を2名指名する。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

2 議長は、前項の規定による表決を採ろうとするときは、挙手又は投票を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（別記様式）を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 会議録は、会議録が確定した日以後に公開するものとする。

3 会議録及び会議に提出された文書の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月14日から施行する。

別記様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日 ( )	
		「開会 時 分」	
		「閉会 時 分」	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「名簿」のとおり	
欠席者氏名		別紙「名簿」のとおり	
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過		別紙のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
年 月 日		署名委員 印 印	

## (8) 合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式第1号又は様式第2号）に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴証)

第5条 一般席の傍聴人に対しては、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証（様式第3号）を交付する。ただし、その時刻における傍聴希望者が第3条の定員を超えるときは、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話及びポケットベルの電源は切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人（報道関係者を除く。）は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

---

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月14日から施行する。



様式第2号（第4条関係）

西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴受付簿  
（ 報 道 関 係 者 席 用 ）

1 会議の内容

会 議 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
特 記 事 項	

2 傍聴希望者受付

受付番号	氏 名	所 属 機 関	住 所

様式第3号（第5条関係）

傍 聴 証 第 号	
会 議 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
西脇市・黒田庄町合併協議会	

## (9) 合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町の指定する場所とし、その時間は、閲覧に供する場所の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 閲覧者が、会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用を負担する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月14日から施行する。



会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

西脇市・黒田庄町合併協議会会長 様

申出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し上げます。

記

1 閲覧希望日時 年 月 日 ( )  
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

2 閲覧希望文書

(1) 会議の名称 : \_\_\_\_\_

(2) 文書の種類

会議録

会議に提出された文書

※ 該当するところにチェックを付けてください。

3 閲覧の目的

協議会の審議状況を把握するため

協議会の審議状況を広報するため

合併についての論議資料とするため

その他 ( )

※ 該当するところにチェックを付けてください。

## (10) 市章検討小委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）に新「西脇市」の市章の選定等について検討するため、市章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は協議会委員のうちから協議会会長が指名する者並びに協議会幹事会幹事長及び副幹事長をもって充てる。

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

### (関係者等の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、委員会における検討及び審議の結果について、協議会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬、費用弁償については、協議会委員の例による。

2 第5条の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して謝礼、費用弁償を支払うことができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

## (11) 新市特別職報酬等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）に協議会会長からの諮問に応じ、新市の特別職報酬等について検討するため、新市特別職報酬等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の会長より諮問された報酬等の額を審議し、答申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は西脇市及び黒田庄町の長が協議して選任する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告又は答申)

第7条 委員長は、委員会における検討の経過及び審議の結果について、協議会の会長に報告又は答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬、費用弁償については、協議会委員の例による。

2 第6条の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して謝礼、費用弁償を支払うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

## 4 合併協定書

### 1 合併の方式

西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は「西脇市」とする。

### 4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、西脇市郷瀬町605番地（現在の西脇市役所）とする。
- (2) 現在の黒田庄町役場については、当分の間、新市の支所（地域総合事務所）とする。

### 5 財産の取扱い

両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

### 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市の議会の議員の定数については、20人とする。
- (2) 議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。

### 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。
- (2) 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

### 8 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。
- (2) 法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。
- (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により

調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 鉱産税については、現行のとおりとする。
- (7) 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市発足時に統一する。
- (3) 職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

## 10 特別職の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長  
任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
- (2) 議会議員及び農業委員会委員  
報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
- (3) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員  
委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
- (4) その他特別職  
その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。

## 11 条例・規則等の取扱い

協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 新市において一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 新市において逐次制定し、施行させることとするもの

## 12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。

- (2) 支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

### 13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満了日に当該組合を脱退する。
- (3) 兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。
- (4) 播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

### 14 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るため新市発足時に統一する。
- (3) 道路占用料については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

### 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。
- (2) 統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

### 16 補助金・交付金等の取扱い

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。

### 17 町・字の区域及び名称の取扱い

- (1) 西脇市及び黒田庄町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。

- (2) 西脇市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
- (3) 黒田庄町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（黒田庄町）を付した大文字名とし、字名については現行のとおりとする。

## 18 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足までに調整する。
- (2) 市民憲章については、新市において調整する。
- (3) 市の木については、新市において調整する。
- (4) 市の花については、新市において調整する。
- (5) 新都市像については、新市において調整する。
- (6) 名誉市民については、新市に引き継ぐ。
- (7) 市民表彰については、新市において調整する。
- (8) 宣言については、新市において調整する。
- (9) 市歌については、新市において調整する。

## 19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 賦課方式については、現行のとおり4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とする。
- (2) 保険税率については、新市において新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。
- (3) 保険税の納期については、西脇市の例により調整する。
- (4) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

## 20 介護保険事業の取扱い

- (1) 保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。
- (2) 保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。
- (3) 保険料の減免措置については、新市発足時に再編する。

## 21 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。
- (2) 両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。
- (3) 消防協力員の体制等については、新市発足時に統合整備する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。
- (4) 消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。
- (5) 消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。

## 22 各種事業の取扱い

## 22-1 都市交流事業

姉妹都市・友好都市については、新市においても交流を継続する。

## 22-2 電算システム事業

電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。

## 22-3 広報広聴関係事業

- (1) 広報誌については、新市においても定期的に発行する。
- (2) 市勢要覧については、新市において作成する。
- (3) ホームページについては、新市において開設する。
- (4) 広聴活動については、新市において調整する。

## 22-4 納税関係事業

- (1) 納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
- (2) 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。

## 22-5 防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。
- (2) 黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。
- (3) 防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。

## 22-6 交通関係事業

- (1) コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。
- (2) 福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。
- (3) JR加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。

## 22-7 人権政策推進事業(女性施策含む。)

- (1) 隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。
- (2) 人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。



- (3) 人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
- (4) 人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
- (5) 人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。
- (6) 男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

## 22-8 保健衛生事業

- (1) し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。
- (4) 環境審議会については、新市において新たに設置する。

## 22-9 各種福祉事業

- (1) 母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (2) 障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。
- (4) 乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。
  - ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - イ 幼児医療費助成については、新市発足までに調整する。
- (5) 母子家庭等医療費助成事業については、新市発足までに調整する。

## 22-10 保育事業

- (1) 公立（町立）保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

## 22-11 生活保護事業

生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。

## 22-12 健康づくり事業

- (1) 母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。
- (3) 子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。

- (4) 予防接種事業については、新市発足時に再編する。
- (5) 成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業）については、新市発足時に再編する。
- (6) 成人・老人保健事業（個別健康教育・相談事業）については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
- (7) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。

## 22-13 農林水産関係事業

### (1) 農業関係事業

- ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。
- イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。
- ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
- エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
- オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。
- カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。

### (2) 畜産関係事業

- 畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### (3) 林業関係事業

- ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。
- イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。

### (4) 土地改良事業

- ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。ただし、新市発足時に施工中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 22-14 商工・観光関係事業

- (1) 市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。
- (3) 企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。
- (4) 商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

## 22-15 勤労者・消費者関連事業

- (1) 勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。
- (2) 消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

## 22-16 建設関係事業

- (1) 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。
- (3) 住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。
- (4) 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。
- (7) 道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
- (8) 市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。
- (9) 道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町単独補助事業を実施する。
- (10) 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。

## 22-17 上・下水道事業

- (1) 上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。
- (4) 給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
- (5) 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
- (6) 下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。
- (8) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
- (9) 水洗化促進事業については、新市において再編する。

## 22-18 学校教育事業

- (1) 通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) ALT（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。
- (3) 学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。

- (4) 幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。
- (5) 幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (6) 預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。
- (8) 奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。
- (9) 学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。

#### 22-19 文化振興事業

- (1) 市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。

#### 22-20 社会教育事業

- (1) 子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。
- (3) 高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。
- (4) 各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。
- (5) のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

#### 22-21 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。
- (2) 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。

#### 22-22 その他事業

指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。

### 23 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

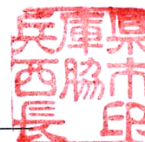
# 調 印 書

西脇市及び多可郡黒田庄町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく西脇市・黒田庄町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年11月25日

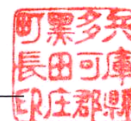
西 脇 市 長

内橋直昭



黒 田 庄 町 長

東野敏弘



## 5 合併研究会・合併協議会決算

## ① 合併研究会決算

## 【歳入】

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金 及び負担金		600,000	508,146	508,146	0	0	△ 91,854
	1 負担金	600,000	508,146	508,146	0	0	△ 91,854
2 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 諸収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		602,000	508,146	508,146	0	0	△2,000

## 【歳出】

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 研究会 費		602,000	508,146	0	93,854	93,854
	1 総務管理費	602,000	508,146	0	93,854	93,854
歳出合計		602,000	508,146	0	93,854	93,854

歳入歳出差引残額

0 円

## ② 平成15年度決算

## 【歳入】

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金 及び負担金		12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	0	0
	1 負担金	12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	0	0
2 諸収入		2,000	28	28	0	0	△1,972
	1 諸収入	2,000	28	28	0	0	△1,972
歳入合計		12,202,000	12,200,028	12,200,028	0	0	△1,972

## 【歳出】

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費	1 総務管理費	2,473,000	1,638,309	0	834,691	834,691
	2 事業推進費	9,579,000	7,703,105	0	1,875,895	1,875,895
2 予備費	1 予備費	150,000	0	0	150,000	150,000
歳出合計		12,202,000	9,341,414	0	2,860,586	2,860,586

歳入歳出差引残額

2,858,614 円

### ③ 平成16年度決算

#### 【歳入】

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金 及び負担金		11,600,000	11,600,000	11,600,000	0	0	0
	1 負担金	11,600,000	11,600,000	11,600,000	0	0	0
2 繰越金		2,255,000	2,858,614	2,858,614	0	0	603,614
	1 繰越金	2,255,000	2,858,614	2,858,614	0	0	603,614
3 諸収入		2,000	65	65	0	0	△1,935
	1 諸収入	2,000	65	65	0	0	△1,935
歳入合計		13,857,000	14,458,679	14,458,679	0	0	601,679

#### 【歳出】

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費	1 総務管理費	4,394,000	3,363,935	0	1,030,065	1,030,065
	2 事業推進費	9,113,000	6,431,685	630,000	2,051,315	2,681,315
2 予備費	1 予備費	350,000	0	0	350,000	350,000
歳出合計		13,857,000	9,795,620	630,000	3,431,380	4,061,380

歳入歳出差引残額

4,663,059 円

### ④ 平成17年度決算

#### 【歳入】

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金 及び負担金		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
	1 負担金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
2 繰越金		4,191,000	4,663,059	4,663,059	0	0	472,059
	1 繰越金	4,191,000	4,663,059	4,663,059	0	0	472,059
3 諸収入		2,000	21	21	0	0	△1,979
	1 諸収入	2,000	21	21	0	0	△1,979
歳入合計		5,193,000	5,663,080	5,663,080	0	0	470,080

#### 【歳出】

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費	1 総務管理費	1,901,000	1,574,179	0	326,821	326,821
	2 事業推進費	3,149,000	3,047,980	0	101,020	101,020
2 予備費	1 予備費	143,000	0	0	143,000	143,000
歳出合計		5,193,000	4,622,159	0	570,841	570,841

歳入歳出差引残額

1,040,921 円

## 6 協議会だより(掲載項目)

### 第1号(創刊号) 平成15年(2003)12月1日発行 (4ページ)

会長・副会長のあいさつ  
第1回合併協議会の内容  
合併協議会発足までのいきさつ  
合併協議会のしくみ  
合併協議会委員  
合併協議会からのお知らせ

### 第2号 平成16年(2004)2月1日発行 (10ページ)

第2回・第3回合併協議会の内容  
新市の名称「西脇市」  
数字でみる新しいまちのすがた  
第1回・第2回新市まちづくり計画検討小委員会の内容  
新市まちづくり計画検討小委員会委員名簿  
住民意向調査の結果概要  
合併協定項目  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

### 第3号 平成16年(2004)4月1日発行 (12ページ)

第4回・第5回合併協議会の内容  
第3回・第4回新市まちづくり計画検討小委員会の内容  
合併協定項目の調整のしかた  
協議会だよりにでてきたことばQ&A  
「新市まちづくり計画(素案)」策定状況  
合併協定項目の協議状況  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

### 第4号 平成16年(2004)6月1日発行 (6ページ)

第6回・第7回合併協議会の内容  
第5回・第6回新市まちづくり計画検討小委員会の内容  
事務事業一元化の流れ  
協議会だよりにでてきたことばQ&A  
合併協定項目の協議状況  
合併協議会からのお知らせ



---

あとがき

**第5号 平成16年(2004)8月1日発行 (12ページ)**

第8回合併協議会の内容

協議会だよりにてできたことばQ&A

第7回・第8回新市まちづくり計画検討小委員会の内容

住民説明会

みんなの意見箱

「新市まちづくり計画(素案)」策定状況(part 2)

合併協定項目の協議状況

合併協議会からのお知らせ

あとがき

**第6号 平成16年(2004)10月1日発行 (10ページ)**

第9回・第10回・第11回合併協議会の内容

協議会だよりにてできたことばQ&A

第9回新市まちづくり計画検討小委員会の内容

住民説明会での意見・要望

合併協定項目の協議状況

合併協議会からのお知らせ

あとがき

**第7号 平成16年(2004)12月1日発行 (10ページ)**

第12回・第13回・第14回合併協議会の内容

合併協議会傍聴者数

協議会だよりにてできたことばQ&A

合併協定調印式

第2回住民説明会について

合併までのスケジュール

合併協議会からのお知らせ

あとがき

**第8号 平成17年(2005)2月1日発行 (6ページ)**

第15回合併協議会の内容

協議会委員のみなさんの思い

カメラを持ってぶらり歩き

合併協議会からのお知らせ

あとがき

**第9号 平成17年(2005)4月1日発行 (6ページ)**

市章に関する住民意向調査について  
公共施設の名称変更について  
廃置分合処分決定書交付式  
新「西脇市」誕生まであと 182日！  
悪質商法に注意！  
兵庫県内の合併への取組状況  
カメラを持ってぶらり歩き  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

**第10号 平成17年(2005)5月1日発行 (8ページ)**

第16回合併協議会の内容  
住所表示の変更による手続きについて  
カメラを持ってぶらり歩き  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

**第11号 平成17年(2005)7月1日発行 (6ページ)**

第17回合併協議会の内容  
カメラを持ってぶらり歩き  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

**最終号 平成17年(2005)9月1日発行 (6ページ)**

第18回・第19回合併協議会の内容  
開市式のお知らせ  
わたしたちのまちの歴史  
庁舎移転・引越しのお知らせ  
選挙のお知らせ  
会長あいさつ  
合併協議会からのお知らせ  
あとがき

## 参考文献

次の文献等を参考に本書を取りまとめました。

- 市町村自治研究会編集 「Q&A市町村合併ハンドブック<第2次改訂版>」  
ぎょうせい 平成15年5月
- 市町村自治研究会編集 「逐条解説市町村合併特例法（改訂版）」  
ぎょうせい 平成15年7月
- 総務省ホームページ「合併相談コーナー」
- 神戸新聞社新聞記事、同社ホームページ特集「市町合併」
- 西脇市・黒田庄町合併協議会 「西脇市 新市まちづくり計画」  
西脇市・黒田庄町合併協議会 平成17年2月
- 黒田庄町史編纂委員会 「黒田庄町史」  
黒田庄町 昭和47年11月
- 西脇市史編纂委員会 「西脇市史」  
西脇市長高瀬信二 昭和58年3月
- 川瀬憲子 「市町村合併と自治体の財政—住民自治の視点から—」  
自治体研究社 平成13年8月
- いわき未来づくりセンター 「いわき市の合併と都市機能の変遷」  
いわき未来づくりセンター 平成16年9月
- 兵庫県総務部地方課 「兵庫県市町村合併史」  
兵庫県 昭和37年11月
- 角川日本地名大辞典編纂委員会 「兵庫県地名大辞典」  
角川書店 昭和63年10月
- その他旧西脇市、旧黒田庄町及び西脇市・黒田庄町合併協議会作成資料

## 編集後記

平成15（2003）年8月に西脇市と黒田庄町による合併研究会が設立されてから約2年2か月、この間法定合併協議会へ移行し、合併に向けた具体的な協議が行われ、平成17（2005）年10月、新・西脇市の誕生を迎えました。

長い歴史を持つ両市町を廃し、新たな自治体を創設するという歴史的な決断から実現に至るまでの経緯、また、その決断に至るまでの過程についても記述しておくことが、新・西脇市に対する認識と理解を深めることにつながると考え、「新・西脇市誕生までのあゆみ」として取りまとめました。

もとより記録とは「将来のために物事を書きしるしておくこと」であり、将来において過去を紐解く材料になるものです。そのため、可能な限り正確な事象を記すべく、主観的な視点や将来への言及を避け、各種資料等に基づき作成してまいりました。

本書が将来における市町合併の記録としてだけでなく、今回の歴史的瞬間に立ち会った人々の記憶の補完になれば幸いです。



### 新・西脇市誕生までのあゆみ

—西脇市・黒田庄町合併の記録—

発行 平成 18 年 6 月

作成 西脇市ふるさと創造部企画課

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605

☎ 0795-22-3111（代表）

URL <http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp/>

Eメール [kikaku@city.nishiwaki.hyogo.jp](mailto:kikaku@city.nishiwaki.hyogo.jp)